

第 102 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和 5 年 7 月 26 日（水） 10：00～16：00

場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) (仮称) 蕨川地区風力発電事業 環境影響評価方法書について (資料No.1-1～1-6)
- (2) 岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書について (資料No.2-1～2-5)
- (3) SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画 第 2 種事業の判定について (資料No.3-1～3-5)
- (4) 「大船渡工場次期原料山開発事業」における開発工事可能範囲の調整について (資料No.4)

3 その他

- (1) 住田遠野ウィンドファーム現地調査の実施結果について (報告)
- (2) 風力発電に係る環境影響評価のあり方検討会報告書 (環境省) について (報告)
- (3) 東北弁護士会連合会決議文について (報告)
- (4) 環境影響評価手続の実施状況等について (報告)

4 閉会

【配付資料】

- No.1-1：(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書に係る環境影響評価手続状況
No.1-2：(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書に対する市町村長意見
No.1-3：(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解
No.1-4：(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答
No.1-5：(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答別紙
No.1-6：(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書に係る岩手県知事意見 (イヌワシ関連) の
検討【非公開資料】

- No.2-1：岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書に係る環境影響評価手続状況
- No.2-2：岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書に対する市町村長意見
- No.2-3：岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解
- No.2-4：岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答
- No.2-5：岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答別紙

- No.3-1：SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画に係る届出の状況
- No.3-2：第2種事業の判定の基準
- No.3-3：第2種事業判定に係る市町村長意見
- No.3-4：事業概要書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答
- No.3-5：事業概要書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答別紙【非公開】

No.4：「大船渡工場次期原料山開発事業」における開発工事可能範囲の調整について【非公開】

- No.5-1：住田遠野ウィンドファーム現地調査の実施結果について
- No.5-2：令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書（令和5年3月）について
- No.5-3：東北弁護士会連合会決議文について
- No.5-4：環境影響評価手続の実施状況等について

第102回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	○
伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科 准教授	○※
大河原 正文	岩手大学理工学部 准教授	×
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科 教授	○※
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長	×
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	○※
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部 講師	○※
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 課長補佐	○
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類 教授	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	○※
前田 琢	岩手県環境保健研究センター 上席専門研究員	○
三宅 諭	三重大学大学院工学研究科 教授	○※

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【専門調査員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
高橋 雅雄	岩手県立博物館 専門学芸調査員	○

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境保全課 総括課長	
阿部 茂	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 真吾	環境保全課 主任主査	
佐々木 麻里	環境保全課 主事	
昆野 里菜	環境保全課 主事	
昆野 智恵子	環境保全課 主査	
佐藤 悠	環境保全課 技師	
佐々木 剛	資源循環推進課 主任主査	
工藤 航希	自然保護課 主査	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
昆野 辰樹	都市計画課 主任	
千葉 真也	建築住宅課 技師	
小原 穰	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 主任主査(オブザーバー)	

【議事(1)事業者及びコンサル】

氏名	職名	備考
林 之丈	株式会社グリーンパワーインベストメント 事業開発部門 陸上風力事業開発本部 副本部長	
持木 克之	株式会社グリーンパワーインベストメント 事業開発部門 開発推進本部 開発インプレ部 環境アセスメントグループマネージャー	
秦 明沙子	株式会社グリーンパワーインベストメント 事業開発部門 陸上風力事業開発本部 事業開発第三グループ アシスタントマネージャー	
菅林 恵太	日本工営株式会社 地球環境事業部 環境部 課長	
中川 達慈	日本工営株式会社 地球環境事業部 環境部 技術社員	
野中 聡	日本工営株式会社 北東北事務所 技術顧問	
村山 元	日本工営株式会社 仙台支店基盤技術部 チーフスペシャリスト	
小島 千里	日本工営株式会社 仙台支店基盤技術部 課長補佐	

【議事(2)事業者及びコンサル】

氏名	職名	備考
高島 保夫	株式会社タカ・クリエイト 代表取締役	
松長 弘孝	株式会社タカ・クリエイト 顧問	
成田 浩一	一般財団法人日本気象協会 環境・エネルギー事業部 調査役	
田中 健人	一般財団法人日本気象協会 環境・エネルギー事業部 環境アセスメント事業課 副課長	
山田 裕美	一般財団法人日本気象協会 環境・エネルギー事業部 環境アセスメント事業分室	

【議事(3)事業者及びコンサル】

氏名	職名	備考
小笠原 秀彦	SMC株式会社 社長室 課長	
三宅 利久	SMC株式会社 遠野工場 工場長	
石井 照雄	SMC株式会社 施設管理部 課長	
山下 道子	大成建設株式会社 クリーンエネルギー・環境事業推進本部 課長	環境アセス
横溝 成人	大成建設株式会社 設計本部 部長	計画全体 ・意匠
藤田 隆史	大成建設株式会社 設計本部	設備
平賀 順也	大成建設株式会社 設計本部	外構
齋藤 誠	大成建設株式会社 東北支店 作業所長	施工
田中 亨	株式会社オオバ 東京支店 環境部 課長	環境アセス
高田 峻也	株式会社オオバ 東京支店 環境部 主任	環境アセス

第 102 回岩手県環境影響評価技術審査会 タイムテーブル

日時 令和 5 年 7 月 26 日 (水) 10 : 00 ~ 16 : 00

場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

時間	内容
10 : 00	開会
10 : 10 ~ 12 : 00	議事 (1) (仮称) 藪川地区風力発電事業 環境影響評価方法書について
12 : 00 ~ 13 : 00	昼食休憩
13 : 00 ~ 14 : 00	議事 (2) 岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書について
14 : 00 ~ 14 : 15	休憩
14 : 15 ~ 15 : 15	議事 (3) SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画 第 2 種事業の判定について
15 : 15 ~ 15 : 45	議事 (4) 「大船渡工場次期原料山開発事業」における開発工事可能範囲の調整について【非公開】
15 : 45 ~ 16 : 00	その他
16 : 00	閉会

(仮称) 藪川地区風力発電事業環境影響評価方法書に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 藪川地区風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 140,000kW	
事業の実施区域(予定地)	盛岡市及び下閉伊郡岩泉町	
事業者の名称	株式会社グリーンパワーインベストメント	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和4年 8月25日付け
	縦覧期間	令和4年 8月26日～令和4年 9月26日
	住民等の意見書の提出期間	令和4年 8月26日～令和4年 9月26日
	技術審査会の審査	令和4年 9月29日
	知事意見の送付	令和4年 11月2日 (送付期限: 令和4年11月4日)
方法書	提出	令和5年 3月27日付け
	縦覧期間	令和5年 3月27日～令和5年 4月26日
	住民等の意見書の提出期間	令和5年 3月27日～令和5年 5月17日
	説明会	令和5年 4月7日、8日
	意見の概要書の提出	令和5年 6月9日 意見: 27件(5通)
	技術審査会の審査	令和5年 7月26日
	知事意見の送付	令和5年 月 日 (送付期限: 令和5年9月7日)

「(仮称) 藪川地区風力発電事業環境影響評価方法書」に対する盛岡市長意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応していただきたい。
- (2) 事業実施区域の周辺において他事業者の既設の風力発電所が稼働しており、現在、環境影響評価手続き中の風力発電所も計画されていることから、調査、予測及び評価にあたってはその時点で入手しうる最新の情報を活用するとともに、必要に応じて追加的に調査を実施するなど累積的な影響について検討していただきたい。

2 個別的事項

(1) 水質

当該事業区域内には、水道水源保護区域が指定されておりますので、工事の実施に伴う水質への影響について、最新の知見・技術を用いて調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行い、対象事業実施区域への影響が最小限となるよう配慮願います。

(2) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定していただきたい。

イ 施設の配置及び施工方法については、鳥類の営巣活動に極力影響がないように計画し必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するような環境保全措置を実施していただきたい。特に食物連鎖の上位に位置する猛禽類の保護については、生態系保全の観点から重要であるため、十分に配慮願います。

(3) 景観

対象事業実施区域は、「景観形成区域の山地景観区域」、「景観形成重点区域の眺望景観保全地域の夜更森景観地域から姫神山眺望領域、川崎緑地から姫神山眺望領域、渋民公園から姫神山眺望領域、柴沢から姫神山眺望領域、門前寺から姫神山眺望領域」に位置しています。今後、作業を進めるにあたり建築物や工作物の色彩なども含め盛岡市景観計画の景観形成基準に適合させて検討していただきたい。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備の配置等の検討にあたっては、事業実施区域周辺も含め、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、専門家等の助言に加え、地域住民や他の利用者の意見を聴き、これらの結果を踏まえて事業実施による影響を回避・低減するよう配慮願います。

「(仮称) 藪川地区風力発電事業環境影響評価方法書」に対する岩泉町長意見

方法書に記載された調査、予測及び評価の手法は概ね妥当と考えられるが、以下の点に留意して、環境影響評価の手続きを進めていただきたい。

1 総括的事項について

環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて項目及び手法等を見直すとともに、最新の知見を取り入れながら追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応していただきたい。

また、計画事業を進めるに当たっては、周辺の環境保全に最大限配慮し、地域住民の理解を得るようにしていただきたい。

2 低周波音について

国の動向など最新の知見により適切な評価を行うよう努めていただきたい。

3 生態系（動植物）への影響について

当該地周辺には高山特有の植物や動物等が生育・生息していると思われることから、しっかりと調査を実施したうえで、有識者等からの意見を踏まえ、事業を実施していただきたい。

4 県立自然公園について

(1) 対象実施区域外ではあるものの、当該区域周辺は、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査で特定植物群落に選定された「シラカンバ林」が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(2) 景観に対する影響想定区域の一部は、岩手県の県立自然公園条例に基づく外山早坂県立自然公園の第2種特別地域及び第3種特別地域に指定されている。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該県立自然公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(3) 対象実施区域外ではあるものの、当該区域周辺は、岩手県の県立自然公園条例に基づく外山早坂県立自然公園に指定されているほか、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、本事業の実施に伴う工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による

当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

「(仮称) 藪川地区風力発電事業環境影響評価方法書」に対する宮古市長意見

意見なし

(仮称) 藪川地区風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和5年6月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して31日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年3月27日（月）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和5年3月27日（月）付 岩手日報

※説明会の開催状況についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

令和5年3月27日（月）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙2-1参照）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/jokyo/1005998/1058586.html>

- ・盛岡市のウェブサイト（別紙2-2参照）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/kankyo/kankyokatsudo/1040688.html>

- ・株式会社グリーンパワーインベストメントのウェブサイト（別紙2-3参照）

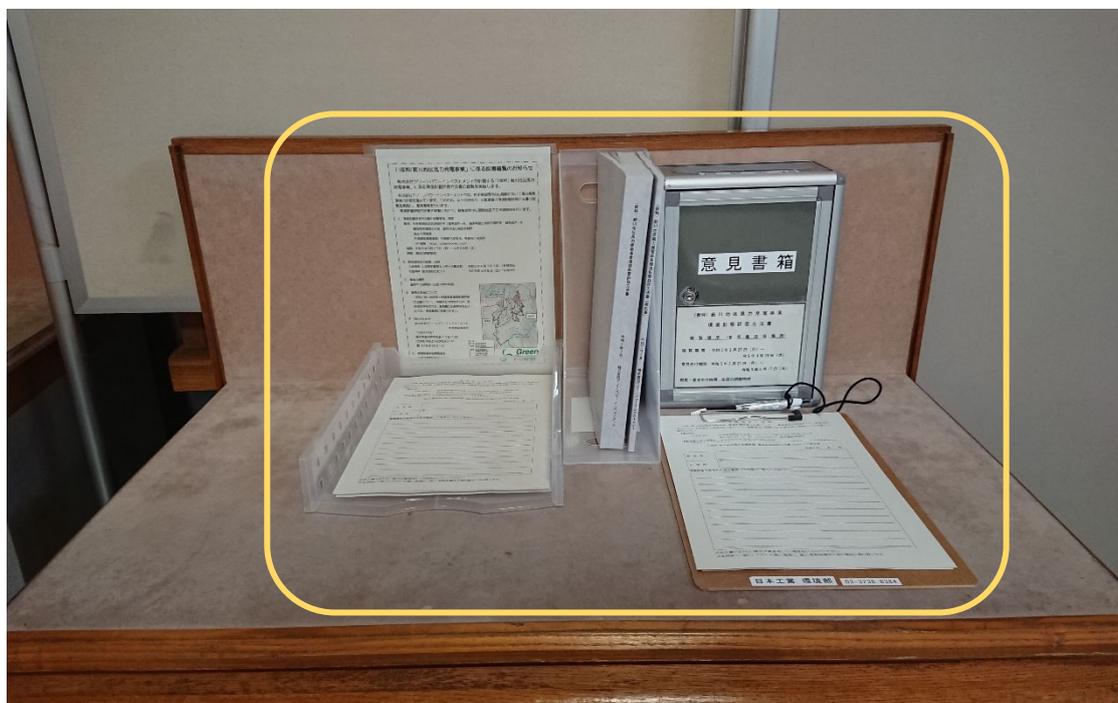
<https://greenpower.co.jp/2023/03/27/information-yabukawa-hohosyo/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 8 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用より縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・盛岡地区合同庁舎 1 階県民ホール
(岩手県盛岡市内丸 11-1)
- ・宮古地区合同庁舎 1 階県民ホール
(岩手県宮古市五月町 1-20)
- ・盛岡市若園町分庁舎
(岩手県盛岡市若園町 2-18)
- ・盛岡市玉山総合事務所
(盛岡市渋民字泉田 360)
- ・岩泉町政策推進課
(岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5)
- ・岩泉町大川支所
(岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町 117-4)
- ・岩泉町小川支所
(岩手県下閉伊郡岩泉町門字町 66-1)
- ・宮古市環境課
(岩手県宮古市宮町一丁目 1 番 30 号)



(盛岡市玉山総合事務所)

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社グリーンパワーインベストメント ウェブサイト

<https://greenpower.co.jp/2023/03/27/information-yabukawa-hohosyo/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和5年3月27日（月）から令和5年4月26日（水）（土・日・祝日を除く。）
- ・縦覧時間：開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数（意見書提出者数）は0名であった。

（内訳）

・盛岡地区合同庁舎 1階県民ホール	0名
・宮古地区合同庁舎 1階県民ホール	0名
・盛岡市若園町分庁舎	0名
・盛岡市玉山総合事務所	0名
・岩泉町政策推進課	0名
・岩泉町大川支所	0名
・岩泉町小川支所	0名
・宮古市環境課	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づく、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙1、別紙2参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下の通りである。

① 岩泉町

- ・開催日時：令和5年4月7日（金） 18時～20時
- ・開催場所：岩泉町大川基幹集落センター（岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町117-4）
- ・来場者数：17名

② 盛岡市

- ・開催日時：令和5年4月8日（土） 18時～20時
- ・開催場所：盛岡市岩洞活性化センター（岩手県盛岡市藪川字外山35-45）
- ・来場者数：23名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定では、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出ができるとあるが、5月上旬の祝日を考慮して、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して3週間を経過するまでの間、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年3月27日（月）から令和5年5月17日（水）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙3参照）
- ②株式会社グリーンパワーインベストメントへの書面郵送

(3) 意見書の提出状況

意見提出は5通、意見総数は27件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解(1)

<事業計画>

岩手県盛岡市 A 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>蕨川自治会の●●●●です。</p> <p>私達の蕨川地域は古くから塩の道として利用され畜産を中心とした農業と林業で生計を立て生活をしてきました。</p> <p>しかしながら近年は高度経済成長の中、一次産業の衰退、道路網の整備により安定した生活資金獲得の為、集落を離れる人が増え居住者の減少が続き、現在は限界集落を通り過し、消滅集落に向かっている現状です。</p> <p>そのため自治会では、超高齢、年金生活の負担金の減少を目的に国の再生可能エネルギー促進事業の誘致に取り組んで来ました。</p> <p>しかしながら事業計画の提示等、進展が進まずにいる中、グリーンパワーさん計画が順調に進む事に地域一同期待をし、早期の完成を望んでいます。</p> <p>少しでも長く地域の存続できる事を願い地域一同の願いと致します。</p>	<p>国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討するとともに、地域の皆様のご期待に沿えるよう努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載しているが、具体的な個人名等は●とした。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解(2)

<生態系・植物>

岩手県岩手郡雫石町 B 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
2	<p>別紙のとおりです。 なお、専門家氏名の公表が必要と思われます。</p> <p>(別紙) 環境影響評価方法書における「表 4.3-12 重要な影響予測結果 (3/6)・(4/6)」及び「表 6.2-1 (6) 専門家等へのヒアリング結果」には、ダケカンバ群落における標徴種ともいえるカバシヤク(チョウ目シヤクガ科)、キベリタテハ(同目タテハチョウ科)に関する事項が脱漏している。 このことから基本的な現地調査・資料調査が不十分であると推測する。 ご承知のとおり、御大堂山周辺の西向き斜面は、ダケカンバや人工林カラマツの風衝樹形が示すとおり、典型的な風衝地である。 当該地のダケカンバ群落には、カバシヤクが生息しており、食樹はダケカンバである。 本種は昼光性の蛾であり、下翅は映えるオレンジ色を呈し、確認が容易な種であるが、東北地方では昭和 51 年まで確認されず、中部山岳・北海道にのみに分布する種とされていた。生息確認が遅れた理由は、東北地方の個体数が少ないことによる。カバシヤクは、RDB において、隣県の秋田県、青森県にあつては、個体数が少ないことから情報不足(D・D)、新潟県にあつては、地域個体群としてカテゴライズされているが、岩手県の記載は見当たらない。私が令和 5 年 4 月 27 日、5 月 4~5 日 10:00~15:00 に現地確認したところ、カバシヤクの目撃数は 1 頭/日であり、個体数は少ない。 御大堂山周辺に生息する要因として、垂直分布と水平分布の関係から中部山岳・北海道の生息地と気候が近似していること、チョウ目の天敵生物である寄生蜂が風衝地では活動しにくいことが考えられる。 結論として、風衝地におけるダケカンバ群落は特異な生態系であり、御大堂林道の西向き上部斜面のダケカンバ群落は開発の対象から除外すべきと考えます。 風力発電施設については、設置後に周辺の風速低下が起これ、これまでとは違った植生に変化することが知られていません(●●●●氏)。 仮に開発する場合のミティゲーションとしては、ダケカンバの伐採に当たっては、群落が分断されない小面積とし、同種の生存に影響の少ない越冬期に限定して行う必要があると考えます。さらに、ダケカンバ群落の風衝樹形を維持し、風衝により低層な草地を保っている御大堂山頂上付近の植生変化を避ける配慮も必要です。 加えて、当該地には、ダケカンバを食樹とするキベリタテハも一定量生息しており、併せて保全対象とする必要があります。 過去に、盛岡市では、岩山山頂付近において大面積のゴルフ場開発を行った結果、タテハチョウ科オオウラギンヒョウモン等を絶滅に至らしめた(●●●●氏)負の実績があり、この繰り返しを避けなければなりません。</p>	<p>ヒアリングを実施した専門家の氏名については、個人情報保護の観点から公表を差し控えさせて頂いております。</p> <p>カバシヤク、キベリタテハは、方法書 p.265 「表 4.3-7 重要な種の選定基準」で示した基準に登録・掲載されていないため重要な種としては整理していませんが、「表 3.1-25 既存資料による動物相の概況」の昆虫類 7,388 種の中にカバシヤク、キベリタテハを含んでおり、生息状況を把握する対象としています。 カバシヤクの目撃数等の貴重な情報ありがとうございました。頂いた情報も踏まえて、今後の調査でカバシヤク、キベリタテハを含む昆虫類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。 御大堂林道は可能な限り現道を活用し、ダケカンバ群落の改変を最小限にとどめる計画です。また、御大堂山頂上付近の改変は予定していません。過去の事例を参考に、実行可能な範囲内で環境影響のできる限りの回避・低減に努めます。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載しているが、具体的な個人名等は●とした。

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p>(2) (1)とも関連しますが、方法書 p.7 の図面のように風力発電装置が設置されると、当該事業予定地域の山の尾根のあちこちに最大高度 219m の風車が林立することになります。この「高度 200m ほど」はこれまでの種々の研究結果によりイヌワシの生息における主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られており、このままでは風力発電施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライクの発生の可能性が高まることとなります。これに関して、既存の風力発電施設におけるブレード塗装やシール貼り付け等、鳥類からの視認性を高める措置等が、希少猛禽類のバードストライク防止に有効でないことは既に明らかになっております。これに関して方法書 p.447 には、環境省が令和 4 年 8 月に公表した「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）」の中のブレードの彩色や警戒音などの有効性のみを述べておられますが、そもそも環境省のこの手引き（改訂版）の中で重視されているバードストライク防止策は「立地の選定」です。またこの手引き書の公表の主目的がここ数年で多発している海ワシ類のバードストライク対策であり、そのままイヌワシに適用できるかどうか不明であることにも留意する必要があります。希少性の遥かに高いイヌワシに対しておざなりな保護対策は許されません。</p>	<p>イヌワシは重要な猛禽類であると認識しています。</p> <p>重ねての回答となりますが、方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から、配慮書段階の事業実施想定区域から大幅な絞り込みを行いました。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、イヌワシに与える環境影響に対して適切に予測、評価し、環境保全措置を検討、実施することでイヌワシの生息環境の悪化が極力抑えられるよう努めてまいります。</p>
7	<p>(3) 岩手県内で現在稼働している風力発電施設に近隣するイヌワシ営巣地では、この数年来繁殖に失敗する状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその地域を忌避し、その結果として近接するイヌワシの採餌適地（狩場）が失われたと判断されます。今回の事業予定地周辺にも複数のイヌワシ営巣地が存在します。従ってイヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設の建設を絶対に避け、それらの地域から十分な距離を置く必要があります。これに対して、今回の方法書 p.7 に示されている事業計画では、事業実施想定区域内に網目状あるいは虫食い状に風力発電機が設置される案となっております。このようなレイアウトの事業計画では風力発電施設自体の設置予定地域の実面積よりもはるかに広大な地域に風力発電施設の建設や稼働の影響が及び、それに伴って希少猛禽類の生息環境への悪影響が広範囲に深刻化することが強く危惧されます。</p>	<p>イヌワシは重要な猛禽類であり、近年、繁殖成功率の低下が課題になっていると認識しています。</p> <p>風力発電機の配置を検討する際、環境面に加えて、風況、施工・運転時の安全性等の観点から、風力発電機間には一定の距離を確保する必要があります。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、イヌワシに与える環境影響に対して適切に予測、評価し、環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
8	<p>(4) 今回の方法書に示されている事業実施計画の中では、風力発電施設が具体的にどの場所に設置される予定であるのか、また風力発電装置に付随して必要となる変電施設や送電網をどこにどのように設置するのか、などの記述がありません。この点は貴社が以前公表された配慮書に対して私どもが指摘していた事柄ですが、それにも関わらず方法書 p.447 の説明では「方法書以降で実施する現地調査等を踏まえて検討する」とされるにとどまっております。風力発電装置に付随して必要となるこれらの施設の建設も、当該地域の環境の破壊につながるものが明らかであるにもかかわらず、このように具体性の欠けた計画の進め方を貴社が進めようとしているのはなぜでしょうか。これでは事業計画の概要のみを公表して既成事実化しておき、その上で事業規模を縮小して自然環境に配慮した計画であるように見せる意図があると受け止めざるを得ません。</p>	<p>配慮書では、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階技術手法に関する検討会、平成 25 年 3 月）で例示されている「区域を広めに設定する」タイプの複数案として、事業実施想定区域を広めに設定しました。方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から配慮書段階の事業実施想定区域からの大幅な絞り込みを行ったところです。</p> <p>風力発電機の設置位置等は、今後、実施する環境、風況等の各種調査結果により検討、決定する予定であり、変電施設等の設置位置等は、その結果を踏まえて検討します。検討結果については、準備書以降の環境影響評価図書で示します。</p> <p>現時点での計画は方法書説明会で説明しましたが、引き続き地域の皆様にご理解頂けるよう努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

No.	一般の意見	事業者の見解
9	<p>(5) 希少猛禽類であるイヌワシの繁殖地の所在については、その特殊性により一般には公表されておりません。一方、この方法書の p. 13 には、風力発電施設の建設や稼働に必要な大型機材等を運ぶいくつもの輸送経路が示されております。これらの輸送経路の近隣にもイヌワシの生息地が複数存在するはずであり、それらの道路の新設や補強・拡幅工事、あるいは資材の輸送のための通行に伴う騒音などにより、付近のイヌワシの繁殖が阻害される可能性があります。しかしそのような観点からの輸送道路の適否の選択、あるいは輸送道路に関する環境影響調査などの点がこの方法書の中には示されていないようです。輸送道路も風力発電施設に付随して必須な施設である以上、それらの輸送道路の周囲を含む带状の地域をきちんと環境影響評価の対象とし、イヌワシの保護に万全を期すべきであると私どもは考えます。</p>	<p>輸送経路は既存道路等を最大限活用し、補強・拡幅工事等は必要最小限にとどめる計画です。輸送経路での大型機材等の運搬に当たっては、法定速度を順守する等、車両走行に伴う騒音に配慮することによって、輸送によるイヌワシへの影響の低減に努めてまいります。</p>
10	<p>【3】 渡り鳥の生息環境の保全に関して</p> <p>日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった鳥類の渡りのコースなども次々と明らかになってきております。実際に大型渡り鳥に発信器を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地北部がガンカモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが明らかになっております。今回の方法書の p. 66～p. 68 などでもマガン・ヒシクイ、オオハクチョウなどの確認事例は記載されておりますし、この地域には環境省のレッドデータブックで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシ等の海ワシ類も冬季に少数が渡来します。さらに本州では非常に珍しくなったオオジシギ等の希少な夏鳥の繁殖もこの地域では確認されております。その一方で、多くの小型鳥類の渡りの実態についてはまだ不明な点が数多く存在します。そして風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されています。風力発電施設が北上高地に次々と設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の可能性が非常に高まります。しかし、以前貴社の公表した配慮書に対する私共の意見に対して、貴社の説明はいずれも「適切な調査、予測、及び評価を行った上で適切に検討」（方法書 p. 448）という、具体性に欠けたものとなっております。このままでは、当該事業の環境影響への対策をしないで建設を進めることに繋がり、当該地域の自然環境に深刻な悪影響を及ぼすことが危惧されます。</p> <p>従って私どもは当該事業計画の白紙撤回を強く求めます。</p>	<p>動物を対象とした具体的な調査、予測及び評価の手法は方法書（p. 384～407）に具体的に記載しております。この調査、予測及び評価の方法での実施を計画しており、方法書に対する経産大臣勸告、岩手県知事意見を踏まえて、調査、予測及び評価の方法を決定します。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

No.	一般の意見	事業者の見解
11	<p>(1) 風力発電施設における鳥類のバードストライクに関しては、膨大な量の過去の報告や文献が公表されております。また風力発電施設の稼働が、鳥類の行動範囲を制約したり渡りのコースの攪乱に繋がったりする要因となることも既に科学的調査により明らかにされております。実際に今回の方法書の中には、当該地域付近でマガン・ヒシクイ・オオハクチョウなどの大型渡り鳥が確認されていることが記載されておりますし、p. 66～p. 68 にはそれらの渡りのコースが事業予定地と重なる様子も示されております。従ってこれらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には事前の詳細な生息状況調査が特に不可欠です。過去の事例に学び同様の失敗を繰り返さないための保全対策の導入が欠かせません。しかし、貴社の方法書 p. 58～p. 59 にも他の箇所にはそれらは示されておらず、またそれらに関する引用や記述も見当たりません。これでは過去の事例を適切に調査していないと言わざるを得ません。</p>	<p>方法書では、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）に基づいて、対象実施区域及びその周囲の自然的社会的状況を整理しました。今後の調査、予測及び評価の結果に加えて、ご指摘の風力発電施設におけるこれまでのバードストライク事例等を参考に、実行可能な範囲内での適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
12	<p>(2) (1)とも関連しますが、岩手県内陸部には環境省レッドリストで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシ等の海ワシ類が冬季に少数渡来し越冬します。従ってこれらの海ワシ類の越冬地の保護は重要になりますが、その際にも問題となるのは風力発電施設によるバードストライクです。実際に北海道の風力発電施設においてオジロワシのバードストライクの多発が報告されており、これに対して環境省は 2022 年 8 月 8 日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」を策定し公表しております。そして先ほども述べたように、この手引き（改訂版）の第一の眼目は「立地の適切な選択」にあります。しかし、今回の方法書にはこの手引き（改訂版）と照合しながら当該事業予定地の立地が適切であるかどうかを検討するといった記述は見られません。従って当該事業計画の中ではこれらの海ワシ類の生息環境の保全、特にバードストライク対策としての「立地の適切な選択」についての検討がなされていないと言わざるを得ません。</p>	<p>重ねての回答となりますが、配慮書では、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階技術手法に関する検討会、平成 25 年 3 月）で例示されている「区域を広めに設定する」タイプの複数案として、事業実施想定区域を広めに設定しました。方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から配慮書段階の事業実施想定区域からの大幅な絞り込みを行ったところです。</p> <p>今後の調査で海ワシ類を含む希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
13	<p>(3) 希少な夏鳥であるオオジシギは環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種（NT）に、いわてレッドデータブックでは B ランクに指定されておりますが、その習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が特に高いとされております。実際に日本野鳥の会が 2016 年に実施した全国オオジシギ生息調査の結果でも、本州での生息数の減少が顕著であることにより、生息地の保全は喫緊の課題とされております。そして私ども●●●●●●●●●●のこれまでの調査では、オオジシギの繁殖地が北上高地に点在していることが明らかになっております。しかし今回の方法書の中では、オオジシギに特化した生息状況の詳細な調査や、当該事業予定地におけるバードストライク発生の可能性評価は検討の対象となっておらず、このままではオオジシギの生息環境の保全対策の検討が当該事業計画から欠落する恐れがあります。</p>	<p>一般鳥類、渡り鳥等の調査において、オオジシギの鳴き声や主な活動時間、生息適地等に注目して、オオジシギの生息状況の把握に努めます。調査によりオオジシギの飛翔記録が得られた場合には、衝突確率等を推計して、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載しているが、具体的な個人名等は●とした。

No.	一般の意見	事業者の見解
14	<p>(4) 風力発電施設の稼働に伴って、低周波音を含む騒音の発生や、装置の影が近隣住民の生活環境や健康に影響を及ぼすことは知られておりますが、同様の影響は希少猛禽類をはじめとする鳥類の生息環境にも及びます。しかし今回の方法書においては、近隣の住居が風車設置予定地近傍に存在するかどうかに関する記述はあるものの、風車の影や低周波音を含む騒音が希少猛禽類の生態や夏鳥の繁殖、夜間に行動する鳥類の生態などにどのような影響を及ぼすかという予測は全くなされておられません。また今後その観点に基づいて環境影響調査の中で鳥類の生息状況調査を実施するか否かについての記述も見受けられません。</p>	<p>低周波音を含む騒音や風車の影によって猛禽類を含む鳥類が影響を受ける目安となる数値等は判明していない状況であると認識しており、引き続き、情報収集に努めてまいります。</p>
15	<p>(5) 風力発電施設が鳥類の生息環境にどのような影響を及ぼすかを適正に予測・評価することは、その地域における渡り鳥の生息環境の保全にとって極めて重要です。そしてその際には近隣の他の事業者による複数の風力発電施設との「累積的環境影響」を適切に評価することが不可欠となります。確かに今回の方法書の p. 16～p. 17 には近隣の他の事業者の事業実施計画や事業区域が一覧表と地図で示されております。しかしそれ以上の記述はなく、北上高地で繁殖する夏鳥や越冬する冬鳥の、生息環境や渡り鳥の渡来コースを確保するためには、隣接する他事業者の風力発電事業との間にどの程度の距離が必要かなどについて、計画を進める上での「累積的環境影響」への配慮の必要性は述べられておられません。特に指摘しなければならないことは、同じ蕨川地区内で他の事業者により進められている「(仮称)盛岡蕨川風力発電事業計画」の配慮書が昨年12月16日に公表されていたにも関わらず、そちらの事業計画がこの方法書の p. 16～p. 17 に記載されていないという点です。この地域に二つの風力発電事業が並んで稼働する状況になれば環境影響が計り知れないほど増幅されることは間違いありませんから、今回の当該事業計画の方法書の中に「(仮称)盛岡蕨川風力発電事業計画」が示されていないのは貴社の事前調査がおざなりに進められているのか、あるいは意図的に記載しなかったのかと思わざるを得ません。また当該事業予定地は、隣接する葛巻町内や盛岡市内で現在稼働中の複数の風力発電事業とほぼ連続する形の事業レイアウトとなっており、さらに南側の地域に予定されている「(仮称)宮古岩泉風力発電事業計画」とも地理的にかなり近接しております。しかし当該地域が風力発電事業計画の密集地域でもあるにも関わらず、他の風力発電事業や事業計画に関する横断的な「累積的環境影響」を予測し評価する方向性は全く示されておらず、それらを今後の調査の対象に含めるといった記述もありません。そのため、このまま当該事業計画が進められれば北上高地内部の広大な地域におけるイヌワシの生息阻害や各種渡り鳥の渡りルート遮断の恐れが十分に想定されます。</p>	<p>対象事業実施区域周囲において「(仮称)盛岡蕨川風力発電事業」が検討されていることは承知していましたが、ご指摘のとおり、方法書の他事業への記載が漏れていましたので、今後の環境影響評価図書で追加します。</p> <p>他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集等に努め、事業計画の熟度が高まる準備書段階で、イヌワシの生息環境や渡り鳥の渡りルートに対する累積的影響を考慮した上で適切に予測、評価を実施します。</p> <p>また、他事業者から情報提供依頼があった場合には、情報取り扱い条件等を協議の上、積極的に情報提供を行います。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解(4)

<動物・その他>

岩手県宮古市D団体

No.	一般の意見	事業者の見解
16	<p>1. ふるさとの山野に風車は適わない。</p> <p>北上高地の北部に位置する蕨川地区の山野は、長年、地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電計画は、これまで長年保たれてきた生態系、野生生物への影響（特に希少ワシタカ類、コウモリ類、昆虫類）、景観、低周波、騒音、森林伐採、残土処理、工事による沢水の濁り、山野災害の懸念など多くの問題があります。各地から被害や住民の苦情が報告されています。民話の里遠野の景観問題、釜石のブレード落下事故、イヌワシの衝突事故。袖山、姫神のイヌワシのブレード接近、高森高原のコウモリ衝突死、岩泉有芸の風車の影、北海道のオジロワシや福島のコウモリ衝突等々。NHKは白昼のオジロワシの衝突事故を放映。実際、風車を近くで見ると騒音と高速で回転するブレードに恐怖心を感じた。北上高地では、川井の害鷹森などの風蝕荒廃などの問題を指摘する、森林再生の専門家の意見も考慮すべきです。</p> <p>計画地の現地確認をしたところ、きれいな溪流があり、豊かな広葉樹の森林が広範囲にあり、近郊には地元の憩いの場所として景観が優れた岩洞湖があり、湖沼にはミズバショウ、カンムリカイツブリの繁殖、ミサゴ、オジロワシも飛来する地域で、計画地からの景観を想像するに、ふさわしくないとの認識をしました。ついては、計画の中止を要望します。</p>	<p>方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から配慮書段階の事業実施想定区域からの大幅な絞り込みを行いました。この検討の過程において、森林再生にも知見を有する植物・植生の専門家にヒアリングを行いました。今後も、専門家の助言を受けて、適切に調査、予測及び評価を実施し、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>国が掲げる2050年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。</p> <p>地元の風資源を活かし、ふるさとの山野と風力発電施設が時代に即した新しい調和を作り出すものとなるよう、引き続き検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している

No.	一般の意見	事業者の見解
17	<p>2. 希少猛禽類、渡り鳥などの野鳥やコウモリ類への影響が懸念されます。</p> <p>この計画は、盛岡市から岩泉町に及ぶ北上高地の大規模開発です。県立自然公園の早坂高原が含まれるのも問題です。鳥獣保護区や緑の回廊など希少な生態系の保護地域でもあります。近郊には岩洞湖家族村、民家もあり景観、風車の影も問題です。</p> <p>計画の3枚ブレードの風力発電機は、新幹線並みの高速で回転するブレードに防護策がなく、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠落があることが、国内外の被害実績で実証されています。計画は、4,200kw～6,100kwの大型風車38基～55基を設置、最大出力230,000kwと最大規模です。</p> <p>3枚ブレード方式は、扇風機のような防護策がなく、バードストライクを防止は不可能です。現状は、ブレードのないマグナム方式の風発もあり、開発途上といえます。真に野生動物に危害を及ぼさないと確認されるまでは、他の発電方式を採用すべきです。今回の風車の高さは219m、ブレードの直径は158mもあり、尾根上を移動するイヌワシ、クマタカなど希少猛禽類、渡り鳥、コウモリ類、昆虫類に与える影響は計り知れません。事業実施面積は5,870haと広範囲です。森林伐採面積も広範囲に及ぶものと思われませんが配慮書並びに方法書でも示されておりません。工事で発生する残土も大量発生すると思いますが、貯木場、残土処理法、風水害処理の沈殿池の配置も示されておりません。岩泉町では、台風10号、19号などの豪雨による甚大な災害が発生しています。山野開発は、山野災害の要因となることから大きな問題です。</p> <p>バードストライクは、モーションスミア現象で起こると言われます。猛禽類では、狩りの体制に入ると獲物に視覚が狭められ、周囲の視覚が目に入らないことは長年猛禽類を観察してきて良く見られる現象ですので、イヌワシなどの行動域と重なる尾根上に巨大な風車のブレードは脅威となることは明白です。</p> <p>バードストライクに関し、岩手県が事業者に要請した「バードストライクの対策会議」や環境省の「海ワシのバードストライク対策会議」でも有効な対策は出ておりません。これまで予防策として、ブレードのカラー彩色、威嚇音、光の発光、点滅、ハンター型マネキンの設置、餌動物の嫌う植物の植栽、レーダーを実施または検討。すべてに効果がないか低い事や問題（騒音、光害）があること。鳥獣保護に配慮するなら、最近国内企業も開発した出力は低いブレードのないマグナス式か他の方法を検討すべきです。</p> <p>文献調査では希少種イヌワシ、クマタカは計画地全域で確認されています。</p> <p>モリアブラコウモリ、コヤマコウモリ、チチブコウモリ、クロホオヒゲコウモリなど希少種もある。イヌワシは、アセス調査でも高い確率で出現する可能性が高く問題です。岩手県ではイヌワシ専門員を配置して、繁殖率の向上や保護対策に取り組んでいますが繁殖率は、国や県が目標とする数値にほど遠く、昨年はずか1か所しか巣立ちしていません。要因は餌不足（ノウサギ、ヤマドリ、ヘビ類）といわれます。毎年ヒナの餓死と思われる事例が発生しています。そのためイヌワシは、広範囲で索餌しています。岩手のイヌワシは絶滅危機に直面している状況下の、イヌワシの狩場の風車建設は絶滅に追い打ちをかけることとなります。餌不足からカモメやオシドリ、ハクチョウ、カラス、トビ、飼いネコの狩りの観察もあります。調査前に希少猛禽類やハクチョウ、ガン類など渡り鳥が判明している地域の開発計画は現段階で中止とした方が無難です。近郊では、かつてノビタキ、オオジシギの繁殖も確認されています。</p>	<p>方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から、配慮書段階の事業実施想定区域より大幅な絞り込みを行いました。検討の結果、対象事業実施区域から県立自然公園の早坂高原、鳥獣保護区等を除外するとともに、風力発電機の設置を検討する対象事業実施区域（既設道路の拡幅、工専用・管理用道路の新設、ブレード旋回範囲等を想定する区域除く）から緑の回廊を除外しました。この検討によって、風力発電機の基数は4,200kW～6,100kW級で約38～55基程度から約23～34基程度、風力発電所出力は最大約230,000kWから最大約140,000kWと6割程度に、面積は事業実施想定区域約5,388haから対象事業実施区域約2,821haと5割程度に縮減し、森林伐採の可能性のある面積を減らしました。今後の事業計画の検討に当たっては、更なる環境配慮に努めてまいります。</p> <p>風力発電機の設置位置等は、今後、実施する環境、風況等の各種調査結果により検討、決定する予定であり、その結果を踏まえて造成等の計画を検討し、準備書以降の環境影響評価図書で示します。造成等に当たっては、岩手県、林野庁等の指導に従って、山地災害の防止に努めてまいります。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類、コウモリ類等の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>国が掲げる2050年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

No.	一般の意見	事業者の見解
18	<p>3. 釜石のイヌワシのバーストライク事故を教訓とすべきです。</p> <p>国内唯一のイヌワシのバーストライクは釜石 WF で 2008 年 9 月に発生した。事故の発生した高原の狩り場と繁殖地の距離は約 17 km です。事業者の自主アセスでは、イヌワシの飛来が少なく、工事で、整地、刈込整備した結果、イヌワシの飛来が増えて衝突事故に至ったとされています。この距離を半径として風発を設置できない基準として、藪川の計画を当てはめれば、開発できないことは明白です。</p>	<p>風力発電施設におけるこれまでのバーストライク事例等は、適切な環境保全措置の検討等に当たって重要な情報と認識しています。ご指摘の釜石広域ウインドファームは他事業者の事業ですが、引き続き可能な範囲で情報収集に努めてまいります。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果や収集した情報を基に、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
19	<p>4. 累積的影響評価が問題です。</p> <p>周辺地域には、ほかに既設、計画が 9 か所もあり累積的影響評価も大きな問題です。現状では北上高地のほぼ全域の高原、牧野等に風力発電計画があり問題です。特に翼の長いイヌワシは牧野を重要な狩場として利用、尾根上の風を利用して移動しますので風発設備は障害となります。累積的影響評価を他の計画で事業者に求めている事例がありましたが、事業者は他の事業者の情報提供が無く評価できないと逃げています。これまでの事業計画で示されたイヌワシの衝突予測は、計画地内出現を元に算出され、環境変化前の予測数値では不確実性が高く信用ができません。ブレード以外に送電塔や送電線も、猛禽類や渡り鳥のバーストライクの要因です。複数の計画が乱立すると、大きな障壁となります。岩手でもクマタカなどの感電死や衝突死がたびたび報道されています。</p> <p>累積的影響評価は、監督官庁である環境省、イヌワシの生息状況や実情を把握している県の専門員が指導的役割を果たし、風発の立地の可否は行政が公正に判断すべきです。センチビティマップは、有効に機能しているのか疑問です。</p>	<p>他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集等に努め、事業計画の熟度が高まる準備書段階で累積的影響を考慮し、事業者の実行可能な範囲内で適切に予測、評価を実施します。</p> <p>また、他事業者から情報提供依頼があった場合には、情報取り扱い条件等を協議の上、積極的に情報提供を行います。</p>
20	<p>5. 電力の需給予測と風力発電会社の問題。</p> <p>国は国際的な温暖化対策に足並みに合わせて、十分な検討がなされないまま風力発電計画を推進しているように感じます。狭い国土の日本では、風力発電は環境に与える影響が大きく、現状の器機では有効なバーストライク、バットストライクの対策がないことも問題です。計画地の実情に合わせた再生エネルギーの方法や他の発電方法を考えるべきです。ロシアの侵攻によりエネルギー問題が出てきました。国は原発再稼働の推進、新規の原発開発も報道されています。企業は、再生エネルギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられ、新規の火力発電の稼働、今後の計画報道など混乱しています。昨年上半期の欧州の国民総生産の不調は再生エネルギーに依存した結果と報道されています。岩手県は、梁川ダムを発電ダムとし、メガソーラー、木質バイオも県内各地で普及。都市のイベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGs の推進からも、電気は将来の経済や人口減少予測を適正に判断し電力の需要を求め、多く作るのではなく、節電対策を推進すべきです。風発事業は、最近投資会社も多い。稼働後企業の転売問題、設備の耐用年数後について不明要素が多く、事業者が倒産した場合の風発設備の撤去などの疑問点が多い。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、「第 6 次エネルギー基本計画」(資源エネルギー庁、令和 4 年 10 月)、「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画 (2021~2030)」(岩手県、令和 5 年 3 月改訂)等の施策により導入が期待されると理解しています。この発電所は、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>弊社は、これまで風力発電事業の開発、建設、運営・管理に一貫して携わってまいりました。本件についても運営主体となり、風力発電機供用後の撤去費用を積み立てる等、万が一に備えた計画を検討しています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

No.	一般の意見	事業者の見解
21	<p>6. 風力発電計画の生態系全体の影響評価が不足しています。環境影響評価は、生態系全体に与える影響を総合的に判断して事業が適正か判断すべきです。国内では風力発電設備の野生生物への影響や被害実績は蓄積段階です。海外では、国内で被害報告のないスズメからハゲワシ類まで、多くの種類の野鳥やコウモリ類が被害に遭っていることが報告されているので参考にして評価することを願います。地域に集中した計画は、主に留鳥などの普通種の生息圏の破壊行為です。行政の各審議会、事業者の計画書では、希少種のみを中心に議論する傾向が強いと思います。普通種のツグミ、アトリ、マヒワでも多数記録されたら問題とすべきです。</p>	<p>国内外の風力発電施設におけるこれまでのバードストライク事例等は、適切な環境保全措置の検討等に当たって重要な情報と認識しており、可能な範囲で情報収集に努めます。</p> <p>今後の調査で普通種の鳥類等の生息状況も十分に把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果や収集した情報を基に、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
22	<p>7. 適正な環境影響評価と適切な保護対策を望みます。</p> <p>最近の傾向として、風力発電の普及のために、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種が確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ変わったように見えます。最近、小規模計画はアセスを必用としないなどの法改正もあり規制緩和は容認できません。</p> <p>また、現行のアセス方法では月当たり3日間連続の調査を2年間と短い。一日当たりの調査時間は午前8時から16時と年間同じです。春から夏の長い日照時間帯でも、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯など繁殖期の重要な時間帯の調査が実施されないとともに緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが有効な調査がされていません。イヌワシの餌資源調査、分析に疑問があります。アセス法にイヌワシなど希少種がいくら記録されたら、計画を見直すという明確な基準もありません。風車の稼働計画に、バードストライクの発生確率が高い悪天候時、渡り鳥の最盛期は風車を止めるなどの稼働規制やブレードの回転数を落とすなど、野鳥保護の対策が見られないのも問題です。バードストライク調査は、鳥獣に詳しい人により適正に実施すべきです。そのせいか被害報告が国内では少ないと感じます。</p> <p>今回の専門家の意見書でも、イヌワシは計画地に狩場の利用と意見を述べています。また計画地に繁殖地はないので問題ないとの意見も良く見られます。イヌワシの年間の生態を熟知した保護の観点からの意見を期待します。計画を容認する人選をしているようにも感じます。匿名とせず氏名を公表することで専門家の権威が証明されます。公正中立な環境影響評価をお願いします。</p>	<p>本事業は環境影響評価法の対象であり、引き続き適切に環境影響評価を行ってまいります。</p> <p>方法書に記載した調査期間等は、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル [河川版]」（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、平成28年1月改訂）や「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省自然環境局野生生物課、平成24年12月）等を参考に計画しました。一般鳥類の任意観察法（昼間）では早朝～昼間、任意観察法（夜間）では日没から3時間程度、渡り鳥の定点観察法では正午頃～日の入り後と日の出前～正午頃、コウモリ類の捕獲調査では日没から5時間程度、バットディテクターによる高度別飛翔状況調査では日没1時間前～日出1時間後で調査を実施する計画です。</p> <p>今後の調査で希少猛禽類等の生息状況を十分に把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>ヒアリングは猛禽類等に知見を有する専門家に行っておりますが、氏名については個人情報保護の観点から公表を差し控えていただいております。</p> <p>環境省等が作成した各種マニュアルに基づいて調査、予測及び評価を行うことによって、適切な環境影響評価の実施に努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解(5)

<動物・その他>

東京都中央区 E 団体

No.	一般の意見	事業者の見解
23	<p>●●●●●●●●●●は、自然環境と生物多様性の保全の観点から岩手県盛岡市及び下閉伊郡岩泉町で計画されている（仮称）蕨川地区風力発電事業（事業者：株式会社グリーンパワーインベストメント、最大総出力：140,000kW、基数：23～34基程度）の環境影響評価方法書（作成委託事業者：日本工営株式会社）に関する意見を述べる。</p> <p>1) 事業計画による自然環境への影響 同アセス図書の対象事業実施区域は、配慮書段階で事業実施想定区域に含まれていた緑の回廊および県立公園が外されており、一定の自然環境への配慮がなされている。しかし、依然として対象事業実施区域にはイヌワシの生息地が含まれているなど自然環境への懸念がある。そのようなことから自然環境の慎重な調査を行い、自然環境面への影響を正しく評価すべきである。</p>	<p>方法書に記載した調査の実施に当たっては、慎重な調査を行ってまいります。調査結果を踏まえて、自然環境への影響について適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
24	<p>2) 種の保存法の指定種イヌワシの生息調査 同アセス図書のP.288表4.3-11(2)の専門家等へのヒアリング結果にあるように、対象実施区域周辺にはイヌワシが生息している。そのため、岩手県自然環境保全指針（優れた自然）の保全区域はBランクになっている。専門家からのヒアリングでも「Bランク以上の範囲は事業実施区域から外すことを検討した方が良い」とコメントがあるにも関わらず、同アセス図書の対象実施区域の特に東側はBランクが広く含まれたままである。そのため、同事業によるイヌワシへの影響が強く懸念される。 そのため、事業者は事業によるイヌワシの繁殖等生息への影響を回避・低減する観点から、環境省「猛禽類保護の進め方（改定版）」にしたがって繁殖成功年を含めた2営巣期以上の調査を行い、行動圏の内部構造を適切に評価すべきである。</p>	<p>イヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を把握するため2営巣期の調査を実施し、行動圏の内部構造の評価を行います。2営巣期の調査期間中にイヌワシの繁殖が確認されなかった場合には、継続調査を検討します。</p>
25	<p>3) コウモリのハイリスク種の詳細な調査 環境アセスメントデータベース（EADAS）によると、軽松沢川の左岸尾根上の風力発電機の設置を検討している尾根に、モリアブラコウモリおよびチチブコウモリの生息が確認されている。モリアブラコウモリとチチブコウモリは、風力発電施設によるバットストライクを受けやすいハイリスク種である。それにも関わらず、同図書P.397、P.405で示されている哺乳類（コウモリ類）の調査地点は、これら事前に示されているハイリスク種の生息状況を考慮した調査地点になっていない。事前に示されているコウモリ類のハイリスク種の生息地を考慮し、調査地点を再考すべきである。</p>	<p>捕獲調査では、方法書p.397「図6.2-6(7)動物調査地域、調査地点（コウモリ）詳細図」の地点H-1でモリアブラコウモリ、チチブコウモリの生息状況を把握する計画でしたが、ご指摘を踏まえて調査地点を再検討します。高度別飛翔状況確認調査は風況観測塔を用いて実施する調査であり、地点K-1でモリアブラコウモリ、チチブコウモリの生息状況を把握します。</p>
26	<p>4) 土砂災害のリスク 対象事業実施区域のうち、工事中・管理用道路の新設等を想定している場所は、ほとんどが土石流危険渓流となっており、下流は土砂災害警戒区域となっている。それにも関わらず、土砂災害リスクに関する調査が示されていない。土砂災害のリスクに関する詳細な調査を行うべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり対象事業実施区域北側の工事中・管理用道路の新設等を想定している区域の多くは土石流危険渓流に指定されています。現在、岩手県において、高精度な地形情報を用いて新たに「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を抽出しており、その結果は令和5年度中に公表される予定と伺っております。工事中・管理用道路の新設等を計画する際には、最新情報の把握を行うとともに、河川管理者、道路管理者と協議しながら調査、設計を行い、土砂災害が発生しないように努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載しているが、具体的な個人名等は●とした。

No.	一般の意見	事業者の見解
27	<p>5) 同図書の公開方法</p> <p>同アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとはいえ、縦覧期間が1ヶ月と短く、また、縦覧場所も限られている。インターネット上で閲覧は可能であるが、印刷やダウンロードができない。また縦覧期間終了後は閲覧することができないため、アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかの確認もできない。</p> <p>地域住民や利害関係者等が常時、安易に精査できることが、環境影響評価の信頼性にもつながるものであり、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。全事業のアセス図書を常時公開している事業者もあり、閲覧可能期間を短くしている本事業者の対応は不親切といわざるを得ない。閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。</p>	<p>環境影響評価図書の記載内容には、弊社のノウハウや検討過程の情報を含むため、縦覧期間終了後のインターネットによる継続閲覧は行っておりません。</p> <p>この他、地域住民及び関係自治体とのコミュニケーションを深めるため、説明会等による積極的な説明に努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○日刊新聞における公告

岩手日報（令和5年3月27日（金） 朝刊）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) 菟川地区風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を行います。

一、事業者の名称 株式会社クリーンパワーインベストメント
 代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
 事務所の所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂
 1-1-144 赤坂インターシティ

二、対象事業の名称 (仮称) 菟川地区風力発電事業
 種類 風力発電(陸上)
 規模 発電設備出力 最大十四万キロワット

三、対象事業実施区域 岩手県盛岡市、岩手県下閉伊郡岩泉町
 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 岩手県盛岡市、岩手県下閉伊郡岩泉町、岩手県宮古市

五、縦覧の場所及び時間 岩手県盛岡地区合同庁舎一階県民ホール、岩手県宮古地区合同庁舎一階県民ホール、盛岡市若園町分庁舎、盛岡市玉山総合事務所、宮古市環境課、岩泉町政策推進課、岩泉町大川支所、岩泉町小川支所 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
 電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/>
 期間 令和五年三月二十七日(月)から令和五年四月二十六日(水)まで

六、説明会の開催を予定する日時及び場所
 一、令和五年四月七日(金) 午後六時～午後八時 岩泉町大川基幹集落センター(岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町一七四)
 二、令和五年四月八日(土) 午後六時～午後八時 盛岡市岩洞活性化センター(岩手県盛岡市菟川字外山三五一四五)

七、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法書の名称・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和五年五月十七日(水)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
 東北統括事務所
 〒010-0011 岩手県盛岡市中央通一丁目七三三
 CORE FIELD MORIOKA 四階
 TEL 019-613-2141

○インターネットによる「お知らせ」

(岩手県 ウェブサイト)

[トップページ](#) / [Foreign Language](#) / [文庫ライズ・翻訳の事業](#) / [アクセス/お問い合わせ](#)

震災復興
くらし・環境
産業・雇用
県土づくり
教育・文化
県政情報

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価手続状況](#) > [環境影響評価に基づく事業性](#) > (仮称) 蕨川地区風力発電事業

**環境影響評価に基づく
手続案件**

- ▶ [太平洋セメント大船渡
発電所1号発電機増設
計画](#)
- ▶ [陸前川田パーク東
部手続状況](#)
- ▶ [高森谷風力発電事業
\(仮称\)](#)
- ▶ [\(仮称\) 新島風力発
電・高森風力発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 東石川風力
発電事業拡張計画](#)
- ▶ [\(仮称\) 寒古川風力
発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 寒古川風力
発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 任田ウインド
ファーム事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 任田川風力
発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 南角上沼風力
発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 高森ウインド
ファームプロジェクト](#)
- ▶ [\(仮称\) 新川岳北風力
発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 新川岳南\(1期
地区\)風力発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 新川岳南\(2期
地区\)風力発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 久慈・九戸風
力発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) ノソケ峠風
力発電事業](#)
- ▶ [グリーンパワー船新田
子風力発電事業【申請
書採択まで\(仮称\)船新
田子風力発電事業】](#)
- ▶ [宮津峠風力発電所\(仮
称\)設置計画](#)
- ▶ [\(仮称\) 船新風力発電
事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 高森新平風力
発電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 船新岳風力発
電事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 洋野風力発電
事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 田沼風力発電
事業](#)
- ▶ [\(仮称\) 船山岳ウイ
ンドファーム事業](#)
- ▶ [SGEI寒川ウインドファ](#)

(仮称) 蕨川地区風力発電事業

ページ番号1058586 更新日 令和5年3月27日

事業者：株式会社グリーンパワーインベストメント
 環境影響評価手続者：株式会社グリーンパワーインベストメント
 最新の手続段階：方法書手続中

環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 蕨川地区風力発電事業
適用区分	
法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)
事業の規模	出力：140,000キロワット
事業の実施区域(予定地)	盛岡市及び高森町
事業者	株式会社グリーンパワーインベストメント
環境影響評価手続者	同上
手続実施通知	令和4年8月25日付け
配慮書	<ul style="list-style-type: none"> ● 配慮書の提出：令和4年8月25日付け ● 配慮書の縦覧期間：令和4年8月26日から令和4年9月26日まで ● 県民等の意見書の提出期間：令和4年8月26日から令和4年9月26日まで ● 技術審査会の審査：令和4年9月29日 ● 知事意見の送付：令和4年11月2日 <p>● 配慮書に対する知事意見 (PDF 2/8.2KB)</p>
方法書	<ul style="list-style-type: none"> ● 方法書の提出：令和5年3月27日付け ● 方法書の縦覧期間：令和5年3月27日から令和5年4月26日まで ● 県民等の意見書の提出期間：令和5年3月27日から令和5年5月17日まで ● 説明会：令和5年4月7日、8日 ● 意見の概要書の提出： ● 技術審査会の審査： ● 知事意見の送付：

PDFファイルをご覧いただくには、「Adobe (R) Reader (R)」が必要です。お持ちでない方は[アドビシステムズ社](#)のサイト(新しいウィンドウ)からダウンロード(無料)してください。

このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当
 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
 電話番号：019-629-5268 ファクス番号：019-629-5364

○インターネットによる「お知らせ」

(盛岡市 ウェブサイト)

The screenshot shows the Morioka City website with a navigation menu and a main content area. The main content area features a large blue banner with the title "環境影響評価方法書の縦覧と説明会の開催について" (About the Overview of the Environmental Impact Assessment Method Book and the Meeting). Below the banner, there is a sub-header "(仮称) 荻川地区風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧と説明会の開催について" (About the Overview of the Environmental Impact Assessment Method Book and the Meeting for the (Provisional Name) Hagiwara Area Wind Power Generation Project). The main text states that the overview and meeting are being held for the project. A table provides details about the overview, including the implementing organization (Green Power Investment Co., Ltd.), the project area (Iwate Prefecture, Morioka City, Hagiwara-cho, Hagiwara-cho Hagiwara-cho), the overview period (March 27, 2023 to April 26, 2023), and the overview time (9:30 AM to 12:30 PM on weekdays, excluding holidays). Another table provides details about the meeting, including the venue (Morioka City Hagiwara-cho Hagiwara-cho Hagiwara-cho) and the date and time (April 8, 2023, 18:00 to 20:00). Below the tables, there is a feedback form asking if there are any issues with the page, with options like "Information was not fully displayed" and "Page layout was unclear". At the bottom, there is a contact information section for the Environment Department, Environment Planning Section, including the address, phone number, and fax number.

○インターネットによる「お知らせ」

(株式会社グリーンパワーインベストメント ウェブサイト)


[TOP](#) [わたしたちの取り組み](#) [ニュース](#) [日本各地の事業](#) [会社案内](#) [採用情報](#)

ニュース

[ホーム](#) > [ニュース](#) > [環境影響評価](#) > (仮称) 蕨川地区…

(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

2023年9月27日 public relations 環境影響評価

令和5年3月27日

株式会社グリーンパワーインベストメント

当社は、環境影響評価法に基づき「(仮称) 蕨川地区風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)及びこれを要約した書類(以下、要約書)を公表いたします。

■方法書の縦覧

【縦覧場所】

盛岡地区合同庁舎1階県民ホール(〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1)
 富吉地区合同庁舎1階県民ホール(〒027-0072 岩手県富吉市五月町1-20)
 盛岡市若園町分庁舎(〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2-18)
 盛岡市玉山総合事務所(〒028-4195 岩手県盛岡市洪長字泉田360)
 富吉市環境課(〒027-8501 岩手県富吉市富町1丁目1-30)
 岩泉町政策推進課(〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59-5)
 岩泉町大川支所(〒028-2232 岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町117-4)
 岩泉町小川支所(〒028-5641 岩手県下閉伊郡岩泉町門字町66-1)

【縦覧期間】

令和5年3月27日(月)～令和5年4月26日(水)

縦覧時間は、土・日・祝祭日を除く開庁時間

■インターネットによる公表

●表紙・目次

- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及びまたる事務所の所在地](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- [第3章 対象事業区域区域及びその周囲の概況](#)
- [第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)
- [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- [第7章 その他環境省令で定める事項](#)
- [第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及びまたる事務所の所在地](#)
- [要約書](#)

なお、本書は、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。また、本書に記載された情報(文章、資料、地図、画像等を含む。)に関する著作権は、法によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、本書に記載された情報を利用(複写、複製、改変、配布、配信、他サイトへの転載を含む。)することは、法によって禁止されています。

■意見書の提出について

【意見書提出方法】

本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱にご投函をいただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください。

●意見書書式

【意見書の提出期限】

令和5年5月17日(水)※郵送の場合は、当日消印有効

■説明会の開催

4月7日(金) 18時00分より 岩泉町大川基幹集落センター(岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町117-4) ※定員50人程度

4月8日(土) 18時00分より 盛岡市岩洞活性化センター(岩手県盛岡市蕨川字外山35-45) ※定員60人程度

■お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント 東北統括事務所
 〒020-0021
 岩手県盛岡市中央通1丁目7-35 CORE FIELD MORIOKA 4階
 TEL: 019-613-2141

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	総括的 事項	伊藤 (絹) 委員		<p>自然エネルギーを利用する風力発電事業が推進されるのは好ましいことと考えますが、その稼働（工事含む）により自然のもつ大切な機能を大きく損ねてしまうことにならないよう、慎重に検討を重ねる必要があると考えています。日常的には意識できていないかもしれませんが、自然のしくみが「持続可能な地球環境」のかなめだからです。貴社としてはどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>対象事業実施区域周辺は、貴重な自然環境を有する地域と認識しています。一方、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、「第6次エネルギー基本計画」（資源エネルギー庁、令和4年10月）、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）」（岩手県、令和5年3月改訂）等の施策により導入が期待されていると理解しています。この発電所は、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。自然のもつ大切な機能を大きく損なわないようにするとともに、周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討してまいります。</p>
	総括的 事項	伊藤 (絹) 委員		<p>(No.1 追加) 自然のしくみのもつ大切な機能のなかで、とくに重要なこととして具体的にはどのようなものをお考えですか。</p>	<p>自然のもつ機能はどれも大切であると考えていますが、「持続可能な地球環境」のかなめとして、元の状態に戻ろうとする力である復元力が特に重要であると考えています。岩手県環境基本計画では、「環境の復元力を超える環境負荷を与えると、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染など人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼす公害を発生させる」とあり、事業計画の検討に当たっては、岩手県環境基本計画にも位置付けられている自然の「復元力」を維持し、周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討してまいります。</p>
2	事業実施 区域	齊藤 委員	439		※非公開
3	事業実施 区域	前田 委員	440ほか	<p>知事意見や一般の意見に対する事業者の見解において、「岩手県環境影響評価技術審査会でのイヌワシ等に係るご指摘を踏まえて、本方法書において配慮書段階の事業実施想定区域から大幅な絞り込みを行い」との記載が多数見受けられます。</p> <p>しかし、技術審査会の議事録（2022年9月29日）を見ると「このエリアはどこを選んでも建設には適したところがない状態です。したがって、これから絞り込むというような作業も無理です。全ての場所が困難なので、地理的にイヌワシの生息エリアと分けて、分離した場所に新たに設定をお願いしたいと思います」と指摘されています。</p> <p>このように、絞り込みは無効として要望されていません。事業者の回答にある「技術審査会の指摘を踏まえて」は、指摘に基づいて絞り込みしたように読める表現になっていますので、同様の全ての記述を訂正し、訂正した旨を公表して下さい。</p>	<p>技術審査会の審査において、鳥獣保護区、県立自然公園、重要里地里山、緑の回廊、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）を除外する等、ご意見を頂戴しました。</p> <p>事業者としては、方法書の対象事業実施区域の検討において、鳥獣保護区、県立自然公園、重要里地里山は全て除外、緑の回廊は対象事業実施区域（既設道路の拡幅、工事用・管理用道路の新設、ブレード旋回範囲等除く）から除外、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）は大部分を除外する判断を行う際、これらの指摘をよりどころとしました。技術審査会の指摘を判断のよりどころとしたことから「技術審査会の指摘を踏まえて」と記述しましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
	事業実施区域	前田委員		(No.3 追加) 「技術審査会でのイヌワシ等に係るご指摘を踏まえて」と記載されているので問題です。イヌワシに関する指摘では前述の通り、絞り込みは無効として要望していません。イヌワシ以外の指摘を踏まえて絞り込んだのであれば、「イヌワシ等」と記載するのは不当です。同様の全ての記述を訂正し、訂正した内容と理由を公表するとともに、意見をもらった一般（住民等）にもそのことを伝えて下さい。	事業者としては、技術審査会において、イヌワシに関する天然記念物としての文化財保護、イヌワシ保護の計画・目標と予測結果の整合の観点から風力発電機の設置等について、ご意見を頂戴したと認識しております。 これを受けて、方法書の対象事業実施区域の検討において、イヌワシに関して、天然記念物として国が指定した「イヌワシ繁殖地」を含む鳥獣保護区は全て除外、緑の回廊は対象事業実施区域（既設道路の拡幅、工事用・管理用道路の新設、ブレード旋回範囲等除く）から除外したことから、「技術審査会でのイヌワシ等に係るご指摘を踏まえて」と記載しました。
4	事業実施区域	齊藤委員	439	配慮書に対する知事意見の1. 総括的事項（5）において、KBAも除外することと意見している。変更範囲を極力小さくなるよう検討するとの説明はあるが、なぜ一部のKBAエリアを除外できないのか説明いただきたい。	方法書の対象事業実施区域の検討においてKBAの大部分を除外しましたが、KBAの境界線は既存の自然環境保全基礎調査の植生図等を参考に設定されたものとされています。今後実施する調査において、KBA（早坂高原青松葉山）の選定基準であるIUCN絶滅危惧種レッドリスト掲載種を含む重要種の生息・生育状況を詳細に把握した上で、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域と風力発電施設が並存できるよう計画してまいります。
	事業実施区域	齊藤委員		(No.4 追加) 除外しなかったKBA区域についての回答は、自前で調査をしなければ除外対象とするかどうかの判断が出せないと読みとれる。しかし方法書段階において、KBA区域で除外した区域もあることから、除外する・しないの判断をした事業者の基準を教えてください。また、除外しなかったKBA区域は、事業性を考えた上で風力発電機の設置に必要（有望）な区域であるという理解でよいか？	KBAの区域に加えて、鳥獣保護区、県立自然公園、重要里地里山、緑の回廊についても併せて除外を検討しました。配慮書に示した事業実施想定区域内の動植物の生息・生育状況を把握していない中、環境影響の回避・低減の観点から優先的に除外すべき区域を可能な限り除外して、対象事業実施区域を設定しました。今後実施する現地調査の結果を踏まえて、今回除外しなかった区域の変更についても可能な限り回避・低減を図ってまいります。 方法書に示した事業実施区域の設定では、事業性を優先せず、環境配慮の観点から設定しております。
5	事業実施区域	伊藤（歩）委員	87、89	保全区分B（場所によっては区分Cを含む）とKBAの区域から対象事業実施区域を外すことを検討していただきたい。	保全区分Bは、自然度の高い重要な植生を含む地域等であり、保全方向は「事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する」地域であると認識しております。今後実施する調査において、重要な植生、動植物種の生息・生育状況等を詳細に把握した上で、自然度の高い重要な植生等が保全できるよう計画してまいります。
6	事業実施区域と環境保全措置	伊藤（絹）委員	488-505	配慮書段階の事業想定規模を6割程度に縮小したと記載がありますが、配慮書では事業区域に含むべきではないエリアを広範囲に入れておいて、方法書の段階でそれらを外して縮小したように印象付けているように思えてなりません。変更の経緯についてp.491に記載がありますが、稀少猛禽類などの生活空間に対しても大きな影響が懸念される状態にあります。審査会での指摘内容と縮小エリアの選定との対応関係についてももう少し詳しい経緯を教えてください。また、配慮書段階と方法書段階の比較表（予測・調査・評価）が示されていますが、ほとんど同一文章のように思われます。動物に関する項目においても、専門家助言にあったイヌワシの餌場に関する項目などについて全く言及されていません。「環境保全措置を検討する」という抽象的な表現ではどんな保全策を予定しているのか不明です。配慮書段階とはどこが変わっているのか、どの程度軽減可能と想定しているのか、環境影響軽減のための具体策の方向性を明記するなどして、丁寧に分かりやすい形で作成していただきたいと考えます。	事業者は、配慮書段階以前から地元関係者に対して配慮書段階の事業実施想定区域で事業を進める計画であることを説明してまいりました。そのため、配慮書段階の事業実施区域に含むべきではないエリアを広範囲に入れたことはありません。方法書段階の対象事業実施区域において除外した区域の地元関係者（荻川牧野農業協同組合）から岩手県に対して本事業の推進に係る陳情書が出されています。 技術審査会で、鳥獣保護区、県立自然公園、重要里地里山等の指定地域を対象事業実施区域から除外するようのご意見を頂いたと認識しています。方法書の対象事業実施区域の検討において、鳥獣保護区、県立自然公園、重要里地里山は全て除外、緑の回廊は対象事業実施区域（既設道路の拡幅、工事用・管理用道路の新設、ブレード旋回範囲等除く）から除外、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）は大部分を除外しました。今後の調査で動植物の生息・生育状況を十分把握し、実行可能な範囲内でその他の指定地域等についても対象事業実施区域からできる限り減らす等、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。 ご指摘の比較表については、方法書の事業計画を対象に配慮書段階で行う計画段階配慮事項の検討を再度行ったものであり、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階技術手法に関する検討会、平成25年3月）等の配慮書作成時と同じマニュアル等に基づき実施しました。ご指摘を踏まえて、準備書以降では、変更点を分かりやすく記載する等、丁寧かつ分かりやすい表現に努めてまいります。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
	事業実施区域と環境保全措置	伊藤(絹)委員		(No.6 追加) 菟川牧野農業協同組合から提出された陳情書の内容は事業者の方にも周知されているのでしょうか。差し支えない範囲で教えてください。 比較表について、配慮書作成時と同じマニュアルに基づき実施したとありますが、環境影響が強く懸念される項目については、今回の方法書段階において、きちんと比較整理した形で提示する姿勢が欲しいと思います。方法書に掲載することが難しいとしても、原案的なものを作成しておくべきではないでしょうか。十分な検討を重ねるためには、課題の整理が最も重要であると考えます。	地元の方と地域に関する情報をお教えいただく等の日常的なコミュニケーションの中で、関係者の方から岩手県及び盛岡市に陳情書の提出意向、陳情内容、提出時期等について伺っております。 また、比較表について、整理が不十分であるとの指摘を受け取りました。ご指摘を踏まえて、再整理を進めているところです。準備書以降では、再整理の結果を活かして、準備書、評価書の予測、評価の結果に加えて、事業計画の検討で環境影響を低減した過程が分かるように整理してまいります。
7	騒音	永幡委員	363、364、371、373	工所用資材用の搬出入に係る騒音の調査、予測及び評価地点につき、図6.2-1の縮尺で判断できる程度の大雑把な位置としては、それぞれ、工所用車両の主要な走行ルートが選ばれていて、問題ないと思われるが、より詳細な地点については、この縮尺の地図で妥当性を判断することは難しい。事業実施地域周辺は山がちな地形であり、道路の勾配が無視できないと考えられる。坂道等では、アクセルを踏み込むことが考えられ、そのような地点で騒音レベルが最大となる可能性が十分に考えられる。そのため、具体的な調査、予測及び評価地点を決定する際には、道路形状等の影響を十分に吟味し、騒音の影響が最大になると考えられる地点を選定すること。	工所用資材等の搬出入に伴う騒音の調査、予測及び評価地点は、主な工所用車両走行ルート上の環境保全に留意すべき施設(病院、学校、住居等)の分布状況を勘案し、騒音の影響が最大になると考えられる地点を選定しました。
8	騒音	永幡委員	364、365	評価の手法の項で、「騒音に係る環境基準」との整合を検討する旨書かれているが、3-159及び3-172の記述が正しければ、事業実施区域及びその周囲は、類型の指定がない地域である。環境基準は地域指定制のため、類型が指定されていない地域においては、適用されない。何らかの理由で、どうしても環境基準を準用したい場合は、その正当性、妥当性を示す必要があり、準用する基準値を選んだ根拠についても明らかにする必要がある。なお、環境基準の準用にあたり、騒音に係る環境基準の類型指定はされていない地域において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例をあてはめることは極めて暴力的であることには留意していただきたい。	ご指摘のとおり、事業実施区域及びその周囲は「騒音に係る環境基準」の地域の類型が指定されていません。調査地点は住居が点在している地域であり、準備書以降の騒音の評価においては、都市計画法の各種用途地域に対して指定される基準のうち最も厳しい「専ら住居の用に供される地域：A類型」を当てはめる予定です。「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例をあてはめることは考えていません。
9	騒音	永幡委員	367	施設の稼働に係る騒音の評価について、5-7に示された配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解(表5.2-1)において、事業者は「『風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル』に加え、必要に応じて専門家等の助言及びその他の最新知見に基づき」予測、評価を行う旨見解を示しているが、表6.2-2(5)においては、「発電所アセスの手引き」及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」しか記載されていない。これでは、記述に整合性がなく、極めて問題である。 風力発電機による騒音の健康影響については、科学的に十分に明らかになっているとは言えないのが現状である。日本における疫学調査の中にも、風車から住居の距離が1500m以内だと、2000m以上離れている人に対して睡眠障害のオッズ比が約2倍で、有意な増大が認められる、という報告もある(例えば、石竹ら、音響学会誌 74(5))。このような知見があることも十分に踏まえ、科学的な知見が不十分な中で住民の健康が確実に守れる評価の方法について、ご提案いただきたい。また、評価準備書においては、不幸にも問題が発生した場合の対処について、明確に示していただきたい。	「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」は調査のマニュアルであるため、方法書p.366表6.2-2(4)の「2.調査の基本的な手法 1)残留騒音の状況【現地調査】残留騒音」の現地調査の手法として記載しています。 ご指摘頂いたとおり、風力発電機による騒音の健康影響については様々な研究が行われていることは承知しています。施設の稼働に伴う騒音の評価手法は、最新の研究成果等を収集、参考とし、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月、環境省)等に基づいて設定する予定です。 「風力発電施設による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」(石竹ら、音響学会誌 74(5))において、「風車騒音と睡眠障害という健康影響との関連について、風力発電施設から発生する騒音は条件によって健康影響のリスク・ファクターとなる可能性が高い」、「風車と住宅までの距離を十分確保すること」、「利害関係者間のコミュニケーションを十分に行い、可能な限り合意形成を得ること」が重要であると指摘されています。このため、本事業において、風力発電機と住居の離隔の確保、利害関係者間での可能な限りの合意形成に努めてまいります。一方で、音の感じ方については個人差もあると考えております。発電所の維持管理に当たっては現地事務所を設置しますので、ご懸念の声をいただいた際には、現地所員が事情等をお伺いし、調査等を必要に応じて実施して原因や状況の確認をさせて頂く等、真摯に対応してまいります。
10	騒音	永幡委員	365	建設工事騒音の住民への影響は、突発的に大きな音が出る場合に、それがどの程度の大きさであるのかという観点からも検討する必要がある。そのため、等価騒音レベルの予測に加えて、 L_{A5} の予測も行っていたきたい。	建設機械の稼働に伴う騒音の予測において、変動騒音が発生する工種については L_{A5} の予測も行います。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
11	騒音	永幡委員	366、367	私の認識が正しければ、当該事業実施予定地域の近辺で、別の風力発電事業が計画されていたように思う。もし、この認識が正しければ、累積影響の評価も必要となると考える。	対象事業実施区域周囲において「(仮称)盛岡蕨川風力発電事業」が検討されていることは承知していましたが、ご指摘のとおり方法書の他事業への記載が漏れていましたので、今後の環境影響評価図書で追加します。加えて、計画中の他事業については、環境影響評価図書等の公開情報の収集等に努め、事業計画の熟度が高まる準備書段階で累積的影響を考慮し、事業者の実行可能な範囲内で適切に予測、評価を実施します。
12	水質 魚類	伊藤(絹)委員	374-377	水質に関する調査定点と魚類の採捕地点は同じ場所ですか。 場所の選定根拠の表の記載、表6.2-18 それぞれの河川の集水域の位置関係はこれで正しいですか。 水の濁りに関する調査において、降雨時の調査計画が示されていますが、降雨量や降雨継続日数はどの程度の場合を想定していますか。	水の濁りの調査地点と魚類の調査地点は同じ場所です。魚類の調査地点の設定根拠である方法書p.378表6.2-7と水の濁りの調査地点の設定根拠である方法書p.407表6.2-18の表記に揺れがありましたが、調査地点は方法書p.376図6.2-3(1)及び方法書p.403図6.2-6(13)に図示した地点です。図中の流域界は、国土数値情報(流域界・非集水域)のデータです。 降雨時調査では、ピーク降雨量の目安が「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年、建設省)で降雨時に人間活動がみられる日常的な降雨3mm/h以上、降雨が複数日続く見込みの日を設定しますが、調査員の安全が確保できる条件下で調査を実施します。
13	地形及び地質	大河原委員	379	地形、地質に係る調査手法や調査項目について、表に示されたものに加え、さらに具体的な事項があれば伺いたい。	現地調査では、専門家の立ち合いのもとで方法書p.380図6.2-4に示した三巢子岳、早坂高原の周氷河地形、早坂高原(隆起準平原)の状況を把握する予定です。
14	地形及び地質	大河原委員	498	「三巢子岳、早坂高原の周氷河地形、早坂高原(隆起準平原)が対象事業実施区域内に位置している可能性があり、改変の可能性があるため・・・(中略)・・・今後の事業計画の検討において、重要な地形及び地質の分布状況に配慮し、風力発電機の配置計画を検討することにより、重要な地形及び地質への重大な影響の回避又は低減が将来的に可能であると評価する。」について、「重大な影響」と「重大でない影響」の線引きがどこにあるのか、影響の具体的内容、影響の低減とは何を指すのか伺いたい。	重要な地形及び地質として選定した「三巢子岳、早坂高原の周氷河地形」、「早坂高原(隆起準平原)」を直接改変等により消失、縮小させることを「重大な影響」としています。事業計画の検討により重要な地形及び地質の消失、縮小を最小化することを「影響の低減」としています。
15	動物	伊藤(歩)委員	62	対象事業実施区域の一部がコウモリ分布域と重なっているようですが、保全策をどのように考えているのか説明してください。	現時点では風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、昆虫類を捕食するコウモリ類等の誘引を引き起こすライトアップを行わない等の環境保全措置を検討しています。 また、ご指摘のとおり事業実施区域の一部がコウモリ分布域と重なっていることから、文献調査により確認されたコウモリ目の13種(方法書表3.1-28)を哺乳類の重要な種として選定し、バットディテクターによる確認等の調査により、生息種や活動時期といった生息状況を確認した上で、その生息環境を保全するために必要な環境保全措置を検討してまいります。
	動物	伊藤(歩)委員		(No.15追加) 具体的な保全対策の例について説明してください。	具体的な保全対策として、現時点では昆虫類を捕食するコウモリ類等の誘引を引き起こすライトアップを行わないことを検討しています。 加えて、今後実施する現地調査においてコウモリ類の生息状況を把握して、コウモリ類への影響を極力低減できるよう風力発電機の配置等を検討してまいります。
16	動物	前田委員	488	配慮書に対する知事意見では、「イヌワシの生息に対する重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高い」と指摘されています。しかし事業者は「重大な影響の回避又は低減が将来的に可能である」という当初の判断を見直すことなく、方法書にも記載しています。知事意見は長年の観察結果と生態的知見に基づいた見解ですが、事業者は具体的な知見を持っていないにもかかわらず、知事意見と正反対の見解を保持しており不可解です。 もし知事意見を受け入れるつもりがないのなら、無視するのではなく、その旨を根拠とともに明確に表明して下さい。	配慮書に対する岩手県知事意見を受けて、実行可能な範囲で「環境の保全のため配慮すべき事項の全面的な再検討」を行いました。 再検討に当たっては、知事意見の総括的事項に示された県立自然公園、緑の回廊、重要里地里山、KBA、保安林の除外等に努め、方法書の対象事業実施区域の検討において、県立自然公園、重要里地里山は全て除外、緑の回廊は対象事業実施区域(既設道路の拡幅、工用・管理用道路の新設、ブレード旋回範囲等除く)から除外、KBAは大部分を除外しました。 今後の調査で動植物の生息・生育状況を把握した上で、実行可能な範囲内で対象事業実施区域をできる限り減らす等、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行い、引き続き重大な影響の回避又は低減に努めてまいります。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
	動物	前田委員		(No.16追加) 事業者が行なった県立自然公園、緑の回廊、重要里地里山、KBAの除外等は、いずれもイヌワシのためになるものではなく、重大な影響の回避や低減になっていません。イヌワシに関する事項への再検討がなされていないので、「それができない場合は事業の取り止め」と知事意見で言われている内容に該当します。	事業者として、イヌワシに関係する事項についても再検討を行ってまいりました。前出のNo.3. 追加に記載したとおり、方法書の対象事業実施区域の検討において、イヌワシに関して、天然記念物として国が指定した「イヌワシ繁殖地」を含む鳥獣保護区は全て除外、緑の回廊は対象事業実施区域（既設道路の拡幅、工事用・管理用道路の新設、ブレード旋回範囲等除く）から除外しております。 現地調査により対象事業実施区域におけるイヌワシの生息状況を把握した上で、引き続き、イヌワシに対する影響の回避又は低減に努めてまいります。
17	動物	高橋調査員	384	鳥類調査の項目に、夜間及び早朝のタイマー録音調査を追加すること。保全対象種や希少種はそもそも個体数が少なく生息密度が低いため、任意観察や定点観察だけでは発見できない可能性が高い。タイマー録音調査等でデータを補強すべきである。その際には事業対象区域を広くカバーできるように録音装置を複数台設置し、長期間稼働させること。	鳥類調査におけるタイマー録音調査の複数地点での実施を検討します。
18	動物	高橋調査員	387	調査を何年実施するかが明記されていない。P359の専門家意見で述べられている通り、イヌワシについては繁殖成功した1年を含む複数年の調査が必要で、繁殖成功率が著しく低い現状では、必要なデータを得るにはかなりの年数がかかる（相当な経費がかかると思うが、イヌワシはそのような相手である）。少なくとも何年の調査をするか明記すべきである。	イヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を把握するため2年間（2営巣期）の調査を実施し、行動圏の内部構造の評価を行います。2営巣期の調査期間中にイヌワシの繁殖が確認されなかった場合には、継続調査を検討します。
19	植物、水質	伊藤(歩)委員	217	風力発電機の設置予定の場所のほとんどは保安林の区域と重なっています。そのような場所になぜ敢えて風力発電機を設置しなければならないのか理由を説明してください。また、水源かん養保安林の区域において、長さ数十mの杭基礎を数多く打ち込むことによる地下水への影響をどのように考えているのか説明してください。	対象事業実施区域の多くが保安林であり、水源の涵養等の特定の公益目的を達成するために指定されている森林であると認識しています。一方、風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、「第6次エネルギー基本計画」（資源エネルギー庁、令和4年10月）、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（2021～2030）」（岩手県、令和5年3月改訂）等の施策により導入が期待されていると理解しています。この発電所は、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。 風力発電機の基礎構造については、今後の地質調査等で詳細を検討いたします。杭基礎を採用する場合においては、地下水への影響を与えないよう留意しながら、工事にかかる許認可等の指導に従い適切な設計、工事計画となるよう努めます。
	植物、水質	伊藤(歩)委員		(No.19追加) 風力発電を否定しているわけではありません。繰り返しになりますが、本来保全すべき水源涵養保安林がある場所に敢えて風力発電機を設置しなければならない理由について説明してください。	事業者としては、風力発電機を水源かん養保安林の公益目的を損なわない範囲において設置し、水源のかん養機能（地表水を地下浸透して帯水層に供給すること）の保全と再生可能エネルギーの普及拡大の両立を図りたいと考えております。 対象事業実施区域を含む丹藤川に流入する流域（岩洞ダム下流から北上川合流点までの区間に限る）における水源かん養保安林の総面積14,501haに対し、対象事業実施区域に含まれる水源かん養保安林の面積は2,395ha（約17%）ですが、当社が建設した事例では改変面積は対象事業実施区域の約5%程度となっております。今後、水源かん養保安林の改変面積をさらに削減し、水源かん養機能への影響の低減を図ることができることから、水源かん養機能と再生可能エネルギーの普及拡大の両立が可能であると考えております。 なお、水源かん養保安林に私有林も含まれており、私有林の水源かん養保安林の面積は、国土数値情報ダウンロードサイトの森林地域データと環境アセスメントデータベースの情報から推計しております。 【参考例】当社が建設した住田遠野風力発電所 （評価書記載）対象事業実施区域：約588.6ha 改変面積：約29.1ha
20	植物	石川委員	217	対象事業実施区域のほとんどが水源涵養保安林となっています。指定解除の指定要件を満たすことができる地域が確認しておられるか教えてください。	「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）」（林野庁治山課、令和3年9月）によると、保安林の指定解除の指定要件を満たす可能性があると考えており、現在、関係機関と協議を行っています。

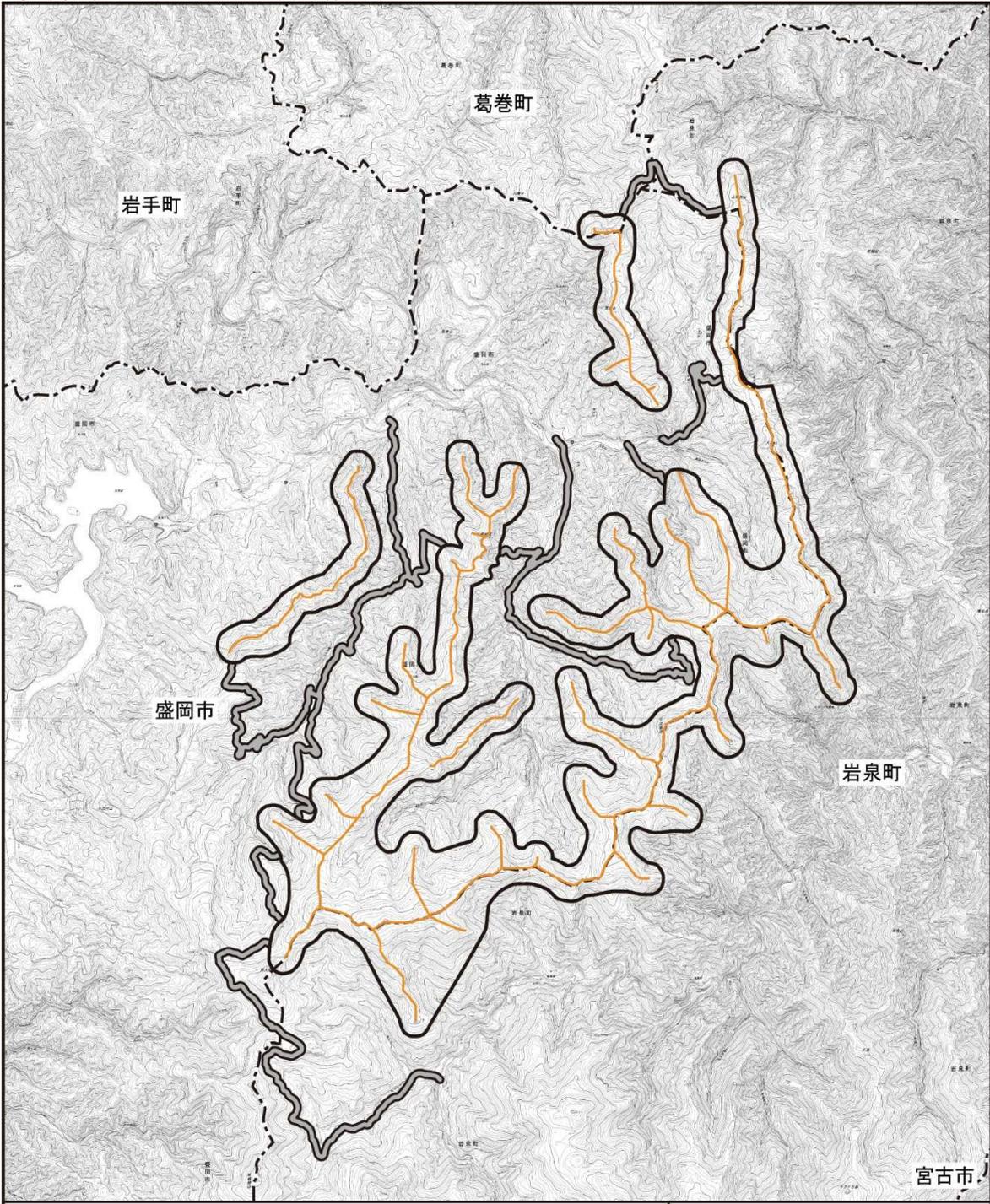
No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
	植物	環境保全課		(No.20関連) 「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）」（令和3年9月林野庁治山課）によると、保安林の解除要件の構成として級地区分、用地事情等、面積とあるが、これらに即して解除要件を満たす可能性がある具体的な内容について教えてください。	保安林の解除に関して相談は行っておりますが、解除箇所を明示する等の具体的な協議は開始しておりません。事業者としては、対象事業実施区域内に第2級地があること、他に適地が求められない好風況であること等を把握しており、準備書作成までの間に具体的な協議を開始する予定です。
21	景観	伊藤(歩)委員	140	主要な眺望点から風力発電機がどのように見えるのかを早い段階から把握できるようにフォトモンタージュの例を示してください。	地域住民の理解促進に必要と考えられる場合には、その時点での風力発電機の配置案によるフォトモンタージュの作成を検討します。
22	景観	平井委員		フォトモンタージュは今後作成予定となりますでしょうか。その予定であれば、藪川字町村120-11の通り沿いでもっとも風車が見えやすい場所のフォトモンタージュと藪川字町村82-1からみたフォトモンタージュをみたいので、ご検討いただけたらと思います。	ご提案頂いた「藪川字町村82-1」は、身近な眺望点の調査地点の「国道455号沿道（盛岡市藪川町村）」の付近であり、風力発電機がより見えやすい調査地点を再検討します。「藪川字町村120-11」は、身近な眺望点の調査地点に追加し、調査、予測及び評価を行います。
23	人と自然の触れ合いの活動の場	永幡委員	427-430	経済産業大臣の意見（5-10）においては、人と自然との触れ合い活動の場への騒音の影響について、工事中と稼働時の両者が指摘されている。加えて、岩手県知事意見(7-9)においては、騒音により、場所の雰囲気や快適性が損なわれることが懸念される旨書かれている。 これに対し、「人と自然との触れ合い活動の場に係る調査、予測及び評価の手法」の中には、工事用資材等の搬出入に伴う影響については、静穏性の予測をすることが一言触れられているが、稼働時の静穏性についての調査、予測、評価については、一言も触れられていない。経済産業大臣意見、及び、県知事意見を正確に理解し、それぞれの指摘に対して十分な調査、予測、評価を行う必要がある	岩手県知事意見等を踏まえて、方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から配慮書段階の事業実施想定区域からの大幅な絞り込みを行い、「早坂高原」を対象事業実施区域から除外しました。これにより、人と自然との触れ合い活動の場は風力発電機の設置が想定される尾根から2km以上の離隔を確保しました。 一方で、工事用資材等の搬出入において国道455号を利用する計画であることから、隣接する「岩洞湖」に対する工事用資材等の搬出入に伴う騒音による影響の予測、評価を行います。 施設の稼働に伴う騒音について、今後の事業計画の検討に当たっては、距離が離れているとはいえ影響の低減に努め、評価に反映してまいります。
24	防災	大河原委員	53、479、480	地すべり地形、砂防指定地、崩壊土砂流出危険地区について、調査による安定性評価の具体を伺いたい。配慮書見解において「現地踏査、ボーリング調査等で地盤の安定性等を確認し、不安定とされる場合は、風力発電機の設置を回避する等の環境保全措置を適切に検討します。」（例えば7-8(440)）とあります。	環境アセスメント手続きには含まれていませんが、ボーリング調査等の結果を用いて、国の定めた基準に基づく第三者機関による認証や国の審査で合格してから建設工事に着手するため、地盤の安定性は確保されるものと考えています。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
25	累積的影響	伊藤(絹)委員	387	施設の稼働による累積的影響について、「他事業の事業内容等が明らかになった場合において、必要性を検討した上で実施する」と記載があります。既存の5つの施設については、事業内容も明らかになっていると思われるので、少なくともこれらとの累積的影響は予測可能と考えますが、必要ないと判断されているのですか。	ご指摘のとおり、既存の5施設の環境影響は今後行う調査の結果に含まれることから、既存施設の累積的影響を踏まえた予測、評価を行います。
	累積的影響	環境保全課		(No.25関連) 既存の5施設の累積的影響について、具体的な予測、評価の手法をお示してください。	今後行う調査の結果には、稼働済みの既存5施設の環境影響が含まれています。例えば、風力発電機の稼働に伴う騒音では、既存5施設の影響が含まれる残留騒音に当該事業による風車騒音の寄与を合成することで既存5施設と本事業の累積的影響を予測し、その予測結果を基準等と比較することで評価を行います。 鳥類では、既存5施設の影響が含まれる現状での希少猛禽類の飛翔ルート等に本事業の影響を加えることで既存5施設と本事業の累積的影響を予測し、その予測結果を基に環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討することで評価を行います。
26	道路の拡幅工事	伊藤(絹)委員		拡幅が予定されている道路の多くは河川沿いにあるようです。河畔林の伐採計画はありますか。	可能な限り現道を活用する方針ですが、既存道路の状況によっては、安全性をより高めるために拡幅等を行う可能性があります。その場合でも、河畔林の伐採を極力回避する等、河畔林への影響を出来るだけ低減できるよう検討してまいります。
	道路の拡幅工事	環境保全課		(No.26関連) 既存道路の状況によっては拡幅を行う可能性があるとのことであるが、具体的にどのような状況であれば拡幅を行うか示してください。	既存道路の管理者と協議し、必要な場合は、林道規程または道路構造令に則って拡幅を行います。想定車両や交通量によって異なるため、具体的な拡幅の基準を示すのは困難ですが、管理者と丁寧に協議し、河畔林の伐採を極力回避するよう努めてまいります。
27	住宅への影響	石川委員	238、242	図4.3-1(2)に示されている住宅は、北、南、東の2方または3方を風車に囲まれるような形になり、それらの距離は1.5km以内となっています。囲まれた場合の影響をどのように評価されるのか教えてください。	2方または3方に風力発電機が存在する住居に対しては、2方または3方からの環境影響を合算して予測し、評価します。
28	住民の意向	伊藤(絹)委員		地域住民の皆さんは本事業の計画について受け入れていますか。	説明会等で地元にお住いの皆様から概ね事業に賛成との声を頂いております。蕨川自治会・蕨川牧野農業協同組合からは、岩手県に対して本事業の推進に係る陳情書が出されている他、方法書への意見書でも事業に期待しているのご意見をいただいております。
29	土地	平井委員	157	事業実施区域内で風車の設置や道路整備などのために貸借が発生する土地のなかに、蕨川地区の共有地（牧草地など）が含まれていますでしょうか。含まれているようであれば、その面積について教えてください。	事業実施区域内には複数人で権利を持つ共有地はありますが、蕨川地区としての共有地は含まれません。風力発電機の設置位置等は、今後、実施する環境、風況、地質等の各種調査結果により検討、決定する予定であり、現時点で貸借が発生する土地は決まっていません。
30	大気環境	環境保全課			※非公開
31	騒音	環境保全課			※非公開
32	配置	環境保全課			※非公開
33	立地選定	環境保全課			※非公開

(事務局意見・補足情報等)

No.	区分	関係課	図書頁	意見・補足情報等
1	水質	環境保全課	45	図3.1-17の図中の地点表示に誤記があること。(誤: L-2ダムサイト →正: L-1ダムサイト)
2	水質	環境保全課	46	表3.1-19の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定値に誤記があること。(誤: 0.2 →正: <0.2)
3	騒音	環境保全課	188	表3.2-24の第1種区域における夜間の規制基準に誤記があること。(誤: 45デシベル →正: 40デシベル)
4	騒音	環境保全課	190	表3.2-27の要請限度が適用される時間帯に誤記があること。(誤: 昼間(6時～20時)・夜間(20時～6時) →正: 昼間(6時～22時)・夜間(22時～6時))
5	悪臭	環境保全課	196	悪臭の基準は、知事が町村の基準を、市については市長が基準を定めることとなっている。規制基準値を参考として掲載するのであれば、盛岡市長及び宮古市長が定めた数値を掲載すべきと考える。
6	土壌	環境保全課	198	表3.2-35の水銀及びその化合物の第二溶出量基準について誤記があること。(誤: 水銀が0.0005以下～ →正: 水銀が0.005以下～)
7	水環境	環境保全課	349	(3)主な地域特性の2)水環境の状況について誤記があること。(誤: ～溶存酸素量及び大腸菌群数を除き、環境基準に適合～ →正: ～大腸菌群数を除き、環境基準に適合～)
8	騒音	環境保全課	497	事業実施区域を最大限に削減した計画においても、対象事業実施区域から2.0kmの範囲に住宅等が存在することから、施設の稼働時の騒音について、住民の生活環境の保全及び健康の保護に配慮を要すると考える。
9	動植物	自然保護課		事業予定地周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、植物、鳥類、昆虫、貝類の生息が過去に確認されています。岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、十分な調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、希少な植物への影響を回避又は極力低減すること。
10	動植物	自然保護課		事業予定地には、岩手県自然環境保全指針で定める保全区分BからDが含まれている。事業実施にあつては、同指針で掲げる保全目標及び保全方向を考慮の上、自然環境の保全に配慮した計画とすること。
11	水環境	県民くらしの安全課		水環境への影響を適切に予測・評価の上、当該工事が周辺の水環境の水質に影響を及ぼさないよう十分に配慮いただきたいこと。
12	植物	森林保全課		対象事業実施区域の大部分は森林法に基づく森林区域であり、民有林における森林区域で1haを超える開発行為(既設林道等の拡幅を含む)には、事前に林地開発許可を受けなければならない。 また、保安林内での開発行為や立木の伐採は、面積に関わらず事前に許可等を受ける必要がある。 更に、対象事業実施区域に隣接する溪流は、「山地災害危険地区調査要領」平成28年7月林野庁に基づく山地災害危険地区崩壊土砂流出危険地区が存在している。 よって、事業計画策定にあたっては、防災施設の先行設置や森林の改変を最小限とするなど、土砂災害の防止や環境等へ配慮した施設配置・工事用道路を計画するなど、森林からの転用面積が必要最小限となるよう配慮すること。
13	その他	建築住宅課		電気事業法第2条第1項第18号の電気工作物である風力発電設備は、建築基準法施行令第138条の規定により規制の対象となる工作物から除かれます。
14	その他	建築住宅課		風力発電設備以外の建築物(擁壁等の工作物を含む。)を建築する場合は、建築確認申請等所定の手続が必要となります。
15	その他	都市計画課		当該地は、都市計画区域外であるため、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として1ha以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を受ける必要があります。 また、当該地が過去に開発行為の許可を受けている場合であっても、開発行為の工事完了公告後に当該許可における予定建築物等以外のものを建築するときには、都市計画法第42条第1項ただし書に基づく建築許可を受ける必要があります。 風力発電のために設置しようとする風力発電設備及びその附属設備が建築基準法第2条第1項に定める建築物でない場合、上記の「主として建築物の建築又は特定工作物の建設」に当たらないため、都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を要しません。 また、風力発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の附属施設(建築基準法上の建築物)があるとき、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該附属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、都市計画法第29条第2項の開発行為の許可は不要です。 なお、開発許可に関する事務及び権限は盛岡市長にあることから、疑義等がある場合には、盛岡市都市整備部都市計画課に照会願います。 対象事業実施区域のうち岩泉町においては、岩手県景観計画(平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行)による一般地域の自然景観地区に指定されており、同計画で定める景観形成基準への適合に努める必要があります。 また、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為に係る事務及び権限は、沿岸広域振興局長にあります。届出対象行為に該当する場合は、沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターに届出が必要です。 対象事業実施区域のうち盛岡市においては、盛岡市景観計画による景観計画区域に指定されている場合があるので、盛岡市に確認願います。 なお、景観への影響、景観資源及び眺望点については、対象事業実施区域及び近隣市町村である盛岡市、宮古市、岩泉町、岩手町、葛巻町に確認願います。
16	その他	盛岡広域振興局保健福祉環境部		事業実施想定区域周辺には、県立自然公園、鳥獣保護区等の自然環境の保全上重要な地域が取り囲むように存在していることから、事業計画の検討にあたっては、事業実施想定区域及び周辺への影響を十分に把握し、風致の保護、自然景観の維持及び生物の多様性の確保が図られるよう配慮すること。

事業実施想定区域(配慮書段階)



凡例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  風力発電機の設置を検討している尾根
-  市町界



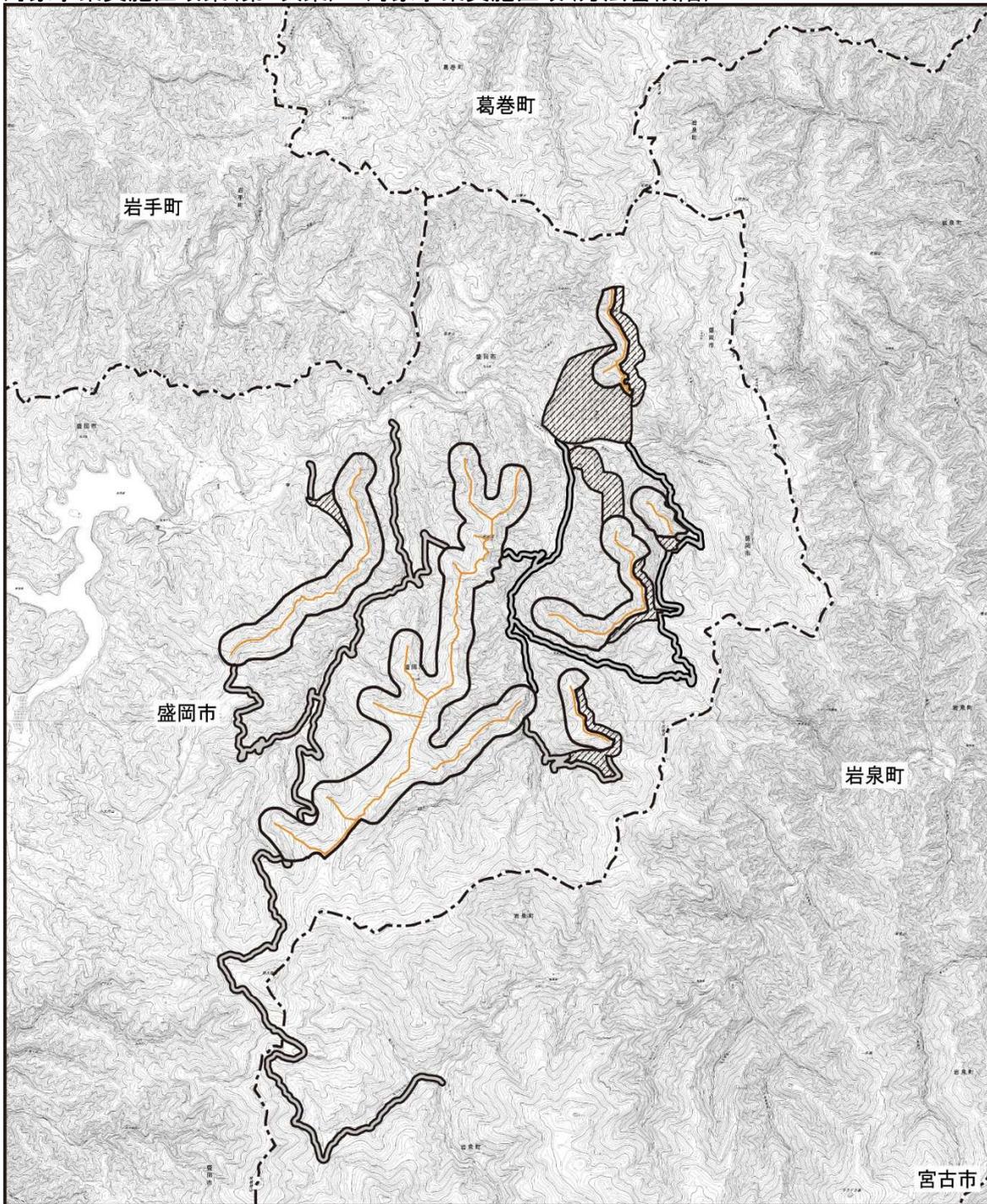
1:125,000

0 1.25 2.5 5 km

非公開

非公開

対象事業実施区域案(第3次案)＝対象事業実施区域(方法書段階)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域
(工事用・管理用道路の新設等を想定)
- 対象事業実施区域
(既設道路の拡幅等を想定)
- 風力発電機の設置を
検討している尾根
- 市町界



1:125,000



非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

資料 No. 1 - 6 は非公開

岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	岩手九戸風力発電事業	
適用区分	法第2種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 46,200kW	
事業の実施区域(予定地)	九戸郡洋野町及び軽米町の行政界周辺	
事業者の名称	株式会社タカ・クリエイト	
環境影響評価手続者	同上	
方法書	提出	令和5年 3月14日
	縦覧期間	令和5年 3月15日～令和5年 4月14日
	住民等の意見書の提出期間	令和5年 3月15日～令和5年 4月28日
	説明会	令和5年 4月8日、9日
	意見の概要書の提出	令和5年 6月9日 意見：20件(2通)
	技術審査会の審査	令和5年 7月26日
	知事意見の送付	令和5年 月 日 (期限：令和5年 9月7日)

「岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書」に対する洋野町長意見

意見なし

「岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書」に対する軽米町長意見

1 水環境について

環境要素の区分で水環境の水質を選定しておりますが、施工時及び造成後の雨水排水の下流河川流域の調査、予測及び評価の手法について、近年増加している集中豪雨の傾向も踏まえながら検討願います。

岩手九戸風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和5年6月

株式会社タカ・クリエイト

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年3月15日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和5年3月15日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・岩手日報
- ・デーリー東北

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ひろの（令和5年3月1日発行：別紙2参照）
- ・広報かるまい お知らせ版（令和5年2月21日発行：別紙3参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「News（新着情報）」を掲載した。

- ・株式会社タカ・クリエイト ウェブサイト（別紙4-1参照）

<https://takacreate.com/>

また、以下のウェブサイトにも情報が掲載された。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙5参照）
- ・洋野町のウェブサイト（別紙6参照）
- ・軽米町のウェブサイト（別紙7参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 6 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・岩手県県北広域振興局 久慈保健所（岩手県久慈市八日町 1-1）
- ・岩手県県北広域振興局 二戸地域振興センター（岩手県二戸市石切所字荷渡 6-3）
- ・洋野町役場種市庁舎（岩手県九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地）
- ・洋野町役場大野庁舎（岩手県九戸郡洋野町大野第 8 地割 47-2）
- ・軽米町役場（岩手県九戸郡軽米町軽米第 10 地割 85 番地）
- ・軽米町小軽米出張所（岩手県九戸郡軽米町小軽米第 12 地割 63-1）

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社タカ・クリエイト Web ページ（別紙 4-3 参照）

<https://takacreate.com/iwate.html>

(4) 縦覧期間

令和 5 年 3 月 15 日（水）から令和 5 年 4 月 14 日（金）までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は、0 名であった。

（内訳）

洋野町種市庁舎	0 名
洋野町大野庁舎	0 名
軽米町役場庁舎	0 名
軽米町小軽米出張所	0 名
岩手県県北広域振興局 久慈保健所	0 名
岩手県県北広域振興局 二戸地域振興センター	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～7参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和5年4月8日（土）15時00分から
- ・ 開催場所：洋野町大野農村環境改善センター
(岩手県九戸郡洋野町大野第60地割40-2)
- ・ 来場者数：5名

- ・ 開催日時：令和5年4月9日（日）10時00分から
- ・ 開催場所：軽米町小軽米出張所生活改善センター
(岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第12地割63-1)
- ・ 来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙8参照)

(1) 意見書の提出期間

令和5年3月15日(水)から令和5年4月28日(金)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計2名の方から合計2通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は20件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
1	1	13
1	1	7
合計2名	合計2通	合計20件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>【1】貴重な自然環境の保全に関して 北上高地北部の沿岸地域には山林・牧野・農耕地・河川等の混在した多様で豊かな自然環境があり、三陸沖は寒流と暖流のぶつかる世界有数の漁場としても知られております。そのため、当該地域には一年を通して多様な野生動物が生息しており、特に様々な鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。そして今回の方法書のp.68にも記載されているように、環境省はこの地域全体を環境アセスメントデータベース(EADAS)のセンシティブティマップで注意喚起メッシュに指定しております。このような地域に大規模な風力発電施設の連設を行うと豊かな自然環境、特に鳥類の生息環境に重大な影響が及ぶ可能性が強く危惧されます。従って私どもは怪米町と洋野町にまたがる地域を風力発電事業計画の予定地から除外するべきであると考えます。</p>	<p>今後、現地調査を実施し、動植物などの生息及び生育状況について、把握いたします。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。</p>
2	<p>【2】希少猛禽類の生息環境の保全に関して 当該事業予定地域やその周辺にはイヌワシが高密度で生息しており、そのことは今回の方法書p.67のメッシュ図にも示されております。一方同ページのメッシュ図によれば、クマタカはこの地域に生息していないとされておりますが、これは私どもの観察結果とは異なります。イヌワシとクマタカはともに環境省の「レッドリスト2018」では絶滅危惧IB類、岩手県の「いわてレッドデータブック」ではAランクに指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められております。また文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。風力発電施設は、主に「バードストライク」と「風発施設の忌避により狩場(餌場)が放棄されること」の2点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。実際、岩手県の北上高地には既に数箇所風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。このような状況下で新たに北上高地に風力発電施設が稼働すると、希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くこととなります。従って当会は希少猛禽類の生息環境の保全の立場より貴社の配慮書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。</p>	<p>今後の現地調査ではクマタカやイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類の生息状況を把握してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。 なお本事業は環境影響評価法で定める第2種事業に該当するため、方法書からの手続きを開始しております。本図書は、配慮書ではなく方法書であることを申し添えます。</p>
3	<p>(1) 風力発電施設の設置は、山の稜線を猛禽類や大型鳥類が飛ぶ際にバードストライクの可能性を高めるとともに、風力発電施設やその周辺の広大な地域から希少猛禽類を排除することに繋がります。実際に、岩手県内では2008年9月に釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライク事故が発生しており、またかつてはイヌワシの定常的な採餌場であっ</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、本事業における環境保全措置を検討し、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。</p>

(表は次ページに続く)

	<p>た盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が全く見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた同様の事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち、希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策は確立されておられません。</p>	
4	<p>(2) 貴社の方法書 p. 7～p. 8 に示されている通りに当該事業が進められると、山の尾根筋に最大高度 168.5m の 3 ブレード型風車が最大で 11 基林立することになります。この 168.5m という高度は、これまでの種々の研究結果により、イヌワシの主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られており、このままでは施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライク発生の可能性が高まります。既存の 3 ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライクを起していることは、過去の膨大なデータにより明らかになっておりますし、既存の風力発電施設において、ブレード塗装やシール貼り付け等の対策が希少猛禽類のバードストライク防止にあまり有効でないことも既に実証されております。実際に、2008 年 9 月に釜石広域ウインドファームで発生したイヌワシのバードストライクも、3 ブレード型の風力発電装置によるものでした。従ってこのような過去の事例を教訓とし、当該地域での風力発電事業計画を中止するよう強く求めます。</p>	<p>今後実施する現地調査結果を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、本事業における環境保全措置を検討し、バードストライク・バットストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。</p>
5	<p>(3) 当該地域付近の各所にイヌワシの採餌適地(狩場)が点在していることは、私どものこれまでの観察により明らかになっております。また今回の方法書の p. 67 のメッシュ図でも、イヌワシの生息メッシュの中に当該事業予定地域が位置していることが示されております。これに関して、岩手県内で現在稼働している風力発電施設近隣のイヌワシ営巣地では繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず、風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその周辺地域を忌避し、その結果としてイヌワシの採餌適地(狩場)が失われていると考えられております。従ってイヌワシの生息メッシュ内に風力発電施設を建設すること自体が、イヌワシの安定的な生息を脅かす可能性が極めて高いと言えます。しかし当該事業計画が方法書段階であるにも関わらず、対象事業実施予定区域内の最大 11 基という風車の建設予定地点が具体的に示されておらず、この事業計画が実施された場合のイヌワシの生息環境への影響に関する事前の予測を引き延ばしていると言わざるを得ません。今回の事業予定地周辺にどの程度のイヌワシ営巣地が存在するかについては、希少猛禽類の特殊性により明らかにされておませんが、イヌワシの生息環境保全のためには、イヌワシ生息メッシュ内での風力発電施設の建設を是非とも避けていただく必要があります。</p>	<p>現時点においては風力発電機の設置位置は決まっておられません。現地調査の結果等を踏まえて位置等の計画の熟度を高めます。そのため、方法書では、風力発電機の設置を検討している範囲をお示ししております。今後の現地調査ではイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類等の生息状況を把握いたします。また、イヌワシについては、餌場等の利用が見られた場合においても、専門家等の意見を参考に、影響を回避又は極力低減できるよう環境保全措置等を検討してまいります。</p>
6	<p>(4) (3)とも関連しますが、当該事業の計画の中で風力発電施設や、付随して必要となる変電施設や送電網、及びアクセス用の道路をどこにどのように設置するのかについて、今回の方法書 p. 7～p. 10 では具体的な記述が全くありません。本来であれば、これらの設置工事や運用自体が当該地域の自然環境に影響を及ぼすはずですが、これでは事業計画を方法書</p>	<p>変電設備及び送電網等について、検討中となり公表に至りません。今後事業計画を検討し、計画熟度を高めてまいります。</p>

	段階で公表して既成事実化しておき、実際には自然環境への配慮を後回しにして計画を進めようとしていると受け止めざるを得ません。	
7	<p>【3】 渡り鳥の生息環境の保全に関して</p> <p>日本列島は、東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛翔コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに、日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった鳥類の渡りのコースなども明らかになってきております。実際に、大型渡り鳥に発信器を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地がガン・カモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが、最近2～3年の間に徐々に知られるようになりました。今回の方法書 p. 53～p. 55 の本文や p. 62～p. 65 の図などでも、大型渡り鳥であるガン類やオオハクチョウの過去の確認事例が記載されております。また当該地域の内陸部にはオオジシギ、沿岸部にはオジロワシ・オオワシといった海ワシ類、コクガンが渡来しますが、これらはいずれも環境省のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されております。風力発電施設が北上高地の至る所に設置される状況になれば、これらの渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。従って鳥類の生息地と渡りのコースの保全対策を考慮するなら、当該事業計画の中止が強く求められます。</p>	<p>今後の現地調査では渡り鳥等の主要なルートになっているかなど状況を把握してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熱度を高めてまいります。</p>
8	<p>(1) 風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類や渡り鳥をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることは、これまでに世界各地で多数報告されています。また風力発電施設の稼働が、渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも知られております。そのため、これらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には、事前の詳細な生息状況調査が不可欠です。過去の失敗事例に学ぶ保全対策の検討も欠かせません。しかし、方法書の p. 49～p. 50 にはそれらに関する文献の引用がなく、これらの問題点を解決しようする方向性が見られません。</p>	<p>公表されている過去の事例も踏まえ、影響を回避又は極力低減できるよう計画熱度を高めてまいります。</p>
9	<p>(2) 当該地域の周辺にはオオジシギが繁殖しております。オオジシギは環境省のレッドリストでは準絶滅危惧種(NT)に、いわてレッドデータブックではBランクに指定されております。実際に日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査では、本州での生息地域の減少が顕著であることが明らかになっております。そしてその習性により、風力発電施設でのバードストライクの可能性が高いとされております。しかし今回の配慮書の中では、当該地域のオオジシギに特化した生息状況調査やバードストライクの可能性評価は検討項目に入っておらず、このままではオオジシギの生息環境の保全への配慮は不十分と言わざるを得ません。</p>	<p>今後、現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種を予測対象としております。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお本事業は環境影響評価法で定める第2種事業に該当するため、方法書からの手続きを開始しております。本図書は、配慮書ではなく方法書であることを申し添えます。</p>
10	<p>(3) 当該地域を含む三陸沿岸地域には、環境省レッドリストで絶滅危惧II類(VU)に指定されているオジロワシ・オオワシといった海ワシ類が冬季に少数ながら渡来し越冬しております。しかし、これらの海ワシ類の生息環境の保全については方法書の中では記述されておられません。実際に北海道ではこれまでに風</p>	<p>今後、現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種としております。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。</p>

	<p>力発電施設でのオジロワシのバードストライクが頻発しており、これに対して、環境省はつい先日の2022年8月8日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」を策定し公表しました。しかし今回の方法書には、そのような過去の事例や行政による最新の保護対策に関する引用がなく、それらに対応しようとする方向性が見られません。</p>	
11	<p>(4) 近年の環境影響評価においては、ガン・カモ類やハクチョウ類の渡りのコースや生息環境が重視されます。ここで特筆すべきことは、青森県から宮城県にかけての三陸沿岸一帯が日本有数のコクガンの越冬地であるという点です。コクガンは環境省レッドリストでは絶滅危惧II類(VU)であり、国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥です。コクガンの主な餌はアマモなどの海藻ですが、アマモの生育する場所は三陸沿岸でも限られております。従ってコクガンの生息環境の保全のためには、アマモの生育に必要なミネラルなどの栄養分を山から海に供給している多くの河川の水環境の維持が重要であり、海と山をセットにした総合的な環境保全が求められます。当該事業区域は内陸部に位置しておりますが、その周囲の大小の河川は全て三陸沿岸に注ぎます。仮に内陸部の風力発電事業により河川の汚濁や水質変化によりアマモの生育環境に変化が生じれば、それがこの地域で越冬するコクガンの生息状況に影響を与えることが危惧されます。しかし今回の方法書の中では、内陸部の水系とコクガンの生息環境を関連づける記述は見られず、このままではコクガンの生息環境保全への配慮は全く不十分であると考えざるを得ません。</p>	<p>今後の現地調査ではガン・カモ類やハクチョウ類の渡りについても対象とし、主要なルートになっているかなど状況を把握してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。</p>
12	<p>(5) 風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が、近隣住民の生活環境や健康、さらに牧畜業などに影響を及ぼす恐れがあることは以前より知られておりますが、それにとどまらず当該地域の野生動物の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし今回の方法書においては、近隣の住居等と風車の影や騒音に関する調査に関する記述は p. 198～p. 200 に示されているものの、風車の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息、例えば夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類などの生息に、どのような影響を及ぼすかという観点には全く触れておりません。また今後の計画の具体化に伴ってそれらに関わる調査も必要となるにも関わらず、そのような調査を実施するか否かについての記述も見られません。従ってこのままでは環境影響評価に値する調査結果は得られ難いと考えられます。</p>	<p>風力発電機の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息に与える影響について国や地方自治体等が採用している知見等は、現状無いものと認識しております。環境影響評価制度において、今後、国や地方自治体等より調査手法や指針等が示された場合において、適切に対応いたします。</p>
13	<p>【4】 風力発電施設の累積的影響に関して 近年は、「面としての環境保全」の考え方にに基づき、風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められております。そしてこの考えに沿う形で、方法書の p. 14～p. 15 には隣接する他の事業者の風力発電事業計画として 8 件が示されております。しかしそれ以外にも、北上高地北部において「高森高原風力発電事業」や「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しているほか、周辺地域には「折爪岳南（第1期）風力発電事業」が建設工事中であり、さらに「(仮称)</p>	<p>近接し計画されている他事業者の事業計画が明らかになった場合には、累積的な環境影響について検討いたします。 なお本事業は環境影響評価法で定める第2種事業に該当するため、方法書からの手続きを開始しております。本図書は、配慮書ではなく方法書であることを申し添えます。</p>

(表は前ページの続き)

<p>一戸・稲庭風力発電事業」や「SGET 岩泉ウインドファーム事業」などをはじめとする多くの風発事業計画が進められております。仮に当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、北上高地から三陸沿岸にかけて風力発電施設が数珠繋ぎとなり、北上高地北部の広大な地域において鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は計り知れないほど大きなものになると懸念されます。それにも関わらず、この配慮書の中にはこれらの風力発電事業計画全体の累積的環境影響を科学的に評価し、その影響を最小限に留めようとする方向性が全く示されておりません。従って今回の配慮書の通りに当該事業計画が進められれば、岩手県北部の広大な地域において、イヌワシの生息阻害やガン・ハクチョウ類の渡りルート遮断などの起こる恐れが十分に想定されます。私どもは鳥類の生息地と渡りのコースの保全の観点により当該事業計画の白紙撤回を強く求めます。</p>	
---	--

表 2-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>1. 地域の環境を大きく変える計画なので容認できない。 この地域は、長年、地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電計画は、この地域の環境を大きく変えます。これまで長年保たれてきた生態系、野生生物（留鳥、渡り鳥、コウモリ類、飛翔性昆虫）への影響は大きく、景観も良くありません。計画の中止を要望します。</p>	<p>今後、現地調査を実施し、動植物などの生息及び生育状況について、把握いたします。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、同時に景観等にも配慮し、計画熟度を高めてまいります。</p>
15	<p>2. 渡り鳥などの野鳥やコウモリ類への影響が懸念されます。 計画の3枚ブレードの風力発電器機は、ブレードに防護設備がなく、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠陥があることが、国内外の被害実績で実証されています。器機を最新のマグナス式なら考慮する余地もあります。尾根は大型猛禽類、渡り鳥、コウモリ類、昆虫類も利用して移動するので風車は障害となります。希少種イヌワシも文献調査で確認されているようですので、イヌワシが確認された場合は、衝突予測などという姑息な環境影響予測をたてず、直ちに白紙撤回とすべきです。希少種でなくても、ハクチョウ類、ガン類などの大型水鳥、ツグミ、アトリ、マヒワなど飛来の多い冬鳥は1000羽を超える記録が出た場合には、計画を中止すべきです。</p>	<p>今後、現地調査を実施し、動植物などの生息及び生育状況について、把握いたします。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。</p>
16	<p>3. 山野開発は災害の要因となります。 地域住民の事を考えると、低周波など騒音、景観、災害対策、風車の影問題は大きな課題です。 近隣の岩泉町では、数年前に台風10号、19号などのゲリラ豪雨による甚大な災害が発生しています。温暖化でさらなる大型台風も予測されています。山野開発は、山野災害の要因となることから問題です。最近の災害は、かつてない豪雨と表現される傾向が強く、山野の森林伐採、表土の掘削は河川の濁りなどの苦情が各地から報告があります。最大の防災対策は山野開発をしないことです。</p>	<p>騒音、超低周波音、風車の影、景観に関しましては、現行の環境影響評価法、その他関係法令、環境影響評価の手引き等に定める予測手法に従い、適切な予測及び評価を実施いたします。一方、山野災害は防災上のテーマであり、環境影響評価手続きの範疇外であると考えております。開発による山野災害の可能性の有無に関しては、森林法に基づく林地開発許可制度において扱うものであり、対策が十分講じられているか否かについて、この審査で明らかになることと考えます。</p>
17	<p>4. 累積的影響評価が問題です。 周辺地域には、ほかに既設、計画が8か所もあり累積的影響評価も大きな問題です。現状では北上高地のほぼ全域の高原、牧野等に風力発電計画があり問題です。特に葎の長いイヌワシは牧野を重要な狩場として利用、尾根上の風を利用して移動しますので風発設備は障害となります。累積的影響評価を他の計画で事業者に求めている事例がありましたが、事業者は他の事業者の情報提供が無く累積的影響評価をできないと逃げています。累積的影響評価は、監督官庁である環境省、イヌワシの生息状況や実情を把握している県の専門員が指導的役割を果たし、風発の立地の可否は行政が公正に判断すべきです。センシティビティマップは、有効に機能しているのか疑問です。</p>	<p>近接し計画されている他事業者の事業計画が明らかになった場合には、累積的な環境影響について検討いたします。</p>
18	<p>5. 電力の需給予測と風力発電会社の問題。 国は国際的な温暖化対策に足並みを合わせて、十分な検討がなされないまま風力発電計画を推進しているように感じます。狭い国土の日本では、風力発電は環境に与える影響が大きく、現状の器機では有効なバードストライク、バットストライクの対策がないことも問題です。計画地の実情に合わせた再生エネルギーの方法や他の発電方法を考えるべきです。ロシアの侵攻によりエネルギー問題が出てきました。国は原発再稼働の推進、新規の原発開発も報道されています。企業は、再生エネル</p>	<p>公表されている過去の事例も踏まえ、バードストライク及びバットストライク対策について新規知見の収集に努めてまいります。本事業では再生可能エネルギーが利活用されエネルギー自給率に貢献し、持続可能な脱炭素社会の一助を目指し、環境への負荷がより少なくなるよう事業の計画熟度を高めてまいります。</p>

(表は次ページに続く)

	<p>ギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられ、新規の火力発電の稼働、今後の計画報道など混乱しています。昨年上半期の欧州の国民総生産の不調は再生エネルギーに依存した結果と報道されています。岩手県は、梁川ダムを発電ダムとし、メガソーラー、木質バイオも県内各地で普及。都市のイベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGsの推進からも、電気は将来の経済や人口減少予測を適正に判断し電力の需要を求め、多く作るのではなく、節電対策を推進すべきです。風発事業は、最近では投資会社も多い。稼働後企業の転売問題、設備の耐用年数後について不明要素が多く、事業者が倒産した場合の風発設備の撤去など疑問点が多い。</p>	
19	<p>6. 風力発電計画の生態系全体の影響評価が不足しています。</p> <p>環境影響評価は、生態系全体に与える影響を総合的に判断して事業が適正か判断すべきです。国内では風力発電設備の野生生物への影響や被害実績は蓄積段階です。海外では、国内で被害報告のないスズメからハゲワシ類まで、多くの種類の野鳥やコウモリ類が被害に遭っていることが報告されているので参考にして評価することを願います。地域に集中した計画は、主に留鳥などの普通種の生息圏の破壊行為です。行政の各審議会、事業者の計画書では、希少種のみを中心に議論する傾向が強いと思います。普通種のツグミ、アトリ、マヒワでも多数記録されたら問題とすべきです。</p>	<p>生態系における典型性注目種としては、現在比較的生息していると推測するカラ類を選定する予定としております。また、鳥類の普通種であっても渡りについては、予測対象としております。今後実施する現地調査結果等を踏まえて、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。</p>
20	<p>7. 適正な環境影響評価と適切な保護対策を望みます。</p> <p>最近の傾向として、風力発電の普及のために、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種が確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ変わったように見えます。最近、小規模計画はアセスを必要としないなどの法改正もあり規制緩和は容認できません。</p> <p>また、現行のアセス方法では、月当たり3日間連続の調査を2年間と短い。一日当たりの調査時間は午前8時から16時と年間同じです。春から夏の長い日照時間帯でも、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯など繁殖期の重要な時間帯の調査が実施されないととも緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが有効な調査がされていません。風車の稼働計画に、バードストライクの発生確率が高い悪天候時、渡り鳥の最盛期は風車を止めるなどの稼働規制やブレードの回転数を落とすなど、野鳥保護の対策が見られないのも問題です。バードストライク調査は、鳥獣に詳しい人により適正に実施すべきです。そのせいか被害報告が国内では少ないと感じます。専門家は、計画を容認する人選をしているようにも感じます。匿名とせず氏名を公表することで専門家の権威が証明されます。公正中立な環境影響評価をお願いします。</p>	<p>バードストライクに関する国内の知見が少ないこと、風力発電機がない状況で解析となるため、バードストライクの予測には不確実性を伴うと考えております。</p> <p>本事業は、環境影響評価法に定める第二種事業として、国及び県における審査を受け、今後の調査についても適切に実施いたします。なお、専門家については、個人情報保護の観点から、氏名等は匿名としております。</p>

○日刊新聞紙による公告

・岩手日報（令和5年3月15日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一 事業者の名称 株式会社タカ・クリエイト
 代表者の氏名 代表取締役 高島 保夫
 事務所の所在地 愛知県一宮市八幡二丁目一―一
 二 対象事業の名称 岩手九戸風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電設備出力：最大四万六千二百キロワット

三 対象事業実施区域 岩手県九戸郡洋野町及び九戸郡軽米町の行政界周辺
 四 関係地域の範囲 岩手県九戸郡洋野町及び九戸郡軽米町
 五 縦覧の場所 県北広域振興局保健福祉環境部岩手県久慈保健所、県北広域振興局岩手県二戸地域振興センター、洋野町役場種市庁舎企画課、洋野町役場大野庁舎、軽米町役場一階市民ホール、軽米町小軽米出張所

縦覧時間 各施設の開庁日および開庁時間に準ずる。
 縦覧期間 令和五年三月十五日(水)から令和五年四月十四日(金)まで
 電子縦覧 <https://takacreate.com/>

六 意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和五年四月二十八日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください(郵送の場合は当日消印有効)。

七 住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一 開催日 四月八日(土)十五時から 洋野町大野農村環境改善センター(岩手県九戸郡洋野町大野第六十地割四十二)
 二 開催日 四月九日(日)十時から 軽米町小軽米出張所生活改善センター(岩手県九戸郡軽米町大字小軽米二一六三二)
 八 問い合わせ先 株式会社タカ・クリエイト 高島保夫
 〒四九一・〇九〇三 愛知県一宮市八幡二丁目一―一
 電話〇九〇(九九〇七)三六二六(土・日・祝日を除く九時半から十八時まで) メールアドレス takac.1971@outlook.jp

・デーリー東北（令和5年3月15日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一 事業者の名称 株式会社タカ・クリエイト
 代表者の氏名 代表取締役 高島 保夫
 事務所の所在地 愛知県一宮市八幡二丁目一―一
 二 対象事業の名称 岩手九戸風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電設備出力：最大四万六千二百キロワット

三 対象事業実施区域 岩手県九戸郡洋野町及び九戸郡軽米町の行政界周辺
 四 関係地域の範囲 岩手県九戸郡洋野町及び九戸郡軽米町
 五 縦覧の場所 県北広域振興局保健福祉環境部岩手県久慈保健所、県北広域振興局岩手県二戸地域振興センター、洋野町役場種市庁舎企画課、洋野町役場大野庁舎、軽米町役場一階市民ホール、軽米町小軽米出張所

縦覧時間 各施設の開庁日および開庁時間に準ずる。
 縦覧期間 令和五年三月十五日(水)から令和五年四月十四日(金)まで
 電子縦覧 <https://takacreate.com/>

六 意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和五年四月二十八日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください(郵送の場合は当日消印有効)。

七 住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一 開催日 四月八日(土)十五時から 洋野町大野農村環境改善センター(岩手県九戸郡洋野町大野第六十地割四十二)
 二 開催日 四月九日(日)十時から 軽米町小軽米出張所生活改善センター(岩手県九戸郡軽米町大字小軽米二一六三二)
 八 問い合わせ先 株式会社タカ・クリエイト 高島保夫
 〒四九一・〇九〇三 愛知県一宮市八幡二丁目一―一
 電話〇九〇(九九〇七)三六二六(土・日・祝日を除く九時半から十八時まで) メールアドレス takac.1971@outlook.jp

○地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

・広報ひろの

暮らしに役立つ情報ファイル

お知らせ

特別弔慰金の請求期限にご注意を

第11回特別弔慰金の請求期限は3月31日(金)までです。期限を過ぎると、特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、請求していない人は、忘れずに請求してください。

■支給対象 令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けない場合、次の順番による先順位のご遺族1人に支給します。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人 ②戦没者等の子 ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

■支給内容 ▷国債名称…第十一回特別弔慰金国庫債券引号 ▷額面 25万円

■請求窓口 役場福祉課(種市庁舎) ☎65-5915、総合サービス課(大野庁舎) ☎77-2112

林地開発許可制度が変わります

令和5年4月から、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合の、許可が必要となる開発面積の基準が変わります。これまでは、開発面積が1畝を超える場合、県知事の林地開発許可が必要でしたが、今後はその面積が0.5畝になります。

林地開発許可を取得せずに開発を行った場合、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されますので、ご注意ください。

■問い合わせ先 役場農林課 ☎77-2113

スポーツ安全保険の加入受付

徳助スポーツ安全協会は、スポーツや文化、ボランティア活動を行う4人以上の団体が対象の「スポー

宝くじ助成で備品を整備

柏木畑行政区が「コミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)」を活用して備品を整備しました。同事業は宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に、(一)自治総合センターが実施しているものです。助成を受けて購入した備品は次のとおりです。

▷購入備品…エアコン、冷蔵庫、炊飯器、テレビ、こたつ、DVDプレイヤー、カラオケ機、パソコンほか ▷助成額…230万円



◁宝くじ広告マーク
コミュニティ助成事業では、整備した備品に宝くじ広告マークが表示されます。

ツ安全保険」の加入を受け付けます。

■対象範囲 団体活動中およびその往復中

■対象保険 傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険

■保険期間 4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

■掛金(1人年額)▷文化・ボランティア・地域活動・子どもスポーツ活動…800円▷高校生以上のスポーツ活動…1,850円▷65歳以上のスポーツ活動…1,200円

■問い合わせ先 種市体育館 ☎65-4290、大野体育館 ☎77-3075、(徳助)スポーツ安全協会 ☎0570-087109(ナビダイヤル) ☎03-5510-0033

出会いを結ぼう シアワセにつなげよう

いきいき岩手結婚サポートセンター「i-サポ」では、会員登録制によるお見合い事業や、結婚を希望する人、独身従業員の結婚を応援する県内企業・団体などへ婚活イベント情報の発信などの事業を行っています。

県、県内市町村など公的機関による取り組みのため、安心して安全な活動ができます。詳しくは「i-サポ」ウェブサイトをご覧ください。

■ウェブサイト <https://www.ikiiki-ivate.com>

環境影響評価方法書の縦覧・説明会

㈱タカ・クリエイトが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

■縦覧書類 岩手九戸風力発電事業「環境影響評価方法書」

■縦覧場所 役場企画課(種市庁舎)、大野庁舎1階町民室

■電子縦覧 <https://takacreate.com/>

■縦覧期間 3月15日(水)～4月14日(金) ※平日の開庁時間

■意見書の受付 意見をお持ちの人は、住所、氏名および意見を記入の上、4月28日(金)までに縦覧場所の意見箱へ投函するか、下記問い合わせ先へ郵送又はメールでご提出ください(当日消印有効)。

■環境影響評価方法書の説明会▷日時…4月8日(土) 午後3時～▷場所…大野農村環境改善センター

■問い合わせ先 ㈱タカ・クリエイト 高島 ☎491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1 ☎090-9907-3626 takac.1971@outlook.jp

（広告スペース）

・ 広報かるまいお知らせ版

お知らせ版433号①裏面

再掲載 軽米町中小企業者
エネルギー価格高騰対策支援金

■対象事業者

町内に本店又は支店がある法人または、町内に住所を有する個人の中小企業者（農業者＝農林畜産業者は除く）

※中小企業基本法第2条第1項等に規定する農業者以外の法人及び個人事業者。

■支援額

法人15万円 個人10万円（期間内に1事業者1申請）

※複数の店舗や事業を経営している場合は重複支給しません。
※軽米町運輸事業者等運行支援緊急対策支援金の受給者は差額分を支給します。

※既に農業資材価格高騰対策支援金を受給済みの方で、本来の主な収入が営業収入の方は差額を支給します。

※12月以降既に受給済みの方は申請出来ません。

■要件

- ①令和3年以前から事業収入（営業収入）があること
- ②引き続き事業を継続する意思があること

■申請期間 令和5年3月10日（金）まで

■提出書類

- ①軽米町中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書（請求書）（様式第1号）
- ②振込希望口座の通帳の写し（表紙及び見開き1頁目）
- ③申請者（代表者）の公的身分証明書の写し

【上記に加え】

- 法人：①登記簿謄本の写し
②直近の確定申告書の写し
③法人事業概況説明書の写し
- 個人：①令和3年の確定申告書の写し
（事業収入の営業による収入が確認できる部分）

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当(☎46-4746)

**移動図書館車「やまなみ号」
の運行日程(返却のみ)**

- ◎3月1日（水） 晴山方面
- ◎3月2日（木） 笹渡方面
- ◎3月3日（金） 小軽米方面

【問い合わせ先】 町立図書館(☎46-4333)

**岩手九戸風力発電事業
環境影響評価方法書の縦覧**

■縦覧書類 岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧場所 役場1階町民ホール、小軽米出張所、インターネット

■縦覧期間 3月15日（水）～4月14日（金）

■意見書受付期間 3月15日（水）～4月28日（金）

■説明会 4月9日（日）10：00

小軽米生活改善センター（出張所）

【問い合わせ先】

(株)タカ・クリエイト(☎090-9907-3626)
(土・日・祝日を除く9：30～18：00)

ハローワーク二戸求人情報

軽米町内に就業場所がある求人になります。

職 種	事業所名
一般事務員	(株)ウイング
事務員、タクシードライバー	軽米タクシー(株)
事務・調理補助者	(株)ケーエスエンタープライズ
調理者、調理補助者	(有)北新石油
スタンド店員	(株)コメリ ハード&グリーン
販売・店舗運営職	軽米店
営業スタッフ	トヨタ L & F岩手(株)
フォークリフト整備士	社会福祉法人
介護職員	桂泉会 くつろぎの家
介護員、介護補助員	社会福祉法人 麗沢会
看護師・准看護師	(株)十文字チキンカンパニー
種鶏飼育・採卵作業員	生産部 種鶏卵卵課
鶏舎内作業員	(有)新光商事
製造スタッフ	(株)アイソニック 軽米事業所
組立・検査	(株)STAGEUP
電子部品・製品の組立作業	(株)ワークパワー 盛岡営業所
普通作業員、現場管理、現場管理補助、重機オペレーター	南建設(株)
土木・建築作業員	(株)丹野組
郵便配達	日本郵便(株) 郵便事業本部 軽米郵便局
工場内衛生作業、食用鶏の解体・フォークリフト運搬出荷、	(株)プロワークス 八戸営業所
電子部品組立・検査	(株)薬王堂
販売（登録販売者）	日清医療食品(株) 北東北支店
栄養士、調理師、調理員	

詳しくはQRコード、または役場町民ホールの求人情報をご覧ください。



【問い合わせ先】 ハローワーク二戸(☎23-3341)



株式会社 タカ・クリエイティブ

090-9907-3626
電話受付時間 月～土 10時～18時

お問い合わせ

Top
Business
Company
Contact
Privacy policy

Iwate [Iwate](#) [Iwate](#)

令和5年7月15日

「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び掲載について

株式会社タカ・クリエイティブ

環境影響評価法に基づき「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）を公表いたします。

■方法書の掲載

【掲載場所】

- ・洋野町 権市庁舎（二階）企画課
- ・洋野町 本町庁舎
- ・軽米町 軽米庁舎（一階）町民ホール
- ・軽米町 小軽米出張所
- ・岩手県 東北広域振興局
- ・岩手県 東北広域振興局 二戸地域振興センター

【掲載期間】

令和5年7月15日（水）から令和5年8月14日（金）までの間半日及び随時

■インターネットによる方法書の公表

【方法書一冊目】



主題 [PDF形式](#)

目次

- 第1章 事業書の名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
 - 2.1 対象事業の目的
 - 2.2 対象事業の概要
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況
 - 3.1 自然的状況
 - 3.2 社会的状況
- 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - 4.1 環境影響評価の項目の選定
 - 4.2 調査、予測及び評価の手法の選定
- 第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地

資料編

【方法書二冊目】



資料編 [PDF形式](#)

■方法書及び資料書の公表期間

方法書及び資料書は、令和5年7月15日（水）から令和5年8月14日（金）までご覧いただけます。
但し、印刷することはできません。

■意見書の提出

【意見書提出方法】

環境影響評価方法書について、環境保全の観点からのご意見・ご質問を皆様から受け、意見書に必要事項をご記入の上、掲載場所に設置の意見書箱にご投函いただきます。手投書時、お名前宛先へ郵便にてお送りください。意見書用紙は下記よりダウンロードしてください。

[意見書用紙 \(Word形式\)](#)

【意見書の提出期間】

令和5年8月28日（金）※郵送の場合は 当日消印有効

■説明会の開催

【開催日程及び場所】

4月8日（土）15時00分より 大野農村環境改善センターにて
（岩手県九戸郡洋野町大野第40地割40-2）

4月9日（日）10時00分より 小軽米出張所生涯学習センターにて
（岩手県九戸郡軽米町大軽米12-63-1）

■お問い合わせ先

株式会社タカ・クリエイティブ

〒491-0903
茨城県一宮市八幡2-1-1203
Eメール: tmkac.1971@outlook.jp
※Eメールによる、方法書の内容に関する意見、お問い合わせはお受けしてありません。

Contents [コンテンツ](#)

- Business 事業案内
- Company 会社概要
- Contact お問い合わせ
- Privacy policy プライバシーポリシー

News [最新記事](#)

2023年03月15日
「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び掲載について

2022年03月23日
ホームページオープンしました。

トップ
事業案内
会社概要
お問い合わせ
プライバシーポリシー

COPYRIGHT © 株式会社タカ・クリエイティブ ALL RIGHT RESERVED.

・岩手県のウェブサイト



岩手県
Iwate Prefecture

[サイトマップ](#) / [Foreign Language](#) / [文字サイズ・配色の変更](#) / [アクセシビリティ閲覧支援ツール](#)

[サイト内検索](#)

震災復興 / くらし・環境 / 産業・雇用 / 県土づくり / 教育・文化 / 県政情報

現在の位置: [トップページ](#) / [くらし・環境](#) / [環境](#) / [環境評価](#) / [環境影響評価法による、環境影響評価制度の概要のお知らせ](#) / (仮称)岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価図書縦覧のお知らせ

・(仮称)岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

[北上川上流ダム再生事業 環境影響評価方法書の縦覧について](#)

(仮称)岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

ページ番号1062745
更新日 令和5年3月15日

[印刷](#)

標記事業について、下記のとおり図書縦覧を行っています。

実施事業者

株式会社スカ・クリエイト

縦覧場所

県北広域振興局環境福祉環境部岩手県久慈保健所、県北広域振興局岩手県二戸地域振興センター、洋野町役場雄鷹市庁舎企画課、洋野町役場大野庁舎、軽米町役場一階町民ホール、軽米町小軽米出張所

縦覧期間

令和5年3月15日（水曜日）～令和5年4月14日（金曜日）

縦覧時間

各施設の開庁日及び開庁・閉庁時間に準じます。

その他

下記のリンクから、図書縦覧いただけます。

▣ [株式会社スカ・クリエイト（外部リンク）](#)

 **このページに関するお問い合わせ**

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号：019-629-5269 ファクス番号：019-629-5364

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

[前のページへ戻る](#) / [トップページへ戻る](#) / [表示](#) / [PC](#) / [スマートフォン](#)

[県内各支庁](#) / [個人情報取り扱い](#) / [ウェブアクセシビリティ](#) / [サイトの利用ガイド](#) / [リンクについて](#)

岩手県庁 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号：019-651-3111（総合案内） [県庁へのアクセス](#)



Copyright © 2019 Iwate Prefectural Government All Rights Reserved. 掲載されている情報は、著作権表示のあった場合を除き、無断で複製・転用することはありません。

・洋野町のウェブサイト

The screenshot shows a web browser displaying the official website of Yano Town. The page features a navigation menu at the top with categories like '暮らしの情報' (Living Information), '健康・福祉' (Health & Welfare), '子育て・教育' (Childcare & Education), '移住・定住' (Relocation & Settlement), '観光情報' (Tourism Information), '事業者・生産者の方へ' (For Business & Producers), and '市政情報' (Municipal Information). The main content area is titled '陸上風力発電事業に関する「環境影響評価方法書」の縦覧・説明会について' (Regarding the Vertical Review and Explanation Meeting for the 'Environmental Impact Assessment Methodology' for Land-based Power Generation Projects). The article, dated March 16, 2023, provides details about the methodology, the review period (March 15 to April 14), and a public meeting on April 8. It also includes contact information for the Planning Department and a feedback form for the page's usability.

陸上風力発電事業に関する「環境影響評価方法書」の縦覧・説明会について

公開日 2023年03月16日

洋野町で、形タカ・クリエイトが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の方法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

- 縦覧場所 若手黒九戸風力発電事業 環境影響評価方法書
- 縦覧場所 種市庁舎2階企画課、大野庁舎1階市民広場
- 電子縦覧 <https://takacreate.com/>
- 縦覧期間 3月15日（水）～4月14日（金）の土日祝日を除く開庁時
- 意見書の受付 意見をもちたい方は、住所、氏名及び意見を記入のうえ、4月20日（金）までに縦覧場所の意見書箱へ投函するか、下記問い合わせ先へ郵送またはメールでご提出ください（当日消印有効）
- 環境影響評価方法書に関する説明会
日時：4月8日（土）午後3時～
場所：大野農村環境改善センター
- お問い合わせ先
〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1
形タカ・クリエイト 庶務係
電話 090-997-3626 Mail takac 1971@outlook.jp

この記事に関するお問い合わせ

町企画課 種市庁舎 企画課
郵便番号：028-7695
住所：若手黒九戸郡洋野町種市23-27 種市庁舎2階
TEL：0194-65-5912
FAX：0194-65-4334
E-Mail：kaku@town.yano.aichi.jp

このページについてお聞かせください

お寄せいただいた評価はサイト運営の参考にいたします。

このページの情報は役に立ちましたか？ はい いいえ

役に立った どちらとも思えない 役に立たなかった

このページの内容は分かりやすいですか？ はい いいえ

分かりやすい どちらとも思えない 分かりにくい

このページはすぐに探し出せましたか？ はい いいえ

すぐ見つかった どちらとも思えない 見つけにくかった

ご意見があればご記入ください

お問い合わせ

サイトの利用について | 免責事項 | 個人情報取扱い | RSSについて

若手黒九戸町 防災センター | 防災マップ | 防災の備え

種市庁舎 〒028-7695 若手黒九戸郡洋野町種市23-27 TEL：0194-65-2111（代表）
大野庁舎 〒028-8802 若手黒九戸郡洋野町大野8-47-2 TEL：0194-77-2111（代表）
法人番号：600020032076

© 2023 Yano City

・軽米町のウェブサイト

新しい電線開通と新教育文化センター

岩手県 軽米町
Iwate MAE KARUMI

暮らし・手続き | 子育て・教育 | 健康・福祉 | 観光・イベント | 町の行政 | 事業者の方へ

「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の閲覧のお知らせ

公開日：令和5年3月14日 / 最終更新日：令和5年3月14日

軽米町において、株式会社タカ・クリエイトが計画している「岩手九戸風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査・予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり掲載し、説明会を開催いたします。

- 掲載書籍 岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書
- 掲載場所 軽米町役場1階 市民ホール、小軽米出張所
- インターネットによる公表 <https://tokinodate.com/> (掲載開始日より)
- 掲載期間 令和5年3月15日(水)～令和5年4月14日(金)
- 意見書受付期間 令和5年3月15日(水)～令和5年4月28日(金)
- 環境影響評価方法書について、環境の保全の観点からのご意見をいただく方は、住所・氏名・郵便(郵便の理由を含む)を記載の上、意見書受付終了日までに軽米町議会の意見箱へ投函頂くか、下記の問い合わせ先へ郵送またはメールにて提出ください。(当日消印有効)
- 環境影響評価方法書についての説明会 令和5年4月6日(日) 10時より小軽米出張所生活改善センターで開催します。
- 意見書の提出及び問い合わせ先
株式会社タカ・クリエイト 福島県
〒491-0903 安部町一宮町八幡2丁目1-1
電話 090-9907-2626 Mail: takac.1971@outlook.jp
(土・日・祭日を除く9時30分から18時まで。)

このページに関するお問い合わせ

再生可能エネルギー推進室
〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85
TEL: 0195-46-2115
メールでのお問い合わせ: saiene@town.karumi.iwate.jp

町の人口・世帯数
総人口：8,274 (男：4,056・女：4,218)
世帯数：3,684
令和5年2月28日現在 町長生活課へ

軽米町役場 役場のご案内

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85
TEL: 0195-46-2111
FAX: 0195-46-2339
法人番号: 1000020035017

Copyright (c) Karumi Town. All Rights Reserved.

・お知らせ

お 知 ら せ

「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)及びその要約書を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和5年3月15日(水)～令和5年4月14日(金)
施設の開庁日及び時間に準ずる。

2. 閲覧にあたってのお願い

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、「意見書」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、「意見書」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送、もしくは電子メールで送付願います。

○受付期間 令和5年3月15日(水)～令和5年4月28日(金)

(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒191-0903 愛知県宮市八幡2丁目1-1
株式会社タカ・クリエイト
高島保夫

○意見書の電子メール送付先 takac.1971@outlook.jp

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記URLでも公表しています。

<https://takacreate.com/>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、持ち出し、コピー及び写真撮影は不可としています。

以 上

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	想定区域	伊藤(歩)委員	14、15	対象事業実施想定区域が他の事業実施想定区域と重なっているが、土地の使用に関して他事業者や土地所有者とどのようなやり取りが行われているのか説明してください。 他事業との複合的な影響をどのような方法で評価するのか説明してください。	地権者様には山林利用の同意書を頂く等、用地取得の準備を進めております。なお、地権者様からは他事業者から山林利用の相談は受けていないとお聞きしております。 今後は、他事業者との情報交換・調整を進めてまいります。これにより他事業の計画を把握することに努め、騒音、景観及び鳥類等の項目ごとに累積的影響を実施することを考えております。
2	想定区域	石川委員	15	対象事業実施区域は（仮称）小軽米風力発電事業と重複しています。当該事業者や土地所有者等の関係各所との情報共有や協議など、現在の状況について教えてください。	（仮称）小軽米風力発電事業の事業者との協議はこれからとなりますが、必要な情報交換を行いつつ、協議を進める方針です。また、上述のように地権者様には山林利用の同意書を頂く等、用地取得の準備を進めております。
3	想定区域	齊藤委員	15	対象事業エリアが重複している（仮称）小軽米風力発電事業との調整状況について説明いただきたい。	（仮称）小軽米風力発電事業の事業者との調整はこれからとなりますが、必要となる情報を交換しつつ、協議を進める方針です。
4	想定区域	平井委員	15	（仮称）小軽米風力発電事業との調整の状況について教えてください。	（仮称）小軽米風力発電事業の事業者との調整はこれからとなりますが、必要となる情報を交換しつつ、協議を進める方針です。
5	想定区域	伊藤(歩)委員	100	対象事業実施想定区域の南側は保全区分Bに該当するため、その区域を外すように検討いただきたい。	ご指摘のとおり対象事業実施区域南端が岩手県自然環境保全指針の保全区域Bに該当しますが、指針に定める保全目標を遵守するため、現地調査により具体的に重要な植生、重要な動植物種、重要な地形・地質・自然景観の現況を把握した上で、その保全に最大限努めます。
6	想定区域	高橋調査員	152、153	対象事業区域に岩手県自然環境保全指針の保全区分AとBの区域が含まれている。このような高い評価を受けた場所は事業対象区域から外すべきである。	現地調査を実施し、その結果から予測評価いたします。結果を踏まえ環境影響を回避及び極力低減できるよう、本事業の計画熟度を高めて参ります。
7	想定区域	伊藤(歩)委員	122	南側の住居からの離隔距離が0.7kmになっていますが、影響を受けないように距離をもっと確保できないでしょうか。	これからの風力発電機設置位置の詳細検討においても可能な限り離隔確保に務めます。
8	想定区域	三宅委員	238～240	対象区域は市街地にも近い場所であり、市街地内では1度より大きく視認される可能性が高い。したがって、日常生活での影響を評価することが大切で、現地調査による丁寧な視点場の選出が求められる。例えば国道から市街地への入口となる場所、主要な交差点、公共施設、史跡、河川敷、公園、神社等々、日常生活で視点場となる場所からの住民による景観評価が重要ではないか。	日常生活の視点場として、地域住民が調査や予測結果を見た時に多くの方が場所をイメージしやすく、多くの地域住民の利用することができる地点として、対象事業実施区域に近い地区の集会場等の拠点施設を選定しております。 ご指摘いただいたご意見も踏まえるとともに地元住民の方々のご要望もヒアリングした上で、風力発電機が視野角1度以上で視認される可能性がある範囲内の市街地内の視点場をさらに追加選定いたします。
9	工事用道路	大河原委員	10	輸送ルートとして既存道路（一般国道395号）の利用を想定しているようですが、国道から風車など各施設の設置場所までの山間部を運ぶ道路について、想定ルート、拡幅予定などの道路に関する情報を伺いたい。	輸送については、久慈港から一般国道395号を活用して洋野町林道へ入るルートですが、現在輸送業者により現地調査を済ませており、既設林道の拡幅、搬入路の設置のための造成を最小限とするような計画を検討しております。
10	工程計画等	齊藤委員	10	東北電力ネットワーク株式会社との系統連携を予定されているとのことであるが、このエリアの電力系統の可能性について知見（例えば、余裕の程度や新たな系統の計画など）があれば教えていただきたい。	東北電力ネットワーク株式会社との事前検討により154kV送電線への系統連系を示唆されておりますが、正式申し込みに対する最終回答は待ちの状況です。また、このエリアとしての電力系統の可能性については把握しておりません。

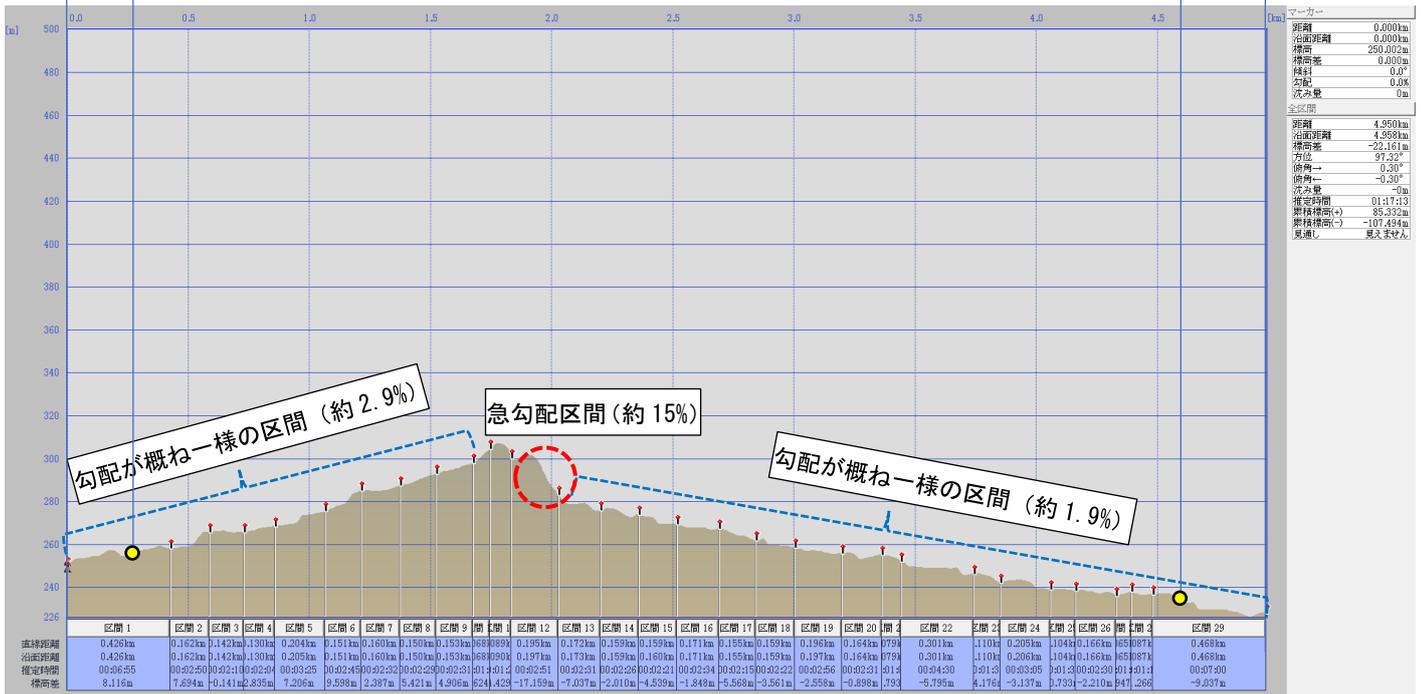
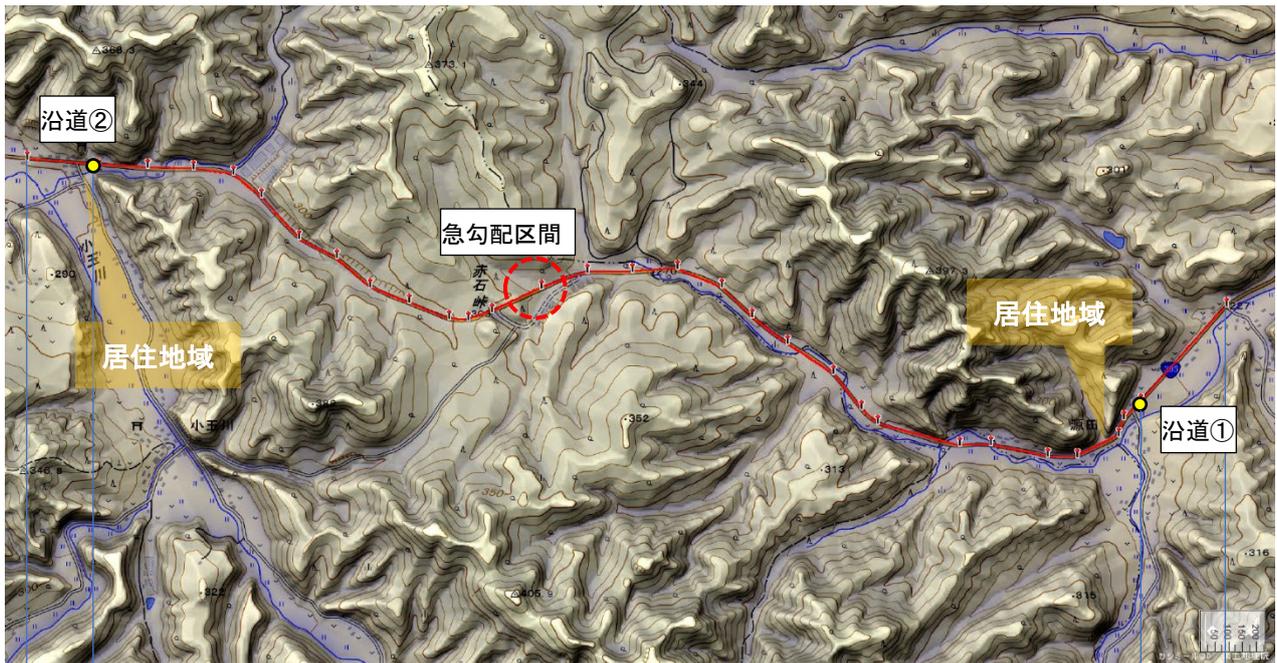
No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
11	騒音	永幡委員	180, 181, 190, 191	<p>工事用資材量等の搬出入に係る交通騒音の予測地点について、1/50,000の地図で確認できる程度の大まかな意味では、ご提案通り、工事関係車両の走行が集中すると考えられる沿道①、沿道②の地点でよいと思われる。その上で、実際に予測する詳細な地点を決定するにあたっては、例えば、坂の影響（登坂のためアクセルを踏み込んだ状態が続く場所）など、実際の交通状況を正確に把握し、騒音の影響が最大となると考えられる地点において予測を行うこと。現時点で、そのような影響まで考慮した上で、予測地点として選定する地点が決まっているのであれば、その地点が最適であることが確認できる追加資料を提出していただきたい。</p> <p>また、p.128に記述されているとおり、事業実施想定区域及びその周囲は騒音に係る環境基準の類型指定はされていない地域である。そのため、評価にあたっては、このような地域において「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例をあてはめることは極めて暴力的であることには留意していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、上り勾配においては工事用車両による発生騒音レベルが上昇すると考えますが、具体的に勾配が大きくなるのは一般国道395号の赤石峠東側160m程度の区間に限られ、15%程度となります（「添付資料1」参照）。その区間より東側では1.9%程度、西側では2.9%程度となっております。しかし、勾配の大きい赤石峠東側付近には居住地は全く存在せず、最も近い居住地としては、東側が源田地区、西側が屋敷地区となります。このため両地区内に沿道調査地点を設定いたしました。</p> <p>また、評価にあたっては「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例を当てはめることがないよう、留意いたします。</p>
12	騒音	永幡委員	182	<p>建設工事騒音の住民への影響は、突発的に大きな音が出る場合に、それがどの程度の大きさであるのかという観点からも検討する必要がある。そのため、等価騒音レベルの予測に加えて、LA5の予測も行っていたらいい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、建設機械の稼働の予測を行うにあたり、LA5の予測も行います。</p>
13	騒音	永幡委員	184, 185	<p>風力発電機による騒音の健康影響については、科学的に十分に明らかになっていないのが現状である。日本における疫学調査の中にも、風車から住居の距離が1500m以内だと、2000m以上離れている人に対して睡眠障害のオッズ比が約2倍で、有意な増大が認められる、という報告もある（例えば、石竹ら、音響学会誌 74(5)）。このような知見があることも十分に踏まえ、科学的な知見が不十分な中で住民の健康が確実に守れる評価の方法について、ご提案いただきたい。また、評価準備書においては、不幸にも問題が発生した場合の対処について、明確に示していただきたい。</p>	<p>現行の環境影響評価法、その他関係法令、環境影響評価の手引き等に定められた手法に基づき予測を行い、基準・指針等に基づいた評価を適切に実施いたします。なお、現時点において、「住民の健康が確実に守れる評価の方法を提案」とは学術レベルの提案と思料され、一事業者では困難と考えておりますが、今後、そのような改善された評価方法が確立された場合は、直ちに取り入れて対応いたします。</p> <p>また、本事業実施により住民の方々への健康影響が発生し、科学的・医学的な因果関係があると明らかとなった場合は、事業者として必要な対応を実施いたします。</p>
14	内水面漁業	伊藤(絹)委員	117～119	<p>内水面漁業の内容について、内共第16号、(新井田川)と記載されていますが、p.119の河川では小玉川と米田川、笹渡川が示されています。これら全部が含まれているのでしょうか。</p> <p>事業予定域の北西部の有家川も漁業権設定河川ではないのでしょうか。</p>	<p>内共第16号の漁場の区域は「岩手県と青森県との境界から上流の新井田川本流及びその支流の区域（久慈市及び岩手郡葛巻町の区域を除く。）」となり、新井田川の支流である小玉川、米田川及び笹渡川も含まれます。</p> <p>なお、有家川の本流及び支流の区域に漁業権の設定がありますが、「洋野町大野と中野境から上流の区域を除く。」とあるため、図3.2-6の範囲の有家川に漁業権の設定はありません。</p>
15	水環境	伊藤(歩)委員	196、214	<p>水質調査地点が対象事業実施想定区域からだいぶ離れているようです。安全で安定的にサンプリングできる場所を選定する必要がありますが、区域内からの濁水などの流入の影響を考慮するのであれば、もっと上流部に地点を配置すべきではないのでしょうか。後述の魚類・底生動物についても同様です。</p>	<p>水質調査地点設定については、対象事業実施区域全体からの降雨流出を漏れなく捉えられるよう流域解析を行うとともに現地確認を行い、降雨出水時にも安全かつ確実に採水が可能なこと（橋の存在）を確認の上、設定いたしました。ご指摘を踏まえ、より上流部に設定可能な調査地点が存在するか、再度検討を行います。</p>
16	水環境	伊藤(歩)委員	42	<p>水環境について小川や溪流、沢などの位置情報もできるだけ示してください。</p>	<p>今後の現地調査時に、地形図に無い小川や溪流、沢等の存在が明らかになった場合、準備書の図書に記載いたします。</p>
17	水環境	伊藤(歩)委員	43	<p>水質汚濁に関する苦情が洋野町で1件報告されていますが、その内容について説明していただけるのでしょうか。</p>	<p>洋野町に苦情の内容についてヒアリングを行いました。</p> <p>令和元年度に洋野町大野の万谷地区（対象事業実施区域の北約2km）において、養鶏場からの排水が水田に流入したため苦情が発生したとのことでした。なお、沈砂池の改良等で対策は完了しているとのことでした。</p>

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
18	水環境	伊藤 (歩) 委員	117		※非公開
19	水環境	石川 委員	196	水質の調査位置「水質①」は、南西部から合流する支線との合流前か後どちらでしょうか。合流前に測定した方が事業実施区域からの影響を確認するために適していると思います。また、水質の調査位置「水質②」は、住宅が複数存在している区域になっています。人為的な影響が入らないより上流部を調査地点とできないのでしょうか。	ご指摘のように水質①の地点の直前（一般国道395号の南側）で南西部からの支川の合流があります。合流部より上流部に設定可能な調査地点が存在するか、再度検討を行います。
20	地質の 状況	大河原 委員	46	対象事業実施区域には、一般に雨水等により侵食されやすい脆弱な軽石質火山砕屑物が広く分布しています。また、風車の基礎に関する事項として「想定している基礎構造（例）は図2.2-3のとおりであり、今後の地質調査の結果を踏まえて決定する」（2.2-5(7)）とあります。軽石質火山砕屑物の物性に関わる具体的な評価・検討項目について伺いたい。さらに現時点では直接基礎を想定しているようですが、浅い基礎では安定性に問題があると判断された場合の対応について伺いたい。	風力発電機設置位置決定のため地耐力を調査いたします。その結果、直接基礎では不十分と判断された場合、杭基礎にて対応いたします。なお、設計につきましては、建築基準法、電気事業法に則り、適格に対応いたしていくことは申すまでもございません。
21	鳥類	高橋 調査員	201～206	鳥類調査の項目に、夜間及び早朝のタイマー録音調査を追加すること。保全対象種や希少種はそもそも個体数が少なく生息密度が低いため、任意観察や定点観察だけでは発見できない可能性が高い。タイマー録音調査等でデータを補強すべきである。その際には事業対象区域を広くカバーできるように録音装置を複数台設置し、長期間稼働させること。	鳥類の任意観察調査においては、夜間の踏査調査を実施し、鳥類相の把握を計画しております。なお、タイマー録音による調査についても、複数か所による実施を検討いたします。
22	鳥類	高橋 調査員	215	猛禽類の調査地点について、調査範囲の南西側が手薄になっているので、可能であれば1点追加すること。	現地の状況を確認しながら、地点を検討し変更いたします。
23	鳥類	高橋 調査員	226	上位性の注目種について、保全の優先度がより高い種（クマタカ・ハチクマ・オオタカなど）の営巣や高頻度の利用が確認された場合は、そちらに変更すること。	出現状況に応じて上位性注目種について、変更を検討いたします。
24	鳥類	前田 委員	203	事業地域の周辺で実施された別事業の猛禽類調査では、10、11月にイヌワシが多く確認されており、この季節に飛来が増える傾向が予想されます。このため、希少猛禽類の非繁殖期（9～11月）の調査は、1期のみではなく2期実施することが望まれます。	1年目のイヌワシの飛来結果を踏まえ、イヌワシの飛来が多く見られた場合や営巣などの行動がみられた場合は、専門家に意見聴取し、10月、11月の調査についても検討を行います。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
25	生態系	伊藤(絹)委員	49～69、53、97	<p>動物相の概要 (p53) 本文には文献からの情報として、「猛禽類のノスリの渡が確認されていること、希少猛禽類ではイヌワシが確認され、クマタカは確認されていない」と記載されています。</p> <p>一方、p. 97の生態系の概要および食物連鎖図では、上位消費者としての猛禽類はクマタカを代表種に選んでいますが、むしろイヌワシを入れる方が妥当なのではないでしょうか。なぜ、クマタカを選んでいいのか教えてください。</p> <p>また、食物連鎖図は生態系のほんの一断面でしかありませんが、もう少し工夫をしていただきたい。陸域と水域それぞれの連鎖を描いていますが、山間部の底生動物の多くは陸上植物の落ち葉や枯葉などのリター(デトライタスともいう)を食物源としていることが分かっており、腐食連鎖も重要です。一般的には生食連鎖がメインですが、陸域と水域の生態系の結びつきが重要な意味をもっているエリアであることを認識しておく必要があると考えます。</p>	<p>本編P3. 1-39 (67) 図3. 1-19(2)クマタカ分布メッシュ図においては、対象事業実施区域に該当するメッシュには、クマタカの生息確認はございませんでしたが、本編P3. 1-23 (51) 図3. 1-12文献その他の資料調査範囲で示した、対象事業実施区域の周囲にあたるメッシュには、クマタカの生息確認が該当いたします。資料編P資料6には、クマタカについて確認記録載のあった文献についてもお示ししております。対象事業実施区域及びその周囲は、主に二次林や植林地で構成されている環境であったことから、クマタカを含めた上位性として選択しております。ご指摘のとおり文献その他の資料調査より作成した食物連鎖図は、一側面ではないものと考えておりますので、今後、現地調査を実施し、その結果をもとに生態系の上位性及び典型性についても適宜見直しを行います。調査については、文献その他の資料調査では確認されていない水域などが確認された場合は、調査地点として設定するなど検討いたします。</p>
26	生態系	伊藤(絹)委員	203	<p>底生動物と魚類の調査時期が、春と夏だけに限定されていますが、その理由を教えてください。冬季の調査は困難かもしれませんが、秋の調査については可能だと思いますので、計画にいられていただきたいと考えます。</p>	<p>「河川水辺の国勢調査調査マニュアル」等を参考に、水生昆虫の活動時期等も考慮し、底生動物の調査時期を春及び夏として計画いたしました。底生動物の生息状況については、概ね把握できるものと考えております。</p>
27	景観	鈴木委員	239	<p>景観調査地点に「おおのキャンパス」と「道の駅おおの」を選定していますが、この近傍には「ひろのまきば天文台」があり、「日本一の星観測適地」を施設の特徴として掲げています。見え方によっては、景観資源を大きく損なうおそれがあるため、本事業の施設稼働後の夜間照明(航空障害灯)の影響に関する予測評価を追加して下さい。具体的には、夜間のひろのまきば天文台近傍からの眺望景観の変化を、フォトモニタージュ法により予測して下さい。</p>	<p>夜間照明(航空障害灯)については、航空法によって本事業においても設置が義務づけられるため、設置することになりますが、設置すべき基数(位置)や、明るさについては法に定められている範囲で、最小限の数、明るさとするよう適宜、所管局と相談いたします。</p> <p>なお、夜間照明についての予測及び評価手法が確立されていないことから、予測評価の対象外としておりますが、予測及び評価手法について、最新の知見の収集に努めてまいります。</p> <p>また、「おおのキャンパス」内の施設であることから、今後の手続きにおいて現地調査を実施し、準備書において「ひろのまきば天文台」からの日中のフォトモニタージュをお示しいたします。</p>
28	人と自然との触れ合いの活動の場	永幡委員	172, 241～245	<p>工事期間中の騒音、及び、施設の稼働は、人と自然との触れ合い活動の場に求められる静穏性に対して、極めて大きな影響を与える可能性がある。音は境界を越えて伝搬することを考えれば、音が到来する可能性がある範囲すべてが、評価対象地域となる。</p> <p>人と自然との触れ合い活動の場について、それぞれの場所においてどのような静けさが求められているのかを適切に捉え、その静穏性が十分に確保できるのか否かの評価を行うべきである。</p>	<p>今後の調査におきましては、頂戴したご指摘も踏まえ各主要な人と自然との触れ合いの活動の場の現況を確認するとともに、騒音の影響に関しましても最新の知見を収集し予測評価手法を検討した上で、本事業の実施によってどのような影響が生じる可能性があり、どのような環境保全措置を講じ影響を極力回避・低減するか、準備書において記載いたします。</p>
29	人と自然との触れ合いの活動の場	平井委員	105	<p>対象事業実施区域では、マツタケが多く出る場所があり、しばしば地元小学生が収穫体験をしていることもあるようです(岩手日報2013. 10. 16)。本紙によると榎玉館緑化の玉館氏がその場所に詳しいようですので、その場所を確認し、その一帯の開発(風車立地)をできる限り回避してもらえたらと思います。</p>	<p>対象事業実施区域は全て民有林地で地権者がいらっしゃる私有地ですので、事業者としては「マツタケが多く出る場所」の扱いについて直接言及する立場には無いと考えております。</p>
30	国土防災関係	大河原委員	163	<p>⑤土砂災害警戒区域等 「対象事業実施区域の周囲には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。」 ⑥山地災害危険地区 「対象事業実施区域の周囲に山地災害危険地区がある」 上記⑤、⑥に関連して事業区域内にある沢に対し、土石流など土砂災害の発生履歴がないか調査する予定があるのか伺いたい。</p>	<p>環境影響評価とは別の許認可手続きである森林法に基づく林地開発許可申請において、関係部署との調整及び指導の上申請いたします。その際、対象事業実施区域内の沢等について、公開資料では明らかとなっていない土石流・土砂災害等の発生履歴があるかを確認いたします。</p>

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
31	土地利用	平井委員	113	対象事業実施区域の土地所有のおおまかな情報について教えてください（どの集落に所有者が多いかなど）。大規模な地主がいる場合は、そのおおまかな居住地（東京、仙台など）、現在委託している森林管理者についても教えてもらえたらと思います。	地権者様に関連する情報に関しては、提供を差し控えさせていただきますが、対象事業実施区域は全て民有林であり、地権者様との面談を実施し、事業推進時には土地利用の同意を頂ける状況となっております。 委託している森林管理者はございません。
32	その他	事務局			※非公開
33	その他	事務局			※非公開
34	その他	事務局			※非公開

添付資料1 赤石峠付近の一般国道395号線に沿う断面図



非公開

SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画に係る届出等の状況

事業の名称	SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画	
適用区分	条例第2種	
事業の種類	建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業	
事業の規模	建築物の高さ	19.9m
	建築物延べ面積	82,180 m ²
事業の実施区域	遠野市上郷町板沢4地割内 ほか	
第2種事業の概要の届出者 (事業者の名称)	SMC 株式会社	
概要書	提出	令和5年 6月19日付け
	現地調査	令和5年 6月26日
	技術審査会の審査	令和5年 7月26日
	第2種事業の判定の期限	令和5年 8月17日 ※届出の日から60日以内

(岩手県環境影響評価条例施行規則、第2種事業の判定の基準の要件)

第2種事業の判定の基準

規則第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業についての判定は、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

「次に掲げる要件」は以下の規則第5条各号を指し、この各号(要件)のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められ、環境影響評価その他の手続が必要と判定される。

なお、規則各号中の「知事が定めるもの」については、「第2種事業の判定の基準の要件」(平成11年1月県告示第19号の2)で規定しているものである。

規則第5条第1号 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

(要旨：環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業内容を含むものであること。)

(知事が定めるもの)

当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

規則第5条第2号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(要旨：環境影響を受けやすい地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
- (2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- (3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

規則第5条第3号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境法令等による指定地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき設定された鳥獣保護区の区域
- (6) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画において重点地域として区分された地域
- (7) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (8) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (9) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

規則第5条第4号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境が著しく悪化している地域等に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定による環境上の条件についての基準であって、大気汚染(第2種事業の実施に関連する物質に限る。)、水質汚濁(第2種事業の実施に関連する物質に限る。)又は騒音に係るものが確保されていない地域
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の限度を超えている地域
- (3) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の限度を超えている地域
- (4) 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

規則第5条第5号 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が総体として、第1種事業に相当する規模として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(要旨：同種の事業と一体的に行われ、総体として、第1種事業の規模に相当又は前3号のいずれかに該当すること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 規則別表第1第1種事業の要件の欄に掲げる規模
- (2) 一般国道の新設又は改築の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さ又は新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上
- (3) 普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (4) 新設軌道の建設又は線路の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (5) 火力発電所の設置又は変更の工事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の出力の合計が15万キロワット以上
- (6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場所の面積の合計が30ヘクタール以上
- (7) 新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務団地造成事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の面積の合計が100ヘクタール以上

SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画第2種事業の判定に対する遠野市長意見

1 意見

環境影響評価の手続きの必要はないものと判断します。

2 理由

SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画においては、環境配慮の対策を講じる計画となっており、環境影響の程度が著しいものとなる要件は認められない。

3 その他

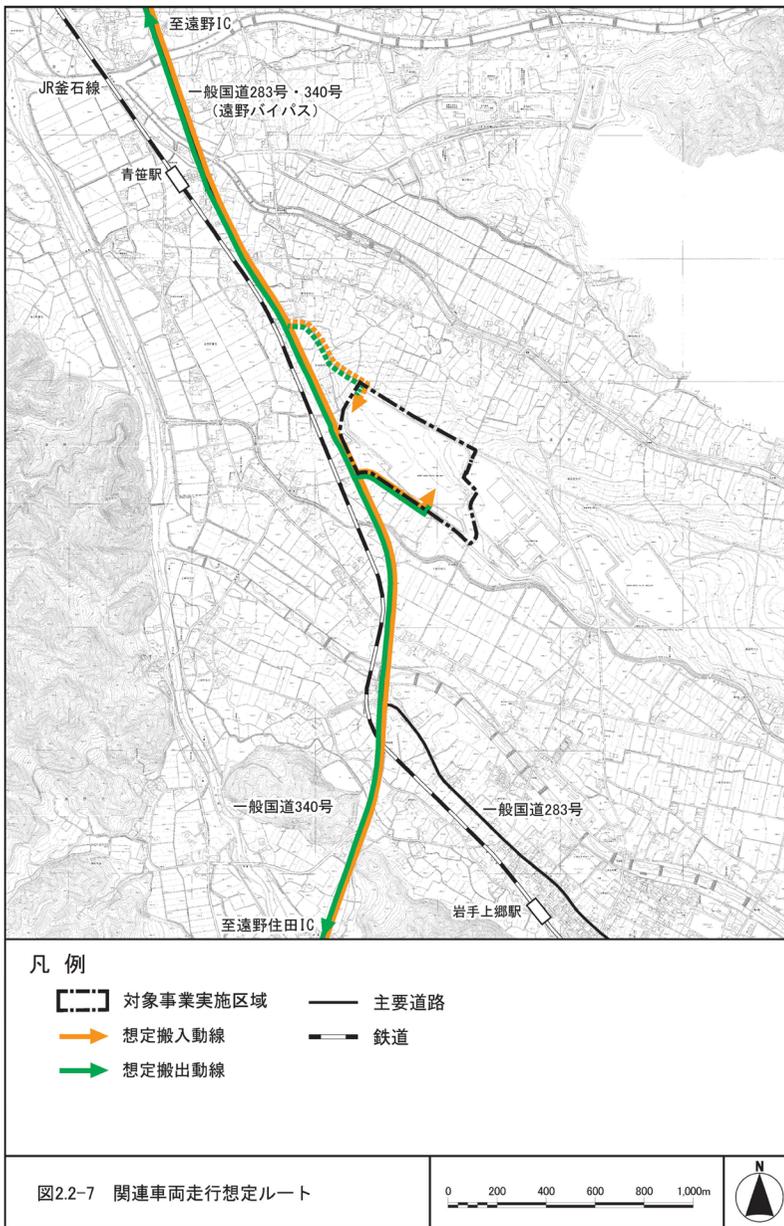
別紙のとおり正誤表にて概要書の訂正を求めます。

SMC 遠野サプライヤーパーク建設計画 第2種事業の概要書（令和5年6月）に係る正誤表

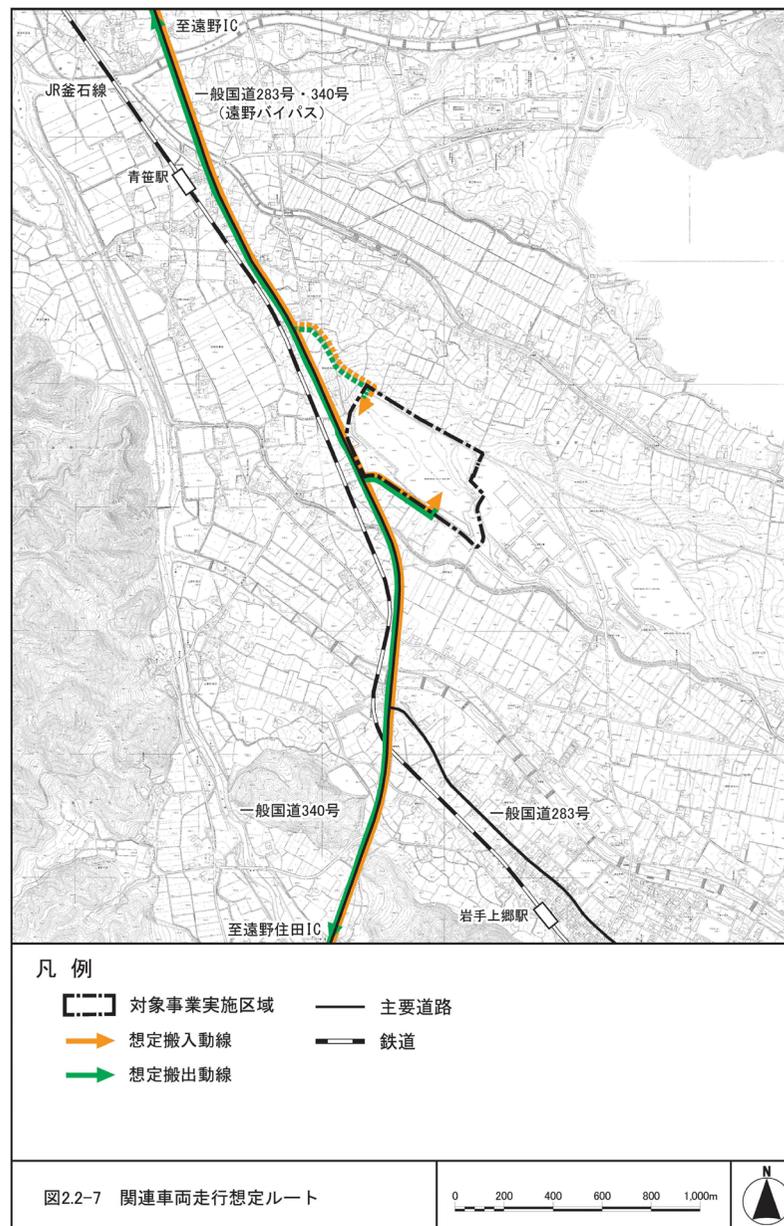
(1/3)

該当箇所	誤（下線が削除箇所）	正（赤字が追記箇所）
p. 2-27 2.2.6 対象事業の景観計画 3段落目	また、夜間照明は、外構については、樹木を照らす照明以外は下向き照射とし、周辺に光が広がらない計画としている。屋内照明については、タイマー制御により、夜間の照度を抑える計画としている。 <u>そのため、周辺への影響は小さいと考える。</u>	また、夜間照明は、外構については、樹木を照らす照明以外は下向き照射とし、周辺に光が広がらない計画としている。屋内照明については、タイマー制御により、夜間の照度を抑える計画としている。 できる限り周辺への影響を低減するとともに、施設利用者の安全性に配慮し、必要となる照度は確保する計画である。 なお、「光害対策ガイドライン」（令和3年3月改訂版、環境省）において、検討すべき対策とされている「適切な配光制御」「点灯時間管理」「適切な光量・光色の設定・選択」を行う計画であるため、周辺への影響は小さいもの と考える。
p. 2-29 図 2.2-7 関連車両走行想定ルート 主要道路の表示	（本正誤表の次ページ参照） 一般国道 283 号・340 号（遠野バイパス）に主要道路を示す黒実線が抜けておりました。	（本正誤表の次ページ参照） 一般国道 283 号・340 号（遠野バイパス）に主要道路を示す黒実線を追加いたしました。
p. 2-30 2.2.8 対象事業の排水計画 3段落目	なお、調整池及び沈砂池は、岩手県土地開発公社による別事業（工業団地造成）にて整備されたものであり、それぞれの規模は、以下のとおりである（詳細は p. 資-58 参照）。 調整池：洪水調節容量 3,686.2 m ³ 、貯砂容量 1,162.5 m ³ 沈砂池：貯砂容量 253.6 m ³	なお、調整池及び沈砂池は、岩手県土地開発公社による別事業（工業団地造成）にて整備されたものである。 調整池は「防災調整池等技術基準（案）解説と設計実例」（公益社団法人 日本河川協会）、沈砂池は「林地開発許可申請 沈砂池構造」に準拠して設計しており、必要量または許容量を満たす設計値としている。 それぞれの規模は、以下のとおりである（詳細は p. 資-58 参照）。 調整池：洪水調節容量 3,686.2 m ³ 、貯砂容量 1,162.5 m ³ 沈砂池：堆砂容量 253.6 m ³ 本事業により対象事業実施区域の裸地の部分は小さくなることから、濁水の流出は現況よりも少なくなるもの と考える。また、河川への放流量は、許容放流量を下回るため、放流先の流下能力への影響は小さいものと考えられる（詳細は p. 資-59 参照）。
p. 2-35 2.3.1.2 大気汚染防止対策 (2) 施設供用後に実施する配慮 1つ目	施設利用者に対し、可能な範囲での公共交通機関の <u>利用</u> やシャトルバス等の運用を促す	全サプライヤー企業への周知や時刻表の掲示による呼びかけ等により、施設利用者に対し可能な範囲での公共交通機関やシャトルバス[※]の利用を促す ※：遠野駅からのバスの本数が少ないため、SMC 株式会社がシャトルバスを運行することも検討中。

【誤】



【正】



該当箇所	誤（下線が削除箇所）	正（赤字が追記箇所）
p. 3-1 3 段落目	既存の文献又は資料における調査区域は、技術手法における地域特性の把握の範囲として、それが最大となる「動物、植物、生態系」及び「景観」の範囲である対象事業実施区域の境界から 3km 程度（各図の表示範囲内）とした。	既存の文献又は資料における調査区域は、技術手法における地域特性の把握の範囲として、それが最大となる「動物、植物、生態系」及び「景観」の範囲である対象事業実施区域の境界から 3km 程度を基本とし、項目ごとに範囲（各図の表示範囲内）を設定した。
p. 3-1 3.1 規則第5条第2号に係る 周囲の状況 3.1.1 大気質・水質 3.1.1.1 大気質 5 段落目	また、対象事業実施区域北西側約 6 kmに位置する遠野地域気象観測所では風向風速を測定しており、対象事業区域周辺では表 3.1-7、図 3.1-3 に示すとおり、西・西南西の風が卓越している。	また、対象事業実施区域北西側約 6 kmに位置する遠野地域気象観測所では風向風速を測定しており、対象事業区域周辺では表 3.1-7、図 3.1-3 に示すとおり、西・西南西の風が卓越している。 これらのことから、対象事業実施区域及びその周辺は大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域ではないと考える。
p. 3-7 3.1.1.2 水質 1 段落目	遠野地域気象観測所における過去 5 年間の月別平均降水量は表 3.1-8、年間降水量の経年変化は図 3.1-4 に示すとおりである。平成 31 年/令和元年から令和 3 年にかけては、年間降水量は増加傾向にある。	対象事業実施区域が属する遠野市には、遠野ダム（対象事業実施区域から西側約 3.5km）・遠野第二ダム（対象事業実施区域から西北西側約 4km）が存在するものの、対象事業実施区域周辺には、内湾、内海、湖沼（ダム湖を含む）等の閉鎖性の高い水域は存在しない。 また、遠野地域気象観測所における過去 5 年間の月別平均降水量は表 3.1-8、年間降水量の経年変化は図 3.1-4 に示すとおりである。平成 31 年/令和元年から令和 3 年にかけては、年間降水量は増加傾向にあり、年間を通じて一定の降水量がある。 これらのことから、対象事業実施区域及びその周辺は水の汚染物質が滞留しやすい条件を有する地域ではないと考える。
p. 3-8 3.1.2 学校、病院、住居、 水道原水の取水地点 3.1.2.1 学校、病院等 3 段落目	調査区域内の学校教育施設としては、小学校が 2 校、中学校が 1 校ある。また、病院及び福祉施設としては、病院が 1 施設、特別養護老人ホームが 10 施設、保育園が 2 施設ある。車両の主な走行ルートとなる一般国道 283 号・340 号は、マウントアップされた歩道が整備されており、歩車分離されていることから、通学時の安全性が確保されている。	調査区域内の学校教育施設としては、小学校が 2 校、中学校が 1 校ある。また、病院及び福祉施設としては、病院が 1 施設、特別養護老人ホームが 10 施設、保育園が 2 施設ある。車両の主な走行ルートとなる一般国道 283 号・340 号は、調査区域内の学校教育施設の指定通学路には該当しないが、児童の通行がある道路である。一般国道 283 号・340 号は、調査区域のうち青笹駅以北はマウントアップされた歩道が整備され、青笹駅以南は概ね歩車道境界ブロックがあり、歩車分離されていることから、通学時の安全性が確保されている。なお、走行にあたっては法定速度を遵守し、安全に配慮する。

該当箇所	誤(下線が削除箇所)	正(赤字が追記箇所)
p.3-11 3.1.2.2 住居 3 段落目	対象事業実施区域に特に近接する住居は、敷地境界から西側約 20m の距離に 3 軒立地している。そのほか、岩手県遠野市青笹町青笹 3 地割に 9 件、26 地割に 4 件、27 地割に 2 件、28 地割に 3 件の戸建て住居が分布している。	対象事業実施区域に特に近接する住居は、敷地境界から西側約 20m の距離に 3 軒立地している。そのほか、岩手県遠野市青笹町青笹 3 地割に 9 軒、26 地割に 4 軒、27 地割に 2 軒、28 地割に 3 軒の戸建て住居が分布している。
p.3-13 3.1.2.3 水道原水の取水地点 表 3.1-11 水道施設	踊畑配水池	踊鹿配水池
p.4-1 表 4-1(1) 第 2 種事業の判定 の概況調査結果等	車両の主な走行ルートとなる一般国道 283 号・340 号は、 <u>マウントアップされた歩道が整備されており、歩車分離されていることから、通学時の安全性が確保されている。</u>	車両の主な走行ルートとなる一般国道 283 号・340 号は、 調査区域内の学校教育施設の指定通学路には該当しないが、児童の通行がある道路である。一般国道 283 号・340 号は、調査区域のうち青笹駅以北はマウントアップされた歩道が整備され、青笹駅以南は概ね歩車道境界ブロックがあり、歩車分離されていることから、通学時の安全性が確保されている。なお、走行にあたっては法定速度を遵守し、安全に配慮する。
p.4-7 表 4-1(4) 第 2 種事業の判定 の概況調査結果等 水質の汚濁	該当頁 3-7,37	該当頁 2-30,36,3-7,37,資-58~59
p.資-58 7.2 沈砂池の設計方針と設計概要 2 段落目	沈砂池の容量は下記の通りである。 (必要量) (設計値) 必要 <u>調砂量</u> 253.5 m ³ ≤ 設計 <u>堆砂量</u> 253.6 m ³ : OK	沈砂池の容量は下記の通りである。 (必要量) (設計値) 必要 <u>堆砂容量</u> 253.5 m ³ ≤ 設計 <u>堆砂容量</u> 253.6 m ³ : OK

SMC遠野サプライヤーパーク建設計画第2種事業概要書に対する委員等事前質問・意見

資料No.3-4

No.	区分①	区分②	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答	別添資料
1	全般	対象事業の目的について	齊藤委員	2-1	地域に開かれた施設を創設するとあるが、具体的にどのようなことを考えているのか説明いただきたい。	従業員食堂を地域の方も利用できるものとする予定である旨、注釈に追記いたしました。	2-1
2	騒音	騒音に係る環境基準について①	永幡委員	3-38～3-39	事業対象地域が騒音に係る環境基準のC地域に指定されているのであれば、その旨、明記すべきである。環境基準は地域指定制のため、明示的に指定を受けていない地域であれば、環境基準は、準用することは可能であるが、適用はされない。騒音規制法も同様である。	文章の表現を修正いたしました。 あわせて、p. 3-42の振動の文章の表現も修正いたしました。	3-38、 3-42
3	騒音	騒音に係る環境基準について②	永幡委員	資-11	資-11に示された2つの表をみる限り、対象事業地域は地域類型がC地域に指定されており、周辺は地域指定がされていないように見える。もし、この解釈が正しいならば、未指定地域であるNo. 3の「環境基準」の欄に基準値が示されているのは不適切である。	「一」に修正いたしました。	資-11
4	騒音・振動	建設機械の稼働による騒音・振動について	永幡委員	5-3	「工事に当たっては、積極的な低騒音型建設機械の採用や低騒音・低振動工法の検討をしていくとともに」と書かれているが、検討するだけでは困ります。低騒音型建設機械を採用すると共に、低騒音・低振動工法を可能な限り実施してください。	「工事に当たっては、積極的な低騒音型建設機械の採用や、可能な限り低騒音・低振動工法の検討・実施をしていくとともに」に修正いたしました。	2-36、 4-1、 4-7、 4-9、 5-3
5	水環境	取水地点について	伊藤(歩)委員	3-13	対象事業実施区域周辺の水道用取水施設の位置を示してください（どのくらい離れているのか地図上で把握できるように）。また、灌漑用の取水地点もできる限り示してください。	取水施設（水道用・灌漑用）は、図3.1-9の枠外に位置しているため、文章で「北東側約14kmに琴畑取水場が存在する」旨を追記したうえで、凡例に対象事業区域と取水場の位置関係を示す図を追加いたしました。	3-13 ～3-14、 4-3

6	水質	沈砂池及び調整池について	伊藤(歩)委員	2-30、3-37、5-4	<p>雨水排水の沈砂池（工事期間）および調整池の規模とその設定根拠について説明してください。</p> <p>沈砂池からの排水の放流先を示してください。濁水は沈砂池を経るため、その放流先への影響はほとんど無いと評価されていますが、放流先水域の水質（SS）の状況と、沈砂池からの流出水の水質（SS）の予測に基づいて放流先の水質に影響が生じないことを定量的に示してください。</p> <p>豪雨時における調整池からの排水による赤沢川の流量増大に伴う流下能力に及ぼす影響の程度について説明してください。</p>	<p>【調整池及び沈砂池について】 p. 2-30、資-58に追記 調整池及び沈砂池は、岩手県土地開発公社による別事業（工業団地造成）にて整備済みであり、それぞれの規模は以下のとおりです。 調整池：洪水調節容量3,686.2m³、貯砂容量1,162.5m³ 沈砂池：貯砂容量253.6m³ 林地開発許可等に準拠して、必要量の算出を行い、それを満たす設計値となっております。</p> <p>【赤沢川の水質（SS）への影響】 p. 2-36、3-37、5-4、資-6～資-8、資-59に追記 放流先の河川は、調整池及び沈砂池ともに、対象事業実施区域の南側から西側を流れる赤沢川です。 工事中、供用時ともに、裸地の面積が増加することはないことと調整池・沈砂池を経由して排水することから、濁水の影響は現況より小さくなるものと考えております。 なお、工事中は仮設沈砂槽を設置し、掘削部の雨水等は一定時間仮設沈砂槽において土砂を沈砂させた上で、既存の調整池・沈砂池を経由して排水することで影響を軽減させます。</p> <p>【赤沢川の流量及び流下能力に及ぼす影響への影響】 p. 資-59に追記 調整池からの放流量が赤沢川（流下能力の最も小さい地点：葉木木田橋）の許容放流量を下回っていることから、流下能力に及ぼす影響の程度は小さいものと考えております。</p>	2-30、2-36、3-37、5-4、資-6～資-8、資-58～資-59
					<p>(No.6追加質問) 掘削工事中の降雨の流出水の水量と水質の定量的な評価について、データを示してください。</p>	<p>「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（添付資料（非公開））に基づく計算上では、掘削範囲は、現況の更地と同様に裸地として扱われる（掘削工事中の流出係数等が設定されているわけではない）ため、「現況」と「工事中」で濁水発生量及び水質（SS）の数値が変わらない結果となります。なお、建築工事における濁水の定量評価の事例がなかったため、土工事メインとなる造成工事の環境影響評価等で用いられる「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」をもとに検討いたしました。</p>	
7	水質	汚水排水について	伊藤(絹)委員	2-30	<p>汚水排水については、浄化槽を経由、沈砂池を経て河川に放流する計画ですが、放流前の水質チェック体制はどのように行う予定ですか。</p>	<p>浄化槽から排出される水質のチェックは、法定検査（第7条検査、第11条検査）に基づき実施する計画である旨、注釈に追記いたしました。</p>	2-30
8	水質	排水処理施設について	伊藤(歩)委員	2-30	<p>排水処理施設はどのような排水を想定し、どのように処理するのか説明してください。</p>	<p>特定施設に該当する排水処理施設は、事業計画の進捗に伴い、整備しない計画となりましたので、表2.2-6から削除いたしました。 なお、建物から排出される汚水排水を処理する浄化槽に関して、流入するのは「し尿・および生活雑排水」である旨と浄化槽は処理対象人員算定表（JIS A3302-2000）に基づき設計し、性能保証がある認定を受けた浄化槽を採用する旨、注釈に追記いたしました。</p>	2-30
9	地形・地質	埋蔵文化財について	伊藤(歩)委員	3-25	<p>実施区域と重なっている埋蔵文化財の赤川IIの部分区域から外さなくても問題無いのでしょうか。</p>	<p>遠野市へ照会済みであり、埋蔵文化財への影響は無い（過去に試掘調査を行ない遺構や遺物の確認がされていない）と回答を得ている旨、追記いたしました。</p>	3-25、4-5
10	地盤	地盤について	大河原委員	5-8	<p>「地下水の低下による地盤沈下が発生するおそれはないと考えられることから、選定しない」とありますが、何らかの地盤情報（土質、透水性など）の提供がないのか伺いたい。</p>	<p>資料編に地盤調査結果を追加いたしました。 また、その旨をp. 5-8に追記いたしました。</p>	5-8、資-12～資-39

				図5-2(8)地層推定断面図	(No.10追加質問) No.50孔から有機質シルトが確認されています。一般に有機物は圧縮性が高く地盤沈下を引き起こすことがあります。掘削箇所が盛土の法尻であるため盛土への影響が懸念されます。盛土とくに法面において亀裂や変状が生じてないか伺いたい。	本事業着工前の現時点において、亀裂や変状等は確認されておりません。対象事業実施区域は造成されてから2年以上経過しており、現時点で問題ないことから、地盤は安定しているものと考えます。 なお、法面は現状のまま、法尻は外構工事のみとなり、掘削工事は予定しておりません。工事に際しては、盛土とくに法面において亀裂や変状が生じていないか、目視による確認を行いながら進めるようにいたします。万が一、亀裂や変状等が確認された場合は、法面整形の実施など、状況に応じて対応してまいります。	
11	動物	鳥類について	前田委員	3-21~3-23	いわてレッドデータブックでAランクの種について、表中④の欄に記号が記載されていません。	イヌワシ、クマタカ、チゴモズに「A」を追記いたしました。	3-21
12	植物	造成森林について	大西委員	2-27	新たに0.84haを造成する予定だが、周辺の植生に応じた樹種を選定していただきたい。国外のみならず国内移入種についても考慮していただきたい。	緑化計画の文章に、地域の植生に配慮した樹種を選定する旨、追記いたしました。 なお、造成森林0.84haは、別事業（工業団地造成）にて整備済みであるため、その旨と造成時に在来種を植樹した旨、追記いたしました。	2-27
13	植物	緑化計画について	伊藤(絹)委員	2-27	樹木による緑化計画がありますが、樹種を選定にあたってはどのような点について考慮される予定ですか。	緑化計画の文章に、地域の植生に配慮した樹種を選定する旨、追記いたしました。	2-27
14	景観	対象事業実施区域の外観について	前田委員	2-3~2-5	現在の事業実施区域の景観を複数の地点から撮影した写真を追加して下さい。	対象事業実施区域を撮影した写真をp.2-3に、撮影地点をp.2-4の図2.2-1に追記いたしました。	2-3 ~2-4
15	景観	景観計画について	三宅委員	2-27	「約19.9mと低層建物であり・・・配慮した計画としている」について、「配慮しているのは理解できるが、高さ19.9mを「低層建物」とは言えない。普通の建物であれば5階建より高く、住宅で考えればEVが設置されるこの高さは高層の部類に入る。	「低層建物」を「周辺建物より高層である」という表現に修正いたしました。	2-27
16	景観	遠野市計画計画との整合について	三宅委員	5-6	「・・・適切に配慮する計画である」と書かれているが、遠野市と既に協議されたのか確認したい。つまり、市の景観計画に即した計画として認められているのかどうかを確認したい。	本事業は、遠野市と協議をしながら進めております。景観に関する所管部署とは現時点では未協議ですが、景観条例に基づく届出について7月から協議を開始する予定です。	—
17	景観	全般	伊藤(歩)委員	—	夜間照明による周辺環境への影響の程度について説明してください。	夜間照明は周辺へ配慮した計画としており影響は小さいと考える旨、景観計画の文章の末尾に追記いたしました。 ・外構については、樹木を照らす照明以外は下向き照射とし、周辺に光が広がらない計画 ・屋内照明については、タイマー制御により、夜間の照度を抑える計画	2-27
18	景観	No.15、No.16に関連	三宅委員	—	屋上緑化は考えられないか？環境配慮をうたいつつ熱反射をするだけの屋上仕上げについてどのように考えているのか。	駐車場の屋根にあたる共用棟のテラス部分においては緑化を予定しておりますが（p.2-27、図2.2-6完成イメージ図参照）、工場棟の屋根は将来的に太陽光パネルを設置できる仕様としていることから、屋上緑化の計画はございません。	—
19	温室効果ガス	省エネルギー計画について	齊藤委員	2-31	施設の省エネ対策に加えて、工場の屋根を利用した太陽光発電などによる自社での電力生産の考えがあるか説明いただきたい。	将来的には太陽光発電システムを導入できるよう検討しており、工場棟の屋根は太陽光パネルを設置できる仕様としている旨と発電した電力は建物内の照明やコンセントに使用する想定である旨、追記いたしました。	2-31
20	その他	防災・避難計画について	伊藤(絹)委員	2-31	有事の際に一時的な避難場所として、一時滞在できるような計画を検討されるようですが、収容人数の上限はどのくらいを想定されていますか。	最大400~500人程度を想定している旨、追記いたしました。	2-31

21	その他	その他	事務局	2-7	「緑地（既存）」と「緑地（新規）」の色合いの違いを際立たせてください。（1稿から2稿にかけて凡例を分けていただいたところですが、印刷によってはやや分かりにくくなるようです。）	色合いの違いが分かるよう修正いたしました。	2-7
----	-----	-----	-----	-----	---	-----------------------	-----

資料 No. 3 - 5 及び資料No. 4 は非公開

住田遠野ウインドファームの現地調査について

1 住田遠野ウインドファームについて

- ・ 事業者 合同会社グリーンパワー住田遠野
- ・ 事業の種類 風力発電所の設置
- ・ 事業の規模 4,200kW×27基 113,400kW（接続容量 99,750kW）
- ・ 事業実施区域 遠野市、住田町
- ・ 環境影響評価の手続 2014.10.7（配慮書提出）～2020.4.30（評価書縦覧終了）

当該事業に対する知事意見（主なもの）

- ① 希少猛禽類のバードストライク防止のために、風車の視認性を高めるための措置の実施、造成地への木質チップの散布等の環境保全措置を講ずること。
- ② 希少猛禽類に対する環境保全措置として、餌場の設置等の代償措置を実施する場合は、専門家の意見を聴きながら、適切に実施すること。
- ③ 希少猛禽類とコウモリ類については、事後調査を実施し、その結果に基づいて追加的な環境保全措置を検討すること。

- ・ 運転開始 2023.5

2 現地調査について

- ・ 実施日 令和5年6月26日（月）
- ・ 参加者 伊藤歩会長、伊藤絹子委員（事務局（兼務職員含む）10名）
- ・ 主な調査内容
風車及び近隣の集落において、イヌワシ、排水及び騒音などの環境保全措置の実施状況や事後調査の内容等を調査したもの。
- ・ 主な指摘
過去のイヌワシの衝突事故（釜石、2008年）は、運転開始後4年目に発生している。今後、モニタリング調査を適切に行い、その結果を専門家に評価してもらうことが重要。

○ 現地調査の様子



①環境保全措置の説明を受けている様子



②先端部分が塗装された風車



③沈砂地



④風車からの距離が最も近い集落（約1 km）から見た風車

「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書(令和5年3月、環境省)」の概要

環境保全課

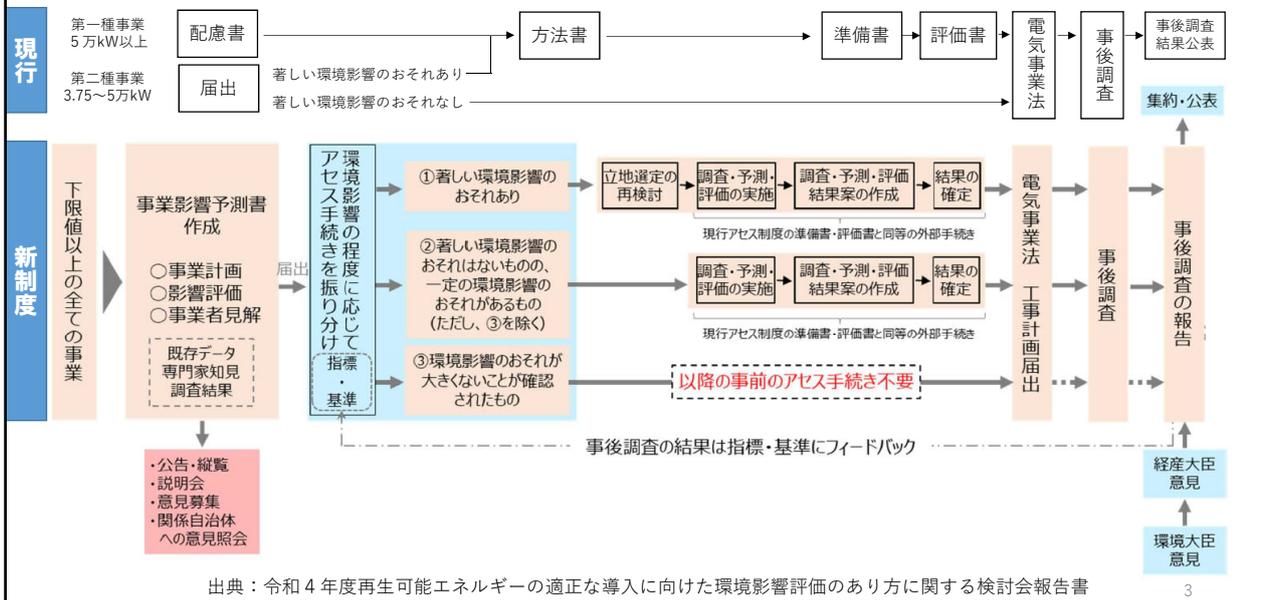
1

風力発電の法アセスに係る新制度

- 1 環境影響を考慮した対象事業の設定
第一種、第二種の規模要件の撤廃。一定規模以上を法アセス対象に。
- 2 事業影響予測書の作成
風車位置、文献調査結果を踏まえた環境影響評価の結果を記載
- 3 予測書を基に国が環境影響の程度に応じて振り分け
①立地選定の再検討、②アセス実施、③アセス不要
- 4 評価書段階での事業計画変更への対応強化
透明性をもって適切な環境配慮を可能とする仕組みを検討
- 5 事後調査への対応強化
事後報告書の提出義務付け、大臣意見、追加的な保全措置の考え方
- 6 累積影響の情報集約・公表
アセス図書を国が集約・公表・分析、累積影響の評価手法の充実

2

＜新制度の枠組みのイメージ＞



1. 検討会の背景

- 令和2年度検討会で、最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、法対象第1種事業を5万kW以上に引き上げ
- 風力発電は規模より立地場所の特性による環境影響が懸念
- 本検討会では以下の観点から検討
 - ① 規模が小さくても立地等により大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかける仕組みの導入(より幅広いスクリーニング)
 - ② 現行法の手続よりも簡素化された手続とするなど、環境影響の程度に見合った形のアセス手続の導入(簡易かつ効果的なアセス手続の導入)

2.風力発電を取り巻く現状

- 2030年度目標 1,790万kW(第6次エネルギー基本計画)
- 2022年現在 1,084万kW(導入477kW+準備書607kW)
- 地域とのコミュニケーションや環境配慮が不十分な事例
- 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」における2030年ネイチャーポジティブ目標の採択
- 地域共生型の発電を支援するとともに、そうでないものに対しては厳しく対応する必要
- 個別法による立地規制、事業法による事業規律の確保、温対法による促進区域の設定、環境アセス制度の適切な執行

5

3.1.課題

規模による対象事業判断の見直し

- アセス制度の大前提:「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業は、規模が大きい事業である。」
- 風力発電では、**規模が小さくても立地特性により著しい環境影響が懸念** →現行制度の前提が必ずしも当てはまらない。
- 規模の大小のみにより環境影響を判断することが困難。立地により**環境影響の程度が著しい事業が規模要件で法対象から除外** →風力発電の特殊性に応じた対象事業の考え方を見直す必要
- 条例アセスでは、**免許等にアセス結果を反映させる仕組みがない**。 →法と条例の役割も整理する必要

6

3.2.課題

行政界域での事業への国の関与

- 風車は山の尾根線に設置されることが多いため、**事業実施区域が複数の自治体にまたがる。**
- 尾根部の生態系、広範囲に移動する渡り鳥、景観、工事車両の走行、濁水の流入など**広域的な環境影響の確認が必要**
- 隣接自治体間で**意見の相違があった場合の調整手続がない**
→広域的な環境影響の確認、自治体の意見を勘案し客観的に判断する必要性から、国がアセス手続に主体的に関わる仕組みが必要

7

3.3.課題

地域との適切なコミュニケーション

- 一部の事業では、**地域とのコミュニケーションが不十分なまま計画が進められる状況**
- 近年の豪雨災害の多発を受けた土砂災害等の懸念から、**山林等の開発は地域住民との一層のコミュニケーションが必要**
- 配慮書手続の一般からの**意見聴取は努力義務**
- トラブル防止、信頼確保、円滑な事業実施のためには、住民説明などの必要な手続が早期の段階で丁寧かつ確実に講じられる仕組みが必要

8

3.4.課題

環境影響の程度に応じた合理的な手続

- 配慮書段階では具体的な**風車の設置区域が不明で環境影響の有無や程度の判断が困難な場合がある**
- 事業計画の**環境配慮に必ずしも結びつかない幅広い評価項目**の評価が行われている事例も散見
- 地方公共団体の審査で**多様な評価項目の調査が求められ、アセス期間が長期化**
- 立地特性を基にした環境影響の程度に応じて相応のアセス手続に振り分ける仕組みが必要 →初期段階で立地場所が明確化、振り分け段階で評価項目を確定できる
- 振り分けに係る指標や基準を明確化する必要

9

3.5.課題

リプレイス事業のアセス期間の短縮

- リプレイス事業も**新設事業と同様のアセス手続**
- リプレイス案件は、事業計画の詳細が明らかであることが多いため、供用後の環境影響データを取得していれば確度の高いアセスの実施が可能
- 既設発電所の運転期間中のデータ取得を条件に、より簡易な手続を可能とする必要

10

3.6.課題

事業計画の進捗に合わせた柔軟な手続

- 当初購入予定の風車の生産中止で、代替購入する風車が大型化し、風車の離隔距離が増加するなど、**他律的な事由で準備書以降に設置場所が大幅に変更**することがある。
- 経産省は評価書段階で30日以内に**変更命令**を出せるが、**短期間に公開プロセスなく審査**することは、**透明性に課題**
- 事業計画の進捗に合わせた柔軟かつ適切な対応ができる仕組みが必要

11

3.7.課題

事後調査の適切なフィードバック

- 発電所では、**事後報告書の国への送付義務はない**。
- 風力発電では、バードストライク等の環境影響の**予測に不確実性**が高く、**工事認可時の確認では、保全措置を担保できない**。
- 事後調査により影響を把握し、必要に応じて追加的な保全措置を講ずる必要
- 風力発電についても、他の法対象事業と同様に、事後報告書の国への送付、大臣意見の仕組みが必要
- 事後調査結果を集約し、保全措置の効果や事後調査手法の知見の充実を図ることも重要

12

3.8.課題

累積影響評価のための情報集約・公表

- 風力発電は**複数事業による累積的影響の懸念**が大きい。
- 先行事業のアセス図書や事後調査結果の**継続的な公表がなされていないため、累積的影響を評価する基礎データが得られない。**
- 国において図書や報告書を継続的に集約、分析し、評価手法の充実を図る必要があるが、報告書の把握が困難
- 環境アセスに必要な図書及び報告書を国で一元的、継続的に集約及び公表、分析する必要

13

4.課題を踏まえた制度的対応の方向性

- 規模以外の、**環境影響を考慮した対象事業の範囲の設定**
- **全国一律の環境アセス手続の導入**
- 手続初期段階の**地域とのコミュニケーションプロセスの導入**
- 立地による**環境影響の程度に応じた合理的なアセス手続の導入**
- **リプレースの迅速化につながる簡易アセス手続の導入**
- 事業計画の**進捗に合わせた柔軟なアセス手続の導入**
- 事後調査結果を踏まえた**環境配慮を確保するための仕組み導入**
- **累積的影響を適切に評価するための仕組みの導入**

14

5.1.新制度

環境影響を考慮した対象事業の設定

- 第1種事業5万kW以上、第2種事業3.75万kW以上としている**現行の規模要件を撤廃し、一定規模以上の風力発電事業を法アセスの対象とする。**
- **法アセスの対象となった事業は、アセス不要と振り分けられた場合でも、条例アセスの対象としないことを明確化**

15

5.2.新制度

事業影響予測書(仮称)の作成

- 事業計画(風車の設置区域が分かるもの)、調査(文献調査を基本)の結果を踏まえた**環境影響評価の結果等を記載した「事業影響予測書」を作成**
- 予測書の作成に当たり、**公告、縦覧、説明会、意見募集、関係自治体への意見照会を必須とする。**
- 事業者は、意見に対する**事業者見解を作成し、事業影響予測書の一部とし、必要に応じて当該結果を予測書に反映**
- 動物、植物、景観等の特定の項目は、**専門家から意見聴取**
- 予測書の作成、手続の振り分け、振り分けの指標や基準の策定に当たって、**環境大臣の位置づけを検討**

16

5.3.1.新制度

環境影響に応じた手続の振り分け

・国が、予測書を基に、環境影響の程度に応じて振り分け

①立地特性に起因する著しい環境影響のおそれがあるもの

→その後の手続きとして、立地選定の再検討、調査・予測・評価の実施、予測・評価結果案の作成、当該結果の確定を行う。

②①ではないが、一定の環境影響のおそれがあるもの(③除く)

→その後の手続きとして、調査・予測・評価の実施、予測・評価結果案の作成、当該結果の確定を行う。(現行の準備書、評価書と同様)

③環境影響のおそれが大きくないこと確認されたもの

→その後のアセス手続を行う必要がない

17

5.3.2.新制度

環境影響に応じた手続の振り分け

・上記①～③に振り分けられることが想定される事業のイメージ

①風車の設置区域が、イヌワシの営巣地に近接する事業、医療施設等の要配慮施設に近接し騒音や風車の影等による著しい影響が生じるおそれのある事業

②①を除き、風車の配置次第では騒音や風車の影等の一定の影響のおそれがある事業

③リブレース事業であって、運転期間中に鳥類への影響等のデータを取得し、影響のおそれが大きくないことが確認されている事業、工業団地における事業であって、立地による環境影響が大きくないことが確認されている事業

18

5.3.3.新制度

環境影響に応じた手続の振り分け

- ①における「立地選定の再検討」は、立地特性に起因する著しい環境影響を回避又は極力低減するよう立地を見直すことを目的とし、説明会等の地域とのコミュニケーションを確保
- ①及び②を行う場合、予測書の審査結果に応じて評価項目を限定できる仕組みを検討
- 振り分けの指標や基準は、例えば、風車設置区域は適切か、予測に必要なデータが揃っているか、環境影響への配慮が適切かの観点から検討

19

5.4.新制度

適切かつ柔軟な環境アセス手続

- ①及び②における調査・予測・評価のあり方について、手続の迅速化の観点から今後整理
- 調査・予測・評価結果案の作成及び当該結果の確定のプロセスでは、現行法の準備書及び評価書と同等の外部手続を実施
- 評価書段階で設置場所が大幅に変更になることについて、透明性をもって適切な環境配慮を可能とする仕組みを検討
- その際、設置場所の変更に伴い懸念される環境影響の内容に応じた仕組みとすることが重要

20

5.5.新制度

事後調査の実施と結果の報告

- 事後報告書の経産大臣への送付の義務付け
- 経産大臣は必要に応じ意見を述べることを可能とし、その際、環境大臣に意見を求めることとする。
- 追加的な保全措置について、事業者の予見可能性の確保の観点から、今後考え方を整理
- 事後調査の手法やデータの種類については、評価・分析可能となるものとなるようガイドラインを作成
- 事後調査の結果は、保全措置の効果や事後調査の手法の知見の充実を図るよう、国が集約・分析

21

5.6.新制度

累積的影響評価の情報集約・公表

- アセス図書や報告書を国が一元的、継続的に集約及び公表することを検討。その際、環境アセス学会等で行われている議論を踏まえる。
- 集約された情報を国が分析し、累積的影響の予測及び評価手法の充実を図る。

5.7.その他

- 温対法に基づく市町村による促進区域の設定の考え方との関係性を整理する必要

22

6.1.新制度の現時点の課題

- ①アセス手続の振り分け基準・指標が限定的となるおそれ
 - ・イヌワシ営巣地に近接、医療施設等に近接など
- ②評価書段階の透明性確保における自治体の関与が不明
- ③事後調査報告書に対して知事意見の提出機会がない
- ④法対象事業に対する条例手続の義務付けができなくなるおそれ
 - ・第二種事業でアセス不要とされた事業へのアセスの義務付け
 - ・第二種事業で方法書手続を行う事業への配慮書の義務付け

23

6.2.当面の課題

- ①法アセスの新制度の導入を踏まえた課題
 - ・規模に関わらず立地特性による環境影響が懸念される事業(条)
 - ・評価書への自治体の関与(法、条)
 - ・事後調査手続への自治体の関与(法)
 - ・県が保有するアセス図書の公開(法、条)
 - ・累積影響の把握(法、条)
- ②条例アセスの運用を通じ明らかとなった課題
 - ・工業団地における工場アセスのあり方(条)
 - ・条例第二種事業の事業特性や地域特性に応じた柔軟な審査(条)

(法)：法対象事業、(条)：条例対象事業

24

地域社会や自然環境・景観と調和した再生可能エネルギーの導入のために、住民等の意見が適切に反映される制度の拡充を求める決議

当連合会は、再生可能エネルギーの導入が急激に促進された結果、地域の生活環境や自然環境・景観などの悪化への懸念から、全国各地で住民の反対運動が生じており、その実情は東北地方でも同様であることから、再生可能エネルギーの導入と地域の環境との調和が必要であり、そのためには住民参加の制度の拡充が必要かつ有効との認識に立ち、国及び地方公共団体に対し、以下のとおりの法制度の改正等を求める。

- 1 国は、オース条約に加入し、それに伴い、環境に関する意思決定への市民参加を権利として認め、その実効性を確保するための国内法制の整備をすべきである。
- 2 国は、オース条約に加入するまでに、以下の法制度の改正等をすべきである。
 - (1) 環境影響評価法について
 - i) 配慮書手続における意見聴取や説明会開催を義務とすること、また、第二種事業についても配慮書手続を義務とすること
 - ii) 風力発電について、環境影響評価の対象となる規模要件を、同法施行令改正前の、第一種事業については1万kW以上、第二種事業については0.75万kW以上1万kW未満とすること
 - iii) 環境影響評価図書の公表・縦覧について、謄写及びダウンロードができる形での実施を義務とすること
 - (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律について

地域脱炭素化促進事業計画の認定事業であっても、環境影響評価配慮書手続を実施すべきとすること
 - (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進にかかる特別措置法について

住民説明会の開催等、住民への事業内容の周知措置を取ったことを固定価格買取制度（FIT制度）の認定要件とする改正法について、住民の意見が反映される手続として機能する運用をすること
 - (4) 海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律について
 - i) 促進区域の指定案の縦覧期間を、環境影響評価法における図書の縦覧期間に準じて1か月に延長すること
 - ii) 協議会を構成する「利害関係者」に、住民や環境問題に関心がある者も含まれることをガイドラインに明記し、それに沿った運用をすること
- 3 地方公共団体は、以下の法制度の対応をすべきである。

- (1) 環境影響評価条例に配慮書手続を導入すること
- (2) 抑制区域や保全区域などを設定することも含んだ再生可能エネルギー発電設備の設置等を規制する条例の制定を積極的に進めること

2023年（令和5年）7月7日

東北弁護士会連合会

提案理由

第1 はじめに

1 再生可能エネルギー導入促進の経緯

地球温暖化防止のため、二酸化炭素排出量を抑制していくことが国際的な共通目標とされる中で、2011年に東日本大震災が発生した。地震により発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、広い地域に甚大な人権侵害を生じさせ、原子力の利用に対する限界を強く印象付けた。

そのような時代背景の中、新たな電源として、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギー¹に注目が集まるようになり、現在、国は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）を制定し、固定価格買取制度（FIT制度）を導入するなど、再生可能エネルギーの導入²を強く促進している。

2 再生可能エネルギーに関する当連合会の立場

当連合会も、2015年7月3日、福島県で開催した定期弁護士大会において、原子力及び化石燃料利用には問題があり、最終的には社会に必要なエネルギーは全て自然エネルギーから生み出すこと（「自然エネルギー100%」）による持続可能なエネルギー社会構築の必要性があるとして、その実現のために「自然エネルギー100%」を目標として、地域別（市町村別）・種類別（自然エネルギー別）に、期間及び数値目標を明確にした自然エネルギー導入計画を策定すること、地域主体の取組を推進する観点から、固定価格買取制度における効果的な買取価格の設定・優先接続の実質的保障、自然エネルギー利用に関する許認可手続の規制緩和、自然エネルギー事業に対する助成支援制度の構築などの取組を進めることなどを求める『「自然エネルギー100%」による持続可能なエネルギー社会実現に向けた施策を求める決議』を採択した。

3 環境との調和の必要性

こうした再生可能エネルギー導入促進の結果、日本では、太陽光発電所や風力発電所は大規模化し、それら事業の導入が進むにつれ、景観や健康問題、野生生物に関する問題や土砂災害の危険性など生活環境や自然環境・景観等の悪化、災害の懸念を理由に、発電所の設置計画に対する地域住民の反対運動が全国各地でみられるようになった。

地球温暖化対策や持続可能なエネルギー政策のために、再生可能エネルギーの導入促進が必要なことは理解できる場所である。

しかしながら、一方で、良好な環境の中で生活を営む権利、いわゆる環境権が憲法上保障されるとする考え方はほぼ通説となっており、環境基本法も、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することは人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう、環境保全は適切に行われなければならない」としている（同法3条）。また、再生可能エネルギーの導入のために森林を含む自然環境を破壊したり土砂災害が発生したりするのでは、本末転倒である。

¹ 「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるものを指す（エネルギー供給構造高度化法）。

² 「導入」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の下で買取が開始された状態を指す（資源エネルギー庁）。

- 4 以上のとおり、再生可能エネルギーの導入促進は必要と言えども、地域の生活環境や自然環境・景観などへの配慮も必要不可欠であり、両者の調和をどのように実現していくのが課題となっている。

第2 再生可能エネルギーを巡る東北地方の現状

1 再生可能エネルギーの導入状況³

日本における電源構成に占める再生可能エネルギーの割合は、大規模水力発電を含めても2012年ころまでは10%程度で推移していたが、2021年度には約22%と倍増した。特に、太陽光発電の累積導入量は、2011年から2021年までの10年間で約1.2倍となっている。また、風力発電の累積導入量も、2021年までの10年間で1.9倍となった。

2021年までの再生可能エネルギーの累積導入量の都道府県ランキングにおける東北地方の順位は、福島県が5位、宮城県が14位、青森県が22位、岩手県が24位、秋田県が28位、山形県が43位である。福島県と宮城県では太陽光発電が占める割合が高く（80%以上）、青森県と秋田県では風力発電が占める割合が全国的に見ても突出して高い（青森県40%以上、秋田県60%以上）。ちなみに、2022年9月における出力20kW以上の風力発電の導入量は、東北地方が日本全体の約4割を占める⁴。

なお、再生可能エネルギーを主力電源化するための切り札として近年導入が進められている洋上風力発電であるが、現在、促進区域として指定されている8か所のうち4か所が秋田県沖である（他は、長崎県沖が2か所、千葉県沖と新潟県沖が各1か所）。

2 東北地方における地域住民の反対運動等

- (1) 青森県では、県内の山林に120から150基の風力発電機を設置するという大規模な「(仮称)みちのく風力発電事業」を巡り、資材搬入ルートの開発などに伴って、大規模な森林伐採がなされれば、地元の水資源や農林水産業そのものに影響しかねないとの懸念から、住民から反対の声が上がり、当時の青森県知事が開発への懸念を表明し、青森市議会も中止要請の意見書を全会一致で可決するなどしている。
- (2) 岩手県では、遠野市で大規模太陽光発電所の建設現場を発生源とする濁水が周辺河川に流れ込んでいるのが確認され、2019年以降、住民らが、濁水により河川の環境や生態系に影響が出ているとして、事業者にも改善を求め、市も、事業者にも行政指導を繰り返し行って改善を求めている⁵。
- (3) 宮城県と山形県にまたがる蔵王連峰に計画された風力発電事業について、約1,600haの区域にブレード(羽根)の上端が最大地上約180m、回転直径が最大約160mの風車を最大23基設置する計画だったが、予定地の一部が蔵王国定公園に指定されているほか、重要野鳥生息地や生物多様性重要地域が含まれていることなどから、予定地の川崎町の町長を始め、蔵王町長、山形市、宮城県知事、山形県知事などの地元自治体や首長らからの反対意見が続出した結果、2022年7月に設置計画は撤回された。

³ isep (特定非営利法人環境エネルギー政策研究所) の「国内の2021年度の自然エネルギー電力の割合と導入状況(速報値)」

⁴ 資源エネルギー庁のデータより。

⁵ この問題を受けて、遠野市では、2020年3月に条例を改正し、10,000㎡以上の太陽光発電事業は許可しないとする規定を設けた。

また、石巻市でも、風力発電所設置計画が同年8月に撤回されている。

- (4) 福島県では、昭和村等で計画された会津大沼風力発電事業について、予定区域のほぼ全域が「会津山地緑の回廊」に指定されていることや、イヌワシやクマタカなどの国内希少動物種に指定されている鳥類のバードストライクのおそれがあることから、地元首長らが反対の意見を表明し、日本自然保護協会が反対の意見書を提出するなどしていたが、2022年8月に撤回された。
- (5) 山形県では、出羽三山の一つである羽黒山周辺で40基の風車を設置する風力発電事業計画が事業者から公表されたが、「修験道の聖地として知られる出羽三山の景観を損なう」といった住民や地元首長の反対意見などから、2020年9月に撤回された。
- (6) 秋田県では、鳥海国立公園に隣接する由利本荘市で計画されていた風力発電事業が、鳥海山の景観や生態系への悪影響を懸念する住民の反対や地元自治体の厳しい意見などから、2018年に撤回されている。

また、由利本荘沖で計画されている洋上風力発電は、約13,000haの対象区域に、ブレードの上端が海面250m、回転直径が230mの風車65基を設置するというものであるが、景観破壊や騒音・低周波音による健康被害を懸念する住民から反対の声が上がっている。

第3 環境問題の解決における市民参加の必要性和有効性

1 リオ宣言とオーフス条約

- (1) 再生可能エネルギーの導入と地域の環境との調和をどのように実現していくかを考える上で忘れてならないのは、1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」で採択され、日本も署名した「環境と開発に関するリオ宣言」である。

なぜなら、リオ宣言において、環境問題の最も適切な解決のために、関係市民の参加が必要であること、そして、そのためには、①環境情報の入手の権利、②意思決定過程への参加の権利、③司法・行政手続への参加権を各国が確保すべきことが国際的に合意されたからである⁶。

- (2) リオ宣言の上記合意内容は、1998年にデンマークのオーフスで採択されたオーフス条約（「環境に関わる、情報の入手、意思決定への公衆参加及び司法の利用に関する条約」）に具体化された。同条約は、2001年10月30日に発効したが、日本は未だにオーフス条約に加入していない（同条約は、国連欧州経済委員会の枠組みで採択されたものであり、日本を含む国際連合加盟国は締約国会議の承認により加入することができる）⁷。

2 環境問題の解決における市民参加—日本の状況

- (1) 日本においても、リオ宣言の採択の影響もあり、環境権の解釈において、従来の私権的・人格権的な側面だけではなく、公的な意思決定過程において住民又は市民の参加を認めようとする手続的・参加的な側面もあるとの見解が有力に提唱されている。また、リオ宣言に署名し、パリガイドライン策定に関与していることからすれば、日本は、環境問題の最も適切な解決のためには関係市民の参加が有効かつ必要であるとの国際合意を是認しているはずである。

⁶ リオ宣言の第10原則がこの合意内容にあたる。

⁷ ただし、国連の補助機関である国連環境計画は、2010年にインドネシアのバリで、欧州外の地域においてもリオ第10原則の履行を促進するための指針である「環境事項における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに係る国内立法の発展に関するガイドライン」（バリガイドライン）を採択したが、日本は、国連環境計画の理事国として、その策定に関与した。

(2) もとより、自然環境とともに暮らし生活の基盤としている住民は、開発によって自然環境が失われたり変動したりすれば、生活の基盤に影響を受ける利害関係人なのであり、開発行為に対する意見表明の機会が与えられるべきである。また、地域における自然的、地理的、文化的な事情を、地域住民や関心のある市民から学ぶべき点も少なくないはずである。地域の環境保全と開発行為を含む経済活動を調整し、軋轢を回避するためにも、住民等を交えた議論が必要かつ重要なはずである⁸。

(3) しかしながら、日本においては、環境に関わる意思決定への市民参加を権利として明文で認めた法律はなく、環境影響評価法に基づく市民の意見提出制度や再生可能エネルギー導入に関連した法律における住民参加の制度は極めて不十分と言わざるを得ない。

この状況が、住民による開発行為への反対運動に繋がっていることが、少なからず存在するのであり、また、それは、昨今東北地方を始めとする日本全国で導入が進んでいる再生可能エネルギーの導入においても、何ら変わるところはない。

(4) したがって、再生可能エネルギーの導入と地域の環境との調和を図るためには、日本がオース条約に加入し、それに伴い、環境に関する意思決定への市民参加を権利として認め、その実効性を確保するための国内法制の整備、例えば、環境影響評価法に、すべての実施主体は、環境アセスメント手続の実施に際し、市民参加、説明責任及び情報公開の徹底を図るべきことを手続上の原則として明示するなどの規定整備を行うべきである⁹。

(5) もっとも、オース条約への加入前であっても、目下急速に導入が進んでいる再生可能エネルギーに関し、住民参加のための制度を拡充させていくことが必要かつ重要である。以下では、再生可能エネルギーの導入に関連した法律及び条例に、どのような住民参加制度があるのか、その問題点は何かなどを検討し、あるべき制度について提案したい。

第4 再生可能エネルギー導入に関連した法制度における住民参加

1 環境影響評価法

(1) 環境影響評価法は、一定の事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要との前提に立って、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続を定め、関係機関や国民等の意見を求めつつ、環境影響評価の結果を当該事業の許認可等の意思決定に適切に反映させることを目的としているとされ、国民や地方公共団体等からの意見提出や事業者による関係地域内での説明会の制度が規定されている。

(2) しかしながら、環境影響評価の対象となるのは、一定規模以上の事業に限られる。しかも、対象事業であっても、計画立案段階において実施される配慮書手続においては、国民等からの意見聴取は努力義務に過ぎず、説明会も不要である。また、一定規模以下の事業（第二種事業）については、配慮書手続自体が不要（任意）とされている。

⁸ 中部弁護士会連合会の2005年10月21日付「自然環境政策に対する実効的な住民参加の実現に向けた提言（宣言）」

⁹ 日本弁護士連合会は、2017年2月16日付「環境に関わる市民参加を保障するためにオース条約への加入と国内法制の拡充を求める意見書」や、2017年10月6日の人権擁護大会における「生物多様性の保全と持続可能な自律した地域社会の実現を求める決議」において、オース条約への加入と、それに伴う国内法制の整備を求めている。また、2008年11月18日付「環境影響評価法に係る第1次意見書」等でも市民参加の拡充を求めている。

加えて、風力発電に関しては、政府が、2021年に、対象となる規模要件をそれまでの0.75万kWから3.75万kWに引き上げたため¹⁰、3.75万kW未満の規模の風力発電については、それを対象とする条例がない限り、環境影響評価手続が不要となった。

- (3) 開発事業や開発計画について、市民の意見が反映されるためには、選択肢が存在する初期段階での参加が有効である。したがって、配慮書手続において意見聴取や説明会が義務とされていないのは「市民参加」の制度として不十分と言わざるを得ない。また、規模は第一種事業に準じるものの、第二種事業も、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」と認められるのであるから、配慮書手続を任意とするのは「市民参加」の点からして不十分な制度と言わざるを得ない¹¹。

加えて、風力発電の上記規模要件の緩和は、「脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの最大限の導入」が求められている等を理由になされたものであるが、その結果、5割以上の風力発電が法に基づく環境影響評価手続の対象外となったこと、実際には、5万kW未満の事業において厳しい環境大臣意見が14%も出ていること、0.15万kWの規模でも健康被害の訴えがあること¹²、環境影響評価条例で対応するとしても、配慮書手続を導入していない条例も少なくないことなどから、規模要件の緩和には問題があり、元に戻すべきである¹³。

- (4) また、環境影響評価図書（環境影響評価手続において作成される配慮書、方法書、準備書など）の公表や説明会開催の周知が十分ではなく、環境影響評価図書は膨大で内容も高度に専門的であるにもかかわらず、公表・縦覧期間が限られており、しかも、著作権を理由にダウンロードや印刷を制限されることが多い。このように情報へのアクセスが大きく制限された状態では、膨大かつ高度に専門的な環境影響評価図書の内容を詳細に分析することはもちろん、図書全体に目を通すこと自体極めて困難であり、市民が意見を提出する上で大きな障害となっている。したがって、「市民参加」を実効的なものとするために、環境影響評価図書の公表・縦覧について、謄写及びダウンロードができる形での実施を義務とすべきである¹⁴。

2 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

- (1) 温対法は、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等で地球温暖化対策の推進を図ることを目的としているが、2021年の改正で、国民、国、地方公共団体及び事業者などが密接な連携のもとに地球温暖化対策を推進することなどの基本理念を新設するとともに、地域における再生可能エネルギー導入を促進するために、「地域脱炭素化促進事業制度」が新設された。

¹⁰ 配慮書手続が必要な「第1種事業」となる風力発電の規模要件は、1万kWから5万kWに引き上げられた。

¹¹ 日本弁護士連合会の2022年11月16日付「メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う、災害の発生、自然環境と景観破壊及び生活環境への被害を防止するために、法改正等と条例による対応を求める意見書」でも、再エネ発電施設に関する環境影響評価における配慮書作成の義務付けを求めている。

¹² 環境省「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」とその参考資料より。

¹³ 脚注11の日本弁護士連合会の意見書も同旨。

¹⁴ 脚注11の日本弁護士連合会の意見書も同旨。

- (2) 地域脱炭素化促進事業制度とは、市町村が、地球温暖化対策にかかる地方公共団体実行計画の策定にあたって、太陽光発電、風力発電等の地域脱炭素化促進事業の促進にかかる事項として、促進事業の対象となる区域（促進区域）や環境配慮・地域貢献などの地域ごとの配慮事項を定めることができ、その上で、地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者が、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けると、その認定事業計画に従って行う施設の整備に関し、関係許可等手続のワンストップ化¹⁵や環境影響評価法の配慮書手続の省略といった特例を受けることができるというものである。
- (3) そして、地方公共団体は、上記促進区域や地域ごとの配慮事項を定める場合には、あらかじめ住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置を講ずべきことや、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要とされている。協議会の構成員には、「住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者」が含まれており（温対法22条2項）、その具体例として、住民団体や環境保全団体が挙げられており¹⁶、この点で住民等の意見が反映される仕組みが導入されている。
- (4) 改正されて間もないため、今後の運用を見守る必要があるが、協議会の組織は市町村の義務ではないし、協議会を構成する「住民団体等」の人選が適切に行われない場合には、住民の意見が十分反映されないまま地域脱炭素化促進事業計画が認定され、配慮書手続が省略される危険性がある。そうなれば、かえって地域との軋轢を深める結果となり、地域との円滑な合意形成を図りながら、環境保全にも配慮しつつ、地域共生型の再エネ事業の導入拡大を図るとした改正の趣旨を没却することになりかねない。
- (5) したがって、認定事業計画に従って行う施設の整備であっても、計画立案段階において、環境影響の観点から住民等の意見を提出できる制度が保障されるべきであり、配慮書手続は省略すべきではない。
- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進にかかる特別措置法（再エネ特措法）
- (1) 2011年に制定された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法、2022年の改正で「再生可能エネルギー電気の利用の促進にかかる特別措置法」となった）により、再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が法令で定められた価格・期間で買い取ることを義務付ける制度（固定価格買取制度、FIT制度）が導入された。
- (2) これにより、再生可能エネルギー、特に大規模太陽光発電の導入が急拡大し、その結果、景観問題や健康問題、野生生物に関する問題など環境問題を理由に、発電所の設置計画に対する地域住民との軋轢が全国各地でみられるようになった。
- 利益を優先した開発が乱立し、悪質なケースでは違法、脱法行為にまで至り、地域住民との間で深刻な軋轢を生じさせた。
- (3) その反省から、2016年の改正で、再エネ発電事業計画の事業認定において、条例を含む法令順守義務が認定要件に加えられた（再エネ特措法9条4項1号、同施行規則5条14項）。そ

¹⁵ 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可などについて、あったものとみなされる。

¹⁶ 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」2023年3月

れゆえ、住民の意見に基づいて抑制区域や禁止区域を規定した条例を制定することにより、事業認定に住民の意見を反映させることができるようになった。

しかしながら、後述するとおり、そのようなゾーニングを規定した再エネ規制の条例を定めている地方公共団体は、未だ全体の1割未満である。

(4) したがって、再エネ特措法に住民の意見が反映される仕組みのないことが問題であり、固定価格買取制度（FIT制度）の認定要件に、住民説明会の開催や住民の意見が反映される手続を実施したことが加えられるべきであったところ、2023年5月31日に第211回国会（常会）で、周辺地域の住民に対する説明会の開催など、事業内容の周知のための措置を実施したことを、FIT制度の認定要件に追加することを含む再エネ特措法の改正案が可決・成立した。今後は、上記の新たな制度が、住民の意見が反映される手続として機能するよう、その運用を見守る必要がある。

4 海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）

(1) 再エネ海域利用法は、洋上風力発電事業のための海域の利用を促進することを目的として2018年に制定された。国土交通大臣が、洋上風力発電事業のための海域の利用を進める「促進区域」を指定することや、発電事業者を公募によって選定することなどが定められている。一般海域における洋上風力発電事業にかかる占用許可は、国有財産法9条3項及び同法施行令6条2項に基づき、都道府県が行うこととされているが、再エネ海域利用法の制定により、促進区域内海域の占用許可を国土交通大臣が行い、占用期間も30年を超えない範囲と長期間の利用を可能とした。

(2) 再エネ海域利用法では、上記「促進区域」の指定に関し、あらかじめ、指定をする旨を公告し、指定案を縦覧に供しなければならず、利害関係者が縦覧期間内に意見書を提出できることや（8条3項、4項）、協議会が組織されているときは協議会の意見を聴かなければならないこととされている（同条5項）。

(3) しかしながら、利害関係者が意見書を提出できるのは、2週間の促進区域の指定案の縦覧期間中とされており、極めて短期間である。

しかも、提出された意見書については、協議会の意見を聴かなければならないとされているが、その協議会を構成する「関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者」として想定されているのは、当該海域の先行利用者であり、健康被害、自然環境・景観への悪影響を懸念する沿岸住民や環境団体などが協議会に参加することは想定されていない¹⁷。そうすると、環境への悪影響を懸念する住民らの声が協議会の議論に適切に反映されない可能性が高く、住民参加の制度としては甚だ不十分と言わざるを得ない。

(4) したがって、利害関係者が意見を提出できる期間については、環境影響評価制度に準じて、少なくとも1か月とすべきである。

また、協議会を構成する「その他の利害関係者」には、住民や環境問題に関心がある者も含まれることを、海洋再生エネルギー発電設備促進区域指定ガイドライン等に明記し、それに沿った運用をするべきである。

5 地方公共団体における条例について

¹⁷ 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」13頁

- (1) 地方公共団体が制定する環境影響評価条例は、法の対象外の事業にも環境影響評価を義務付けたり、第二種事業について配慮書手続を義務付けたりできるため、地域の環境保全には重要な役割を果たしている。ただ、2021年3月31日時点で、全国25都道府県で環境影響評価条例に配慮書手続が規定されているが、東北地方では山形県だけである¹⁸。
- (2) また、再生可能エネルギー発電設備の適切な設置と自然環境等との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした条例（いわゆる「再エネ規制条例」）を制定する地方公共団体は近年増加しているが、2023年4月1日時点でも、制定されているのは、都道府県条例7、市町村条例229の合計236と、全地方公共団体の13%程度である。このうち、禁止区域や抑制区域等まで設定している条例（いわゆる「ゾーニング条例」）は161となっている¹⁹。
- 東北6県のうち、県として再エネ規制条例を制定しているのは、宮城県と山形県だけである。また、東北地方の市町村で再エネ規制条例を制定しているのは、宮城県13、福島県5、岩手県4、青森県2、山形県と秋田県が各1の合計26市町村である（2023年4月1日時点）²⁰。
- (3) 開発行為等に住民の意見を反映させるためには、計画立案段階で実施される配慮書手続が重要である。したがって、地方公共団体は、環境影響評価条例に配慮書手続を導入することを進めるべきである。

また、地域社会や自然環境・景観と調和した再生可能エネルギーの導入のために、再エネ規制条例、特に抑制区域や保全区域なども設定するいわゆるゾーニング条例は、その区域決定過程に住民の意見が適切に反映されることによって、重要な役割を果たすことが期待できる。したがって、地方公共団体は、抑制区域や保全区域などを設定することも含んだ再生可能エネルギー発電設備の設置等を規制する条例の制定を積極的に進めるべきである。

第5 まとめ

地球温暖化対策や持続可能なエネルギー社会構築の必要性から、再生可能エネルギーの導入促進は必要なことであるが、地域社会や環境の犠牲の上に成り立つ導入であってはならず、地域との調和が必要であり、そのために地域住民らの意見が適切に反映されていくことが必要不可欠なのである。

よって、当連合会は、住民参加の制度の拡充により、住民等の意見が適切に反映され、地域社会や自然環境・景観と調和した再生可能エネルギーの導入、ひいては持続可能なエネルギー社会の構築を真に実現させていくために、本決議をするものである。

¹⁸ 環境省環境影響評価情報支援ネットワークの資料より。

¹⁹ 一般財団法人地方自治研究機構の「太陽光発電設備の規制に関する条例」ページより。なお、同ページで記載の規制条例数は、再生可能エネルギー（全般）及び太陽光に関するものとなっており、風力等のそれ以外の再生可能エネルギーに関するものは含まれていない。また、「再エネ規制条例」とは、再生可能エネルギー発電設備の設置について、自然環境や生活環境等との調和を図る観点から、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続や立地規制を課す条例を意味する。

²⁰ 当段落の東北6県での数は、再生可能エネルギー（全般）のほか太陽光、風力等の再生可能エネルギー単独に関するものも含む再エネ規制条例を制定している地方公共団体の数である。

環境影響評価手続の実施状況等について

1 法及び条例に基づく環境影響評価手続の実施状況（令和5年7月25日現在）

	手続実施	手続中	手続終了	知事意見	配慮書	方法書	準備書
1. 道路	5	1	4	7		4	3
2. 河川	2	1	1	4		3	1
3. 鉄道							
4. 空港							
5. 発送電							
火力	4	1	3	4		3	1
風力※	36	31	5	56	29	15	12
太陽光							
その他※	3		3	8	2	3	3
6. 廃棄物	12	1	11	19		10	9
7. 公有水面							
8. 区画整理	1		1	2		1	1
9. 新住宅							
10. 新都市							
11. 流通団地							
12. 宅地造成							
13. レク施設	1		1	1		1	
14. 砂利採取							
15. 鉱物採掘	1		1	2		1	1
16. ばい煙							
17. 終末処理	2		2				
18. 畜産農業							
19. 建築物	12		12	4		2	2
20. その他							
合計	79	35	44	107	31	43	33

2 風力発電所の環境影響評価手続の実施状況（令和5年7月25日現在）

（届出順）

No.	事業名	実施場所	規模	区分	事業(手続)主体	配慮書	方法書	準備書	評価書	運転開始	備考
1	鹿角・上沼風力発電事業	秋田県鹿角	50,600	法1種	榊ユーラスエナジーホールディングス	2014年8月	2015年1月				
2	住田遠野風力発電事業(住田遠野ウィンドファーム)	遠野、住田	99,750	法1種	合同会社グリーンパワー住田遠野	2014年10月	2015年2月	2016年5月	2020年3月	2023年5月	4200*27
3	葛巻ウィンドファームプロジェクト	葛巻	110,400	法1種	三菱商事㈱	2015年7月	2015年12月	2016年8月			
4	折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業	九戸、一戸、葛巻	125,800	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2015年7月	2016年10月				
5	折爪岳南(Ⅰ期地区)風力発電事業	二戸、一戸、九戸	46,800	法1種	合同会社JRE折爪岳南1	2015年7月	2016年2月	2017年2月	2020年1月	2023年1月	接続容量44180kW 3600*13
6	ノソウケ峠風力発電事業	軽米、洋野	30,000	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2015年8月					
7	グリーンパワー稲庭田子風力発電事業	二戸、八幡平、青森県田子	115,600	法1種	合同会社グリーンパワー稲庭田子	2015年8月	2016年3月	2017年3月			
8	稲庭風力発電事業	二戸、八幡平	134,400	法1種	稲庭ウィンド合同会社	2015年11月	2021年9月	2023年4月			
9	高森笹平風力発電事業	二戸	69,000	法1種	日立造船㈱	2016年7月					
10	稲庭岳風力発電事業	二戸	180,000	法1種	日立造船㈱	2016年9月					
11	洋野風力発電事業	洋野	128,000	法1種	洋野風力開発㈱	2016年10月	2017年3月	2022年8月			
12	田野畑風力発電事業	岩泉、田野畑、普代	90,000	法1種	日本風力開発㈱	2016年12月	2017年5月				
13	袖山高原ウィンドファーム事業	久慈、葛巻、岩泉	150,000	法1種	エコ・パワー㈱	2016年12月					
14	SGET岩泉ウィンドファーム	宮古、岩泉	46,000	法1種	SGET岩泉ウィンドファーム合同会社	2017年1月	2017年7月	2019年12月	2021年10月		
15	八幡平風力発電事業	八幡平	200,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	2017年2月					
16	岩手銀河(Ⅰ)及び(Ⅱ)ウィンドファーム建設事業	一関、住田	72,000	法1種	エコロジー総合研究所㈱	2017年10月					
17	岩手洋野における風力発電事業(仮称)	洋野	30,600	法1種	SBエナジー㈱	2017年11月					
18	紫波・花巻風力発電事業	花巻、紫波	60,200	法1種	電源開発㈱	2017年12月					
19	釜石広域風力発電事業更新計画	釜石、遠野、大槌	42,900	法1種	榊ユーラスエナジーホールディングス	2018年5月	2019年1月	2021年1月			
20	折爪岳北風力発電事業	二戸、軽米、青森県南部	95,200	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2018年7月	2016年10月				
21	岩手久慈風力発電事業	久慈、軽米、九戸	75,000	法1種	東急不動産㈱	2021年11月	2022年11月				
22	西久慈風力発電事業	久慈、九戸、葛巻、軽米	439,200	法1種	インベナジー・ウィンド合同会社	2022年5月					
23	一戸・稲庭風力発電事業	二戸、一戸	219,600	法1種	インベナジー・ウィンド合同会社	2022年5月					
24	久慈山形風力発電事業	久慈	125,000	法1種	HSE㈱	2022年6月					
25	数川地区風力発電事業	盛岡、岩泉	140,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	2022年8月	2023年3月				配慮書230MW
26	宮城気仙沼風力発電事業	宮城県気仙沼	43,000	法1種	東急不動産㈱	2022年9月	2023年3月				
27	岩手大船渡陸前高田風力発電事業	大船渡、陸前高田	110,000	法1種	東急不動産㈱	2022年10月					
28	小軽米風力発電事業	軽米、洋野	150,000	法1種	HSE㈱	2022年11月					
29	盛岡数川風力発電事業	盛岡	168,000	法1種	㈱レノバ	2022年12月					
30	高森高原風力発電事業	一戸	25,300	法1種	岩手県企業局		2013年3月	2015年2月	2015年10月	2018年1月	2300*11
31	住田ウィンドファーム事業	住田、一関、陸前高田、奥州	165,000	法1種	エコ・パワー㈱		2013年3月				
32	岩手九戸風力発電事業	洋野、軽米	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		2023年3月				
33	姫神ウィンドパーク事業	盛岡、岩手	18,000	法1種	エコ・パワー㈱			2012年7月	2015年10月	2019年4月	実施要綱アセス 2000*9
34	新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業(くずまき第二風力発電所)	葛巻、岩泉	67,000	法1種	電源開発㈱			2015年4月	2016年2月	2020年12月	2000*16 2100*6
35	釜石広域風力発電事業拡張計画	遠野、釜石、大槌	114,000	法1種	榊ユーラスエナジーホールディングス			2015年2月			
36	宮古岩泉風力発電事業	宮古、岩泉	199,500	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント			2015年7月			
合計			36 事業			14	9	7	1	5	
県内計			3,982,050 kW			2,003,600	830,800	844,800	46,000	256,850	
			34 事業			14	7	7	1	5	
			3,888,450 kW			2,003,600	737,200	844,800	46,000	256,850	
			電力量 kWh(百万)			4,388	1,814	1,850	101	563	
			累計出力 kW			3,888,450	1,884,850	1,147,850	302,850	256,850	
			累計電力量 kWh(百万)			8,516	4,128	2,513	663	563	

※詳細は県ホームページ参照。なお、「電力量」は届出上の出力をもとに機械的に算定したものの。

※非公開